令和８年度調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

（令和７年度振返り）

令和８年８月

調布市教育委員会

― 目　　次 ―

1　調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に当たって

⑴　経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

⑵　点検・評価の対象事業及び構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

⑶　学識経験者の知見の活用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

2　点検・評価の実施方針

⑴　実施方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

⑵　点検・評価シートの見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

⑶　実施方法と実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

⑷　点検・評価の評価基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

3　教育委員会の状況

⑴　教育委員会委員の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

⑵　教育委員会会議の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

⑶　その他の活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

⑷　調布市教育委員会教育目標と基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

4　施策の点検・評価の結果

⑴　施策の点検・評価結果一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

⑵　施策１　豊かな心の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

⑶　施策２　確かな学力の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

⑷　施策３　健やかな体の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

⑸　施策４　個に応じたきめ細かな支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

⑹　施策５　魅力ある学校づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６

⑺　施策６　安全・安心な学校づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０

⑻　施策７　学校施設整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４

⑼　施策８　青少年の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６

⑽　施策９　生涯学習社会への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８

⑾　施策 10 地域ゆかりの文化の保存と継承・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２

5　点検・評価についての有識者からの意見

⑴　白百合女子大学人間総合学部初等教育学科教授　神永　典郎・・・・・・・・５６

⑵　順天堂大学スポーツ健康科学部客員教授　赤堀　博行・・・・・・・・・・・６４

⑶　東京純心大学名誉教授　吉澤　良保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７３

6　資料編

⑴　教育プラン（令和５年度～令和８年度）施策体系　・・・・・・・・・・・・・８０

⑵　教育委員会会議開催状況（令和７年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８２

⑶　教育委員会事務局の概要（令和７年度）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・８８
⑷　令和７年度一般会計当初予算（教育部所管分）課別予算の状況　・・・・・８９
⑸　調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び
　　評価実施要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９０

１　調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に当たって

１　調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に当たって

（1）　経緯

平成１８年１２月に教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされた。

さらに、中央教育審議会において答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」が平成１９年３月に取りまとめられた。

これらを踏まえ、平成１９年６月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正され、平成２０年４月から施行された。

この改正により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と規定された。

こうしたことから、調布市においても、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を毎年度実施している。

〈点検･評価の実施状況〉

<table>
<tr><th>対象年度</th><th>点検・評価の対象となる計画</th><th>施策・主要事業</th></tr>
<tr><td>平２０</td><td rowspan="2">調布市基本計画に基づく施策・基本事業、基本計画推進プログラム事業及び調布市教育委員会の基本方針に基づく主要事業（運営方針）</td><td>７施策・１６基本事業・４１主要事業</td></tr>
<tr><td>平２１</td><td>７施策・１６基本事業・４２主要事業</td></tr>
<tr><td>平２２～平２４</td><td>調布市教育プラン</td><td>２４施策・１３４主要事業</td></tr>
<tr><td>平２５</td><td>調布市教育プラン（時点修正版）</td><td>２４施策・１３８主要事業</td></tr>
<tr><td>平２６～平２９</td><td>調布市教育プラン（改定版）</td><td>１２施策・４４主要事業・７つの重点プロジェクト</td></tr>
<tr><td>平３０～令３</td><td>調布市教育プラン（2019 年度～2022 年度）</td><td>１０施策・３４事業</td></tr>
<tr><td>令４～</td><td>調布市教育プラン（令和５年度～令和８年度）</td><td>１０施策・３４事業</td></tr>
</table>

（2）　点検・評価の対象事業及び構成

対象事業は、調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第３において、「教育基本法第１７条第２項の規定に基づき調布市教育委員会が作成した教育振興基本計画（以下「教育プラン」という。）に掲げる施策及び主要事業とする。」としている。

教育プランについては、国や東京都の計画を参酌するとともに、調布市基本計画と整合を図りながら、新たな社会経済情勢や調布市特有の状況などを踏まえ、令和５年２月に「調布市教育プラン（令和５年度～令和８年度）」を策定した。

そこで、点検・評価については、評価結果を、「調布市教育プラン（令和５年度～令和８年度）」の着実な推進に向けた各施策・主要事業の進行管理に反映させるため、新たな教育プランの施策・事業体系に基づき、振返りを行うこととし、令和５年度からの点検・評価における対象事業は「調布市教育プラン（令和５年度～令和８年度）」に掲げる１０施策・３４事業としている。

（3）　学識経験者の知見の活用

教育委員会は、点検・評価を行うに当たり、教育に関し学識経験を有する者から意見を聴取することとしている。

意見をいただく有識者として次の３人の方に依頼した。（敬称略）

神永　典郎（白百合女子大学　人間総合学部初等教育学科　教授）
赤堀　博行（順天堂大学スポーツ健康科学部　客員教授）
吉澤　良保（東京純心大学　名誉教授）

２　点検・評価の実施方針

２　点検・評価の実施方針

（1）　実施方針

教育プラン（令和５年度～令和８年度）に掲げる施策体系に基づく点検・評価は、教育プランの３年次として、前年度（令和７年度）の主要事業及び施策について振返りを行う。

また、今年度（令和８年度）は、昨年度に引き続き、令和５年３月に策定された「調布市教育大綱（第３期）」に掲げる基本方針と、５つの連携テーマを踏まえ、具体的な教育行政を推進していかなければならない。

こうした状況を踏まえ、以下のとおり実施方針を定める。

ア　調布市教育委員会は、毎年、主要な施策や事業の取組状況について点検・評価を行い、課題や今後の取組の方向性を明らかにするとともに、調布市教育プラン（令和５年度～令和８年度）における１０施策・３４事業の進行管理を行うことにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

イ　点検・評価の結果に関する報告書を作成し、市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

ウ　教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検・評価に関する有識者を置き、意見を聴取する機会を設ける。

⑵　点検・評価シートの見直し

点検・評価報告書は、「効果的な教育行政の推進」と「市民への説明責任を果たすこと」を目的として作成している。そのため、ＰＤＣＡサイクルを意識して、この１年間、「何ができて、何ができなかったのか」、「成果は上がっているのか」、「次への課題・目標は明確化されているか」など、着実な進行管理のもと、調布市教育プラン（令和５年度～令和８年度）の実効性を高めていくことを目指している。

また、調布市教育プランで定めている「成果指標」等についても振返りが必要となっている。

そのため、令和８年度（令和７年度振返り）の報告書では、令和７年度（令和６年度振返り）に引き続き、次のとおり点検・評価シートを作成している。

ア　施策のねらい（PLAN）
・はじめに「施策のねらい（PLAN）」、「背景（PLAN）、主要事業（PLAN）」欄を設け、事業の目的や狙いは何か、その理由はどんなものか、具体的に何を設定するのかを記載した。 ※本欄は、調布市教育プラン（令和５年度～令和８年度）から転記している。
イ　取組実績、取組成果（DO）
・事業の目的や目標に則し、主要事業や主な取組について、具体的にどのように取り組み、どのような成果や効果があったのか明確に記載した。 ・「○」には、教育プランに記載されている各施策の「（５）主な取組」などが記載され、「・」には、その成果等を記載した。
ウ　点検・評価（CHECK）
・調布市教育プラン（令和５年度～令和８年度）においては、上記の「施策のねらい」に対応した「成果指標」を設定し、施策ごとに、施策の成果向上を把握するための指標とその目標値・教育プラン策定時の基準値を示し、実績を記載した。 ・評価結果は、成果指標のみならず、施策に連なる主要事業、主な取組の実績等を総合的に判断し、評価理由とともに記載した。
エ　今後の方向性（ACTION）
・課題を踏まえ、どのような取組を計画し、取り組んでいるのか、実施結果の自己評価とあわせて、より具体的に記述した。

⑶　実施方法と実施時期

実施に当たっては、関係法令に基づくとともに、詳細は、「調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱」に定め実施している。

主な流れは次のとおり。

ア　令和８年５月～６月

教育委員会事務局において、主要な施策・事業の当該年度の取組成果等の振返りと課題の抽出を行い、課題を踏まえた現年度の取組状況、さらに次年度の方向性を取りまとめ、報告書案を作成する。

イ　令和８年６月～８月

自己評価に留まらず、有識者として学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会で最終的に協議し、報告書を作成し、市議会へ提出する。また、報告書は市ホームページで公開するとともに、教育会館、公文書資料室、図書館、各社会教育施設に配架し、閲覧できるようにする。

⑷　点検・評価の評価基準について

各事業の評価については主管課による自己評価としている。評価に当たっては下記の評価基準に基づいて、事業の目的（ねらい）・目標に則して効果や成果が十分得られたかどうかを、Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄの５段階で評価した。

<table>
<tr><th colspan="2">評価結果</th><th>成果指標の結果</th></tr>
<tr><td>S</td><td>実施した取組において顕著な成果が得られた。</td><td rowspan="2">数値が前年度より上昇
又は目標値を上回った（横ばいも含む。）</td></tr>
<tr><td>A</td><td>実施した取組において予定した成果が得られた。</td></tr>
<tr><td>B</td><td>実施した取組において一定程度の成果が得られた。</td><td>数値が横ばい又は前年度より低下</td></tr>
<tr><td>C</td><td>実施した取組においてあまり成果が得られなかった。</td><td rowspan="2">数値が前年度より低下</td></tr>
<tr><td>D</td><td>実施した取組において成果が得られなかった。</td></tr>
</table>

３　教育委員会の状況

３　教育委員会の状況

（1）　教育委員会委員の構成

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）の一部を改正する法律が平成２７年４月１日に施行され、教育の政治的中立性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における組織体制の明確化や、迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会との連携の強化など教育委員会制度の改革を進め、新しい体制を構築していくこととなった。

調布市教育委員会は、平成２７年１０月１日に、新たな「教育長」を代表とする新体制へと移行した。

平成２７年１０月１日以降の調布市教育委員会委員（以下「教育委員」という。）の定数は５人であり、５人の委員が教育長とともに教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針、教育委員会規則の制定・改廃などの教育に関する様々な議題について審議を行っている。

[教育委員会名簿]

（令和８年３月３１日現在）

備　考	氏　名	任　　期
教育長	栗原　健	令和 ７ 年 ４ 月 １ 日から令和 ９ 年 ９ 月３０日まで(注 1)
教育長職務代理者	臼倉　美智	令和 ７ 年１２月１８日から令和１１年１２月１７日まで
委員	榎本　竹伸	令和 ６ 年１０月 １ 日から令和１０年 ９ 月３０日まで
委員	千田　文子	令和 ６ 年１２月２２日から令和１０年１２月２１日まで
委員	毛利　勝	令和 ６ 年 ７ 月 １ 日から令和１０年 ６ 月３０日まで
委員	白倉　代助	令和 ６ 年１０月 １ 日から令和１０年 ９ 月３０日まで

(注 1)　補欠としての任命のため、任期は前任者の任期の残任期間

(2)　教育委員会会議の状況

教育委員会の会議は、地教行法及び調布市教育委員会会議規則に基づき、毎月１回定例会を、また必要に応じて臨時会を開催している。

令和７年４月から令和８年３月までに開催された教育委員会定例会及び臨時会の内容は次のとおり。

ア　教育委員会開催回数　１６回（定例会１２回、臨時会４回）

イ　審議事項

(ｱ)　議決事項（議案）　４０件

(ｲ)　協議事項（協議題）　２件

(ｳ)　報告事項　５４件

(ｴ)　諸報告　２５件

※　「諸報告」は、審議会や施設使用に係る報告など、説明を省略した案件

※　会議の付議案件と結果は、８２ページ以降に記載

教育委員は上記の教育委員会以外にも、月１回以上、定例会や臨時会の前後などに情報交換会を開催し、教育委員会事務局との情報共有を行っている。

⑶　その他の活動状況

教育委員は、学校の状況を把握し、教職員と情報共有するために、学校訪問や学校行事への出席のほか、校長会との意見交換会を開催している。また、東京都教育委員会連合会や東京都市教育長会等へ出席し、東京都教育委員会や近隣市との情報交換、情報共有を行うほか、研修会へ参加し、識見を高め、教育施策の決定等への反映に努めている。

ア　教育委員の学校訪問

令和７年 ５ 月１９日　若葉小学校、上ノ原小学校
令和７年 ６ 月２３日　布田小学校、多摩川小学校
令和７年 ７ 月 ７ 日　柏野小学校、第六中学校
令和７年１０月 ３ 日　第八中学校、滝坂小学校
令和７年１０月２０日　第三小学校、第五中学校
令和８年 １ 月１６日　杉森小学校、第二小学校
令和８年 ２ 月 ５ 日　第一小学校、調布中学校

イ　東京都市町村教育委員会連合会

令和７年 ４ 月２８日　第１回常任理事会（東京自治会館）
第１回研修推進委員会
第１回理事会
令和７年 ７ 月 １ 日　第２回研修推進委員会（東京自治会館）
令和７年 ８ 月 １ 日　第３回研修推進委員会（東京自治会館）
令和７年 ８ 月２２日　第２回常任理事会
第２回理事会
第１回理事研修会（東京自治会館）
令和７年１０月１６日　第４ブロック研修会（調布市文化会館たづくり）
令和８年 ２ 月２７日　第２回研修会（オンライン）

ウ　東京都市教育長会

令和７年 ４ 月１５日　定例会・総会（東京自治会館）
ほか定例会（令和７年５月、７月、８月、１０月、１１月、令和８年１月、２月）、研修会（令和７年７月）、連絡会（令和８年１月）

エ　その他

令和７年 ４ 月２４日～ ５ 月３１日　教育施策連絡協議会（オンデマンド配信）
令和７年 ６ 月２６日　市町村教育委員会研究協議会（オンライン）

⑷　調布市教育委員会教育目標と基本方針

令和４年１２月２３日
調布市教育委員会決定

◎調布市教育委員会教育目標

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質・能力を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

また、調布市においては、調布市民が、生涯にわたり自己実現に向けた学習に主体的に取り組む、という生涯学習の考え方を基盤においた教育施策を展開する。

調布市教育委員会では、このような考え方に立ち、以下の教育目標を掲げて調布市の教育行政を進める。

学校教育では、調布の子どもたちが、徳・知・体の調和のとれた成長と、国際化、情報化の進展など、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けることを目指し、

○　命の大切さを自覚し、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる力を身に付けた子ども

○　豊かな心、健やかな体を基盤に、確かな学力に基づいた「生きる力」を身に付けた子ども

○　自ら社会貢献しようとする意欲をはぐくみ、社会的に自立するための基礎となる力を身に付けた子ども

の育成に向けた施策を展開する。

社会教育では、市民の自己実現を支援し、市民がより豊かでうるおいのある生活を送ることを目指し、

○　市民の要請を的確につかんだ学習の機会や場を提供する

○　市民のつながりを深めるネットワークを構築する

○　市民自らが学習の成果を生かすことのできる学習環境づくりを支援する

などの施策を展開する。

また、学校、家庭、地域住民、その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協働しながら調布の教育を支えていく、という認識のもと、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを進めるとともに、学びの成果を地域社会に生かすなど、地域の教育力を高めていくことを目指す。

◎調布市教育委員会基本方針

教育目標の実現に向け、以下５つの基本方針及び調布市教育プラン（令和５～８年度）に基づき、総合的な教育施策を推進します。

また、教育行政の推進に当たっては、調布市教育大綱及び調布市総合教育会議における協議・調整等を踏まえ、市長との連携強化を図ります。

基本方針１　生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる

【背景】

○　２３万人余の市民が共に生きる調布市にあって、すべての市民が、命の重さを深く自覚し、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、互いを思いやる心や、規範意識を高めていくことが求められている。

○　自他の命を大切にする心豊かな教育活動の推進が求められている。このため、「命の大切さ」や「自分の命は自分で守る」ことの大切さを、子どもたちに教えなければならない。

○　一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手として育成することが求められている。

○　調布市立学校の給食において、食物アレルギーにより尊い児童の命が失われたことを決して風化させず、 一人一人が命の重さや尊さを胸に刻み、自他の命を大切にしなければならない。

○　体罰や暴言の根絶に向け、教職員一人一人の人権意識を一層高めることが求められている。

○　全国的にいじめの認知件数が増加する状況にあって、国では「いじめ防止対策推進法」、東京都では「東京都いじめ防止対策推進条例」が制定されている。全ての児童生徒が安心して教育活動に取り組むことができるよう、いじめをなくさなければならない。

【施策の方向性】

○　いじめ・偏見・差別・虐待につながらないよう、人の尊厳を大切にするとともに、互いのよさや違いを認めあう人権教育や心の教育、そして障害、国籍、性別等の多様性を認め合う共生社会の実現につながる教育などを推進する。

○　知識を得て理解するに留まらず、多様な人々との協働的な学びなどを通じて、様々な社会問題を地域社会や自分事として捉え、実生活や社会の変容につなげる力を育成するとともに、持続可能な社会の創り手としての意識の醸成を図る。

○　教職員の人権意識を一層高める取組を推進する。

○　「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」及び各学校が定める「学校いじめ防止対策基本方針」に基づき、いじめを決して見逃さず、いじめをなくすための組織的な取組を推進する。

基本方針２　「生きる力」を育て、個を伸ばす教育を充実する

【背景】

○　学習指導要領で掲げる「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を推進することが求められている。

○　変化の激しい社会にあって、自ら主体的に判断し、適切に行動できる、社会的に自立した人間としての基礎づくりや、社会に貢献しようとする精神の育成が求められている。

○　指導の個別化等による「個別最適な学び」と、探究的な学習や体験活動等を通じた「協働的な学び」を充実させるとともに、これらの実現に向け、ＩＣＴ環境の整備・活用と情報教育を推進することが求められている。

○　「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」の趣旨を踏まえ、学校や関係機関は、学校への復帰のみを目標にするのではなく、社会において自立的に生きる基礎を養うことができるよう、多様な学びの場を提供していくことが求められている。

○　人はみな違った存在であり、それぞれが自己実現を目指して、個の状況に応じた学習に取り組めるよう、教育環境の充実が求められている。

○　食物アレルギーのある児童生徒と他の児童生徒が、発達段階に応じて互いの違いを認め合い助け合う中で、みんなが同じように給食の時間を楽しみ、食を通して成長できるよう、安全で安心な学校給食を提供しなければならない。

○　子どもが抱える困難が多様化・複雑化する中で、それぞれの家庭環境に応じた支援が必要な子どもへの対応が課題となっている。

○　オリンピック・パラリンピック教育で培った「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の５つの資質を、「学校２０２０レガシー」として継承していくことが求められている。

○　共生社会の実現に向け、障害のある人もない人も、可能な限り、同じ場で共に学び合うことができるよう、児童生徒一人一人に必要かつ適切な教育的支援を行うことが求められている。

○　令和４年６月に「こども基本法」が公布され、令和５年４月から施行されます。本法律は、こども家庭庁の設置と相まって、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて強力に進めていくための包括的な基本法として、こども施策に関する基本理念や、国・地方公共団体の責務等を定めている。

【施策の方向性】

○　各学校において「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント」の実現を図り、教育の質の向上を図るための取組を推進する。

○　子どもたちには、生きる力の柱となる基礎的な学力を身に付けさせるとともに、その基盤となる豊かな心と健やかな体の育成を重視した教育を推進する。また、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けて、更なるＩＣＴ機器の整備・利活用を推進するとともに、教員の指導力向上、授業改善を通じて、児童生徒の情報活用能力を育成する。

○　全ての子どもたちが将来への希望を抱き、安心して学び続けられるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを中心に、学校全体で子どもを見守り、必要に応じて、福祉的な支援につなげるなど関係機関との連携・協力を推進する。

○　小学生を対象とした適応指導教室「太陽の子」、分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」の適切な運営や、訪問型支援事業の実施、中学生を対象とした適応指導教室の環境整備の検討等により、不登校児童生徒の居場所づくりや学びの場の拡充を図り、社会的自立の支援を推進する。

○　食物アレルギー事故の再発防止、いじめや不登校対策、虐待など、学校を取り巻く諸課題に対応するため、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって、情報共有及び連携に努め、児童生徒一人一人の状況に応じた教育及び支援の充実を推進する。

○　「学校２０２０レガシー」の取組等を通じて、体を動かすことの楽しさの実感や運動習慣の定着化を図るとともに、チームワークや連携・協力する意識、共生社会の実現に向けた意識等の醸成を図る。

○　どの子どもも十分な教育を受けることができ、共に学び、共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進する。

○　「こども基本法」の施行を踏まえ、こども施策の策定等に当たっては、対象となるこどもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講じるなど、本法律の趣旨に基づく取組を推進する。

基本方針３　学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進める

【背景】

○　学校や地域を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るために、学校・家庭・地域の連携・協働と役割分担により、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える持続可能な仕組みを構築することが求められている。

○　学校教育の更なる充実に向けて、教員業務の見直しや教員の意識改革、人員体制の確保、教員の心身の健康保持はもとより、誇りややりがいをもって職務に専念できる環境整備等、学校の働き方改革に取り組む必要がある。

○　近年、全国各地で地震、台風・集中豪雨等の自然災害、熱中症事故や登下校中の子どもが巻き込まれる事故等が発生している。このため、自らの安全は自らが守るという自助意識と、地域で互いに助け合うという共助意識の醸成が求められている。また、

学校は地域の避難所になることから、災害時に即応できる体制づくりや地域との連携を進めなければならない。

○　近年、子どもたちを取り巻くインターネット環境が大きく変化しており、いじめや誹謗中傷などの問題をはじめ、スマートフォン等の長時間使用による生活習慣の乱れや不適切な利用による青少年の犯罪被害等につながるケースが増えている。

【施策の方向性】

○　子どもたちにとって、安全で安心な居場所をつくり、学習や体験・交流活動などを行うことができる取組を推進する。

○　学校・家庭・地域が学校教育を取り巻く現状と課題、目標やビジョンの共有を図りながら学校運営に取り組めるよう、コミュニティスクールの計画的な導入と地域学校協働本部との一体的な取組を推進する。

○　「調布市立学校における働き方改革プラン」に基づく取組を推進し、学校教育の質の維持向上や魅力ある学校づくりの実現に繋げる。

○　地域と一体となって、より効果的な防災教育や、実践的な防災訓練の取組を推進する。

○　学校・家庭・地域は、子どもたちのネット依存や、ＳＮＳ等の利用に伴うトラブル等の課題を共有し、情報モラルを含むＩＣＴメディアリテラシーに関する意識啓発や指導などの取組を推進する。

基本方針４　安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する

【背景】

○　教育人口の増減や学級編制標準の引き下げなど、子どもの就学人数に応じた教室数の確保とともに、少人数・習熟度別学習指導や特別支援教育、ＩＣＴ教育の充実など、教育環境の整備が急務となっている。また、学校施設の老朽化への対応については、安全・安心の観点に加え、環境に配慮した計画的な施設改修等の対策が求められている。

○　食物アレルギー対策として、学校給食現場の状況を的確に把握し、給食室の整備・改善を計画的に進めることが求められている。

○　学校における感染症対策を通じて、児童生徒の教育を受ける権利を保障するとともに、医療的ケア児など全ての児童生徒が安全・安心に教育が受けられるよう、必要な支援が求められている。

【施策の方向性】

○　教育人口の推移や施設の老朽化などを的確に把握しながら、調布市公共建築物維持保全計画に基づく維持保全や施設の状況に応じた老朽化対策、学習環境の改善、特別支援教育環境の充実に向けた整備を推進する。

○　「調布市学校施設整備方針」等に基づき、関係部署と連携し、市の公共施設マネジメントとも歩調を合わせながら、施設の建て替えや長寿命化の取組を計画的に推進する。また、施設の建て替えなどに当たっては、ユニバーサルデザインの観点に加え、省エネルギー化等、脱炭素社会の実現に向けた持続可能な教育環境を目指した学校施設整備を検討する。

○　感染状況に応じた対策を講じるとともに、医療的ケア児など全ての児童生徒が安全・安心に教育を受けられるよう、人的支援や教員への研修等、支援体制を整備する。

基本方針５　生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する

【背景】

○　人生１００年時代を見据え、市民が生涯にわたって自己研さんに励み、自己実現を目指す活動を通して、より豊かで充実した生活を送るための環境づくりを支援することが求められている。

【施策の方向性】

○　地域の資源を活用しながら、市民の要請や思いを受け止めた学習の機会や場の提供、学習情報の充実を推進する。

○　市民自らが多様な学習活動を行い、互いに学び合うことで、新たな学びの機会や学びの成果を地域社会に生かせる環境づくりを推進する。

４　施策の点検・評価の結果

施策の点検・評価結果一覧

点検・評価の評価基準について（再掲）

各施策の評価については主管課による自己評価とした。
評価に当たっては下記の評価基準に基づいてＳ～Ｄの5段階で評価した。

評価結果		成果指標の結果
S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	数値が前年度より上昇 又は目標値を上回った（横ばいも含む。）
A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	数値が横ばい又は前年度より低下
C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	数値が前年度より低下
D	実施した取組において成果が得られなかった。	

施策 1　豊かな心の育成

	主要事業	事業主管課	目標達成度
1	命を大切にする教育の推進	指導室	A
2	人権教育の推進	指導室	
3	いじめの防止と対応	指導室	
4	道徳教育の推進	指導室	
5	体験活動の推進	指導室	

施策 2　確かな学力の育成

	主要事業	事業主管課	目標達成度
6	基礎的知識・技能・学習満足度の向上、学ぶ意欲の育成と小中連携教育の推進	指導室	A
7	ＩＣＴ環境の整備・活用と情報教育の推進	指導室	
8	グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組	指導室	
9	学校図書館の活用推進	指導室	

施策 3　健やかな体の育成

	主要事業	事業主管課	目標達成度
10	体力向上への支援	指導室	B
11	食育の推進	学務課 指導室	

施策 4　個に応じたきめ細かな支援

	主要事業	事業主管課	目標達成度
12	特別支援教育の推進	指導室	A
13	不登校児童生徒への支援	指導室	
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実	指導室	
15	様々な家庭環境にある児童生徒への支援	指導室 学務課	

施策 5	魅力ある学校づくりの推進		
	主要事業	事業主管課	目標達成度
16	コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進	指導室	A
17	特色ある教育活動の推進	指導室 学務課	
18	教職員の指導力・人権意識の向上	指導室	
19	学校における働き方改革の推進	指導室 学務課 教育総務課	

施策 6	安全・安心な学校づくりの推進		
	主要事業	事業主管課	目標達成度
20	食物アレルギー対策の推進	学務課 指導室	A
21	安全教育の推進	教育総務課 指導室	
22	児童生徒の安全確保の推進	学務課 社会教育課 教育総務課 指導室	

施策 7	学校施設整備の推進		
	主要事業	事業主管課	目標達成度
23	学校施設の更新	教育総務課	A
24	不足教室への対応	教育総務課	
25	安全・安心で快適な教育環境の整備	教育総務課	

施策 8	青少年の育成		
	主要事業	事業主管課	目標達成度
26	家庭教育への支援	社会教育課	A
27	地域で活躍できる人材の養成	社会教育課	
28	青少年交流・体験事業の推進	社会教育課	

施策 9	生涯学習社会への対応		
	主要事業	事業主管課	目標達成度
29	市民、社会教育関係団体等の活動への支援	社会教育課 公民館	A
30	障害のある方の社会体験活動への支援	社会教育課	
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識、生涯を通じた学びにつながる公民館活動の推進	公民館	
32	市民の読書・調査活動への支援	図書館	

施策10	地域ゆかりの文化の保存と継承		
	主要事業	事業主管課	目標達成度
33	文化財の保存及び活用	郷土博物館	A
34	地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開	郷土博物館 図書館	

令和8年度　点検・評価シート（令和7年度振返り）

施策	1	豊かな心の育成	施策主管課長	指導室長 小鍛治　誠一

1　施策のねらい（PLAN）

一人一人の個性を大切にする教育を進めることで、命の大切さを自覚するとともに、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる豊かな心を育成します。

2　背景（PLAN）

●これからの学校には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切りひらき、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。

●令和元年度には全国のいじめの認知件数が、過去最多となり、調布市においても同様の結果となりました。令和２年度以降、認知件数は減少しているものの、いじめは、どの子ども、どの学校にも起こりうるものであることを認識したうえで「調布市教育委員会いじめ防止に関する規則」や「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」に基づく、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の４つの段階のポイントを念頭に、各学校をはじめ関係機関と連携しながら、いじめの未然防止及び早期解決などの対策に取り組んでいく必要があります。

●新型コロナウイルス感染症の影響やＩＣＴの急速な進化により、インターネットやテレビを介して感覚的に学ぶ「間接体験」やシミュレーションや模型等を通じて模擬的に学ぶ「擬似体験」の機会が急増しました。一方で、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤の育成には、ヒト・モノや実社会に実際に触れ、かかわり合う「直接体験」の機会の確保が重要とされています。

3　主要事業（PLAN）

No.	主要事業（所管課）	事業概要（目的、ねらいなど）
1	命を大切にする教育の推進 （指導室）	自他の生命（いのち）を大切にすることや、他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる、心豊かな教育活動を推進します。
2	人権教育の推進 （指導室）	人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことができる児童生徒を育成し、いじめの未然防止等に取り組むとともに、障害、国籍、性別等、多様性を認め合う、共生社会の実現に向けた心のバリアフリー教育を推進します。
3	いじめの防止と対応 （指導室）	いじめ、虐待については、スクールカウンセラーの活用や子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じて、未然防止、早期発見、早期対応等を行うとともに、文部科学省や東京都教育委員会による調査結果等を通じた実態把握・傾向分析を行い、関係機関と連携し対応します。
4	道徳教育の推進 （指導室）	物事を多面的・多角的に考える学習を通じ、自分で考えを深め、判断し、表現する力を育てるため、道徳教育を推進します。また、児童生徒が自信をもって成長し、より良い社会の担い手となるよう、自己肯定感を育む取組を行うとともに、道徳授業地区公開講座の実施を通じ、保護者・地域と連携した取組を進めます。
5	体験活動の推進 （指導室）	宿泊を伴う移動教室の体験学習や、中学生職場体験など、体験活動を、感染症対策を講じながら可能な限り実施することで集団行動や社会との接点となる体験を通じて、持続可能な社会の担い手としての意識を醸成するとともに、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤の育成に加え、達成感や成功体験の機会を充実させ、課題に取り組む意欲の育成を図ります。

4　点検・評価（CHECK）
※令和5年度は、「新型コロナウイルス感染症による影響」を踏まえた総合評価

成果指標	目標値（R8年度）	基準値（プラン策定時）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童生徒の割合 上段：小学生、下段：中学生 ※全国学力・学習状況調査	１００％	９５．６％	９５．３％	９５．３％	９５．５％	－
	１００％	９５．６％	９３．９％	９４．７％	９５．７％	－

評価結果			評価理由
A	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	○中学生職場体験事業や移動教室等の体験活動の実施に加え、児童生徒の普通救命講習や教員の上級救命講習の実施、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた校内の情報共有や関係機関との連携、更なる人権・道徳教育の取組等を通じて、豊かな心の育成を推進することができたため。 ○成果指標については、豊かな心の育成を推進するための様々な取組を通じて、小学生・中学生ともに、数値を前年度より上昇させることができたため。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	
	D	実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績、取組成果（DO）

No.	主要事業（所管課）	前年度の振返り
1	命を大切にする教育の推進 （指導室）	○自助・共助・公助の意識を醸成する「命」の授業 ・各校において「命」の授業を実施するに当たり、国や東京都教育委員会の指導資料を周知し、全児童生徒に対して、自助・共助・公助に関する意識の醸成に努めた。 ○「調布市防災教育の日（4月）」や「いのちと心の教育月間（１２月）」では、自他の生命を大切にすることや、他者との違いを理解し、認め合うことの重要性について考える授業を実施した。また、これら保護者や地域に対し公開することで、理解・啓発を図る取組を推進した。 ○ＳＯＳの出し方教育の実施 ・長期休み前及び休み明けに、児童生徒が相談できる環境を整備するとともに、学校が児童生徒に対して自殺予防に関する知識を身に付けさせることができるよう、ＳＯＳの出し方に関する教育の指導の充実に向けた支援を行った。 ○児童生徒に対する救命講習の実施 ・小学校第６学年（１８７１人）、中学校第３学年（１３３９人）が、心肺蘇生やＡＥＤ、異物除去、止血法などを身に付けることができた。 ○教員に対する上級救命講習の実施 ・新規１３６人、更新１２３人の教員が受講した。 ・人命救助のための知識・技能を持った教員の育成・学校体制を構築した。 ○応急手当普及員講習の実施 ・新規９人、更新１７人の教員が受講した。 ・全小・中学校で各校２人の教員が応急手当普及員の資格を保有したことで、救命救急に関する知識を児童生徒及び教員に還元する体制を維持した。
2	人権教育の推進 （指導室）	○各小・中学校における人権教育全体計画及び年間指導計画に基づいた指導の推進 ・学校に対して、いじめに関する授業を年間３回実施（いじめ防止対策推進法第２８条第１項各号に掲げる重大事態に関する研修を含む）するよう指導し、児童生徒に対して、いじめは絶対に許されない人権侵害であることを理解させ、よりよい集団生活を築こうとする態度の育成を図るよう周知した。 ・「人権教育プログラム（令和６年３月東京都教育委員会）」及び「いじめ総合対策【第３次】（令和７年６月東京都教育委員会）」を活用した校内研修を全小・中学校で実施した。 ○人権に配慮した指導の充実 ・指導室訪問や指導主事の小・中学校訪問の際に、人権に配慮した指導に係る助言を行った。その際に、東京都教育委員会作成の「考えよう！いじめ・ＳＮＳ＠Ｔｏｋｙｏ」や東京都教職員研修センター作成の「止めよう差別の感染　広げよう感謝の心」を活用した指導を行った。 ・人権教育推進委員会を年間で３回実施した。第１回は、人権教育の考え方や「人権教育プログラム（令和７年３月東京都教育委員会）」の変更点を中心に説明を行い、自校の人権教育の課題や今年度の取組について考える機会とした。第２・３回は、東京都人権尊重教育推進校（小学校、特別支援学校）の研究発表会に参加し、各学校における人権教育の一層の充実を図った。
3	いじめの防止と対応 （指導室）	○調布市教育委員会いじめ問題対策協議会の実施 ・学識を有する者、法律等に関する専門的な知識を有する者などを構成員とする協議会を開催し、いじめの早期発見・早期解決に向けた対応の重要性について協議するとともに、協議内容を校長会で共有した（年１回）。 ○いじめの未然防止、早期発見、早期対応における校内推進体制の充実等 ・いじめの認知の考え方、関係機関との連携等について、生活指導主任会で共有した（年３回）。 ・学校は、年３回の「ふれあい月間（東京都６月・１１月、調布市２月）」にいじめに関する指導を行うとともに、いじめに関する研修を年２回以上実施した。市教育委員会は、いじめの現状や解消に向けた取組について、校長会及び副校長連絡会で共有した。 ・関係機関（東京西法務少年支援センター）が実施する、いじめ等の影響や児童生徒を取り巻く環境に関する研修を、小・中学校全校の生活指導主任とスクールカウンセラーが受講した。 ・スクールカウンセラー連絡会において、小学校から中学校への引継ぎを実施することで、進学先での円滑な支援につなげた。 ・東京都が示す、いじめに関する相談先の一覧表を新規で作成し、保護者や児童生徒へ広く周知することで、いじめ・児童虐待の未然防止に努めた。 ○子ども家庭センター等との連携 ・子ども家庭センターなどの関係機関と連携を図り、対応が必要な要保護児童生徒の実態に即した支援を行った。
4	道徳教育の推進 （指導室）	○小・中学校全校における道徳授業地区公開講座（東京都教育委員会事業）の実施 ○「特別の教科　道徳」の充実 ・児童生徒が、自己の考えをもち、交流することで、考えを広げたり、深めたりできるよう、対話的な学びを取り入れた授業改善を行うよう指導・助言を行った。 ・児童生徒用端末を活用し、全員の考えをモニターに映すなどして、考えの共有や自己の考えの再構築を促す学習活動を通じて、自分事として考えを深め、判断し、表現する力の育成に取り組んだ。 ・指導室訪問や校内研修等において、適正な道徳科の評価について指導・助言を行った。
5	体験活動の推進 （指導室）	○様々な体験活動を通じた児童生徒の規律性・社会性・協調性等を育成する機会の創出 ○自然体験活動 ・小学校第５学年を対象とした八ケ岳移動教室、小学校第６学年を対象とした日光移動教室、中学校第１学年を対象としたスキー移動教室及び中学校第３学年を対象とした修学旅行を予定通り実施し、他の地域の自然や文化に触れる体験等を通して、豊かな心と体を育成した。 ○中学校第２学年を対象とした職場体験を実施した。また、キャリア教育のより一層の充実に向けて、年間指導計画の改善について、指導を継続した。 ・環境教育の推進（多摩川を利用した自然体験学習、クリーンプラザふじみへの社会科見学）

6 今後の方向性（ACTION）

No.	主要事業（所管課）	次年度以降の取組等
1	命を大切にする教育の推進 （指導室）	○命の教育の充実 ・引き続き、「命」の授業や「いのちと心の教育」月間に計画的に取り組むとともに、取組の質の向上に向けて校長会、副校長連絡会等を通じて指導を行っていく。 ○児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高める教育活動の充実を図る。 ○児童生徒のいじめへの正しい理解の促進 ・成果指標である「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解できていない児童生徒については、個々の状況を把握したうえで、個別指導を促す。 ・引き続き、法の定義に基づいたいじめの認知が行えるよう、指導を行う。 ○教職員を対象としたいじめに係る研修の充実 ・いじめに係る内容の校内研修を確実に実施し、教職員のいじめに対する正しい理解、校内体制の構築、組織的な対応の強化を行う。 ○児童生徒のいじめ、不登校等の課題への対応 ・児童生徒理解を軸とした指導の徹底を行う。 ・学校の対応力強化が図られるよう、校長会等を通じて指導・助言を行う。 ○ＳＯＳの出し方教育の充実 ・悩みや不安などを相談できる体制を充実させるとともに、ＳＯＳの出し方教育を特別活動（学級活動）や体育・保健体育の不安やストレス等への対処など、各校の教育課程に位置付けさせ、学校が意図的・計画的に実施できるようにする。 ○性犯罪・性暴力から身を守る教育の充実 ・文部科学省から出されている「生命の安全教育」の教材を活用した授業について、教育課程に位置付けさせ、学校が計画的に実施できるようにする。 ○普通救命講習の促進 ・児童生徒への普通救命講習の受講を引き続き推進する。 ○上級救命講習・応急手当普及員の促進 ・教員の応急手当普及員を各学校最低１人以上配置できるよう講習会の調整を行うほか、応急手当普及員集合研修を実施し、普及員が教職員向けの校内研修を効果的に進められるようにする。また、新規及び更新対象の全ての教員に対して、上級救命講習を実施する。
2	人権教育の推進 （指導室）	○人権教育全体計画及び年間指導計画に基づいた指導の推進 ・「インターネットによる人権侵害」や「性同一性障害などの性に関する教育」などの多様な人権課題について指導の充実を図り、人権意識の向上を図る。 ・中堅教員資質向上研修などの研修を通して、人権教育の普及・啓発ができる人材育成を行う。 ・生活指導主任会及び人権教育推進委員会における研修、体罰防止研修等により、人権尊重を前提とした生活指導や児童生徒理解に即した指導の徹底を図る。 ・指導室や指導主事の学校訪問における人権に配慮した視点の指導・助言の実施（東京都教育委員会作成の人権教育プログラムの活用） ・偏見、差別、いじめが起こらないよう、様々な教育活動において、引き続き人権教育を推進していく。
3	いじめの防止と対応 （指導室）	○調布市教育委員会いじめ問題対策協議会の実施 ・いじめの早期発見・早期解決に向けた協議を継続的に行う。 ○いじめの未然防止、早期発見、早期対応における校内推進体制の強化 ・学校がいじめに係る事案を迅速に把握し、対応できるよう、校長会や副校長連絡会、生活指導主任会において情報共有及び研修を実施する。 ・人権週間及びふれあい月間等を活用した、いじめの未然防止の取組強化を図る。中学校区ごとに、校区内の中で、小学校及び中学校が連携した取組が実施できるよう支援する。 ○子ども家庭支援センター「すこやか」等との連携 ・要保護児童等に関する対応については、引き続き、すこやか等の関係機関と連携を図り、現認の有無の確認を必ず行うとともに、児童生徒の実態に即した支援を行っていく。
4	道徳教育の推進 （指導室）	○「特別の教科　道徳」における指導と評価の一体化の推進 ・初任者研修、２・３年次研修等の若手教員育成研修の機会を通じて、指導と評価の一体化が図られるよう、指導を行う。 ・指導室訪問を通じた指導・助言の充実を図る。 ○１人１台端末を活用した授業の充実 ・１人１台端末を活用した道徳科の授業の充実について、調小研や調中研と連携し、研究の推進を図る。 ○学校教育全体で育む豊かな心 ・道徳科の授業と教科等の指導や生活指導を往還させながら、学校教育全体で、豊かな心の育成の充実を図る。 ○東京都教育委員会作成の指導資料を活用した道徳授業地区公開講座の全校実施 ・意見交換会の形式の工夫（リモート・動画視聴・アンケート形式等） ・ＤＶＤ「子供たちの豊かな心を育むために大人たちにできることを考える」、教員用リーフレット「学校・家庭・地域が一体となって子供たちの心を育むために」等を活用する。 ・東京都教職員研修センター発行の「道徳校内研修ノート」の周知を図り、校内研修において活用できるよう指導・助言を行う。 ・自尊感情測定尺度（東京都版）の評価シートを活用した教育活動の充実を図る。
5	体験活動の推進 （指導室）	○小学校第５学年を対象とするハケ岳移動教室（２泊３日） ○小学校第６学年を対象とする日光移動教室（２泊３日） ○中学校第１学年を対象とするハケ岳スキー教室（２泊３日） ○中学校第３学年を対象とする修学旅行の実施（２泊３日） ○特別支援学級の宿泊を伴う学習の実施（１泊２日） ○連合音楽会（小学校第５学年） ○小学校第６学年を対象とする音楽鑑賞教室の実施 ○中学校第２学年を対象とする音楽鑑賞教室の実施 ○中学校第２学年を対象とする職場体験（３日間） ○環境教育の推進（野川クリーン作戦、多摩川を利用した生態系の観察などの自然体験学習、クリーンプラザふじみへの社会科見学など） ○スポーツ振興課、調布市スポーツ協会と連携した小・中学生ジュニア陸上体験教室の実施（各１回） ○一流アスリートが所属する地域の陸上クラブによる陸上出前授業（小・中学校）

令和8年度　点検・評価シート（令和7年度振返り）

施策	2	確かな学力の育成	施策主管課長	指導室長 小鍜治　誠一

1　施策のねらい（PLAN）

学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善等に取り組み、確かな学力を育成します。

2　背景（PLAN）

●平成２９年３月に新たな学習指導要領が示され、小学校では令和２年度から、中学校では令和３年度から全面実施されました。小・中学校学習指導要領等の改訂のポイントとして、「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の３つの資質・能力を社会と協働・連携しながら育成する「社会に開かれた教育課程」を重視することとされ、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を推進することが求められています。

●令和３年１月に中央教育審議会における答申において、Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０時代、先行きが不透明で予測困難な時代に対応するため、令和の日本型学校教育の構築に向けた今後の方向性が示されました。指導の個別化と学習の個性化に基づく「個別最適な学び」と、探究的な学習や体験活動等を通じ、多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を一体的に充実していくことが求められています。

●新型コロナウイルス感染症拡大に伴いＧＩＧＡスクール構想が前倒しで進められ、児童生徒１人１台端末が早期実現し、調布市においても、教育活動の様々な場面での利活用を推進するほか、夏季休業期間延長時におけるオンライン授業、対面・オンラインを併用したハイブリッド型授業による学びの保障・充実を図りました。学習指導要領で児童生徒の「学びの基盤となる資質・能力」のひとつとして位置づけられた「情報活用能力」を育成するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、更なるＩＣＴ機器の整備・利活用、ＩＣＴ活用に向けた教員の資質・能力の向上が求められています。

3　主要事業（PLAN）

No.	主要事業（所管課）	事業概要（目的、ねらいなど）
6	基礎的知識・技能・学習満足度の向上、学ぶ意欲の育成と小中連携教育の推進 （指導室）	学習の基盤となる資質・能力の確実な育成や個に応じた指導の充実等による個別最適な学びと、探究的な学習の充実等による協働的な学びを一体的に推進することを通じて、児童生徒の基本的知識・技能の習得や学習満足度の向上、できるまで挑戦し続ける意欲の育成と定着を図ります。 また、義務教育９年間を通じた小中連携教育を推進することで、中学校への円滑な接続による中１ギャップの解消や義務教育で身に付ける資質・能力の着実な定着に繋げます。
7	ＩＣＴ環境の整備・活用と情報教育の推進 （指導室）	ＩＣＴ環境の整備・充実によりＩＣＴを日常的に活用できる環境を整え、児童生徒１人１台端末を活用した「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現を図るとともに、学びの保障・充実を推進します。また、実践的な研修や活用方法の検証を通じて学校のニーズに応じたきめ細かな支援を行うことで、ＩＣＴの活用に関する教員の意識及び指導力の向上、授業改善を図るとともに、児童生徒の情報活用能力を育成します。 スマートフォンや学習端末を用いたインターネット、オンラインゲームなどによるいじめや人権問題に対する意識啓発、ＳＮＳの活用方法を考える機会を拡充し、情報に関するモラルやリテラシーの向上を図ることで、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。
8	グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組 （指導室）	オリンピック・パラリンピック教育で培った「障害者理解」「国際理解」「ボランティアマインド」等の５つの資質を、「学校２０２０レガシー」として教育活動を通して次世代へ継承し、運動やスポーツへの関心を高め、夢に向かう努力や困難を克服する意欲の向上、共生社会の実現に向けた意識の醸成等を図ります。 また、外国語指導助手（ＡＬＴ）を活用した授業の実施等、英語及び外国語活動の充実により、国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を育成するとともに、国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材を育成します。
9	学校図書館の活用推進 （指導室）	各学校に配置している学校司書による図書の購入、点検、整理等を行うとともに、本の貸出、レファレンスサービス、本の読み聞かせなどを行うことで、児童生徒が活字に親しみ、主体的・意欲的な読書活動につながるよう充実を図ります。

4　点検・評価（CHECK）
※令和5年度は、「新型コロナウイルス感染症による影響」を踏まえた総合評価

成果指標	目標値（R8年度）	基準値（プラン策定時）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
全国学力・学習状況調査（国語・算数（数学））における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数 上段：小学生、下段：中学生	7ｐｔ	4ｐｔ	3ｐｔ	3ｐｔ	3ｐｔ	-
	7ｐｔ	5ｐｔ	3ｐｔ	7ｐｔ	8ｐｔ	-
「主体的・対話的に学習活動に取り組んだ」と考えた児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査の「課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」、「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか」を合わせた平均値 上段：小学生、下段：中学生	90．0%	77．1%	76．7%	78．5%	78．3%	-
	90．0%	77．0%	78．1%	81．9%	79．2%	-

評価結果			評価理由
A	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	○令和の日本型学校教育の推進、小中連携教育、日本語指導教室、学校図書館の運営等の取組の充実に加え、小・中学校用教育情報システム等のデジタル機器の効果的な活用促進を通じて、確かな学力の育成の取組を推進できたため。 ○成果指標については、全国学力・学習状況調査における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数については、中学生が目標値に到達し、「主体的・対話的に学習活動に取り組んだ」と考えた児童生徒の割合は、前年度に引き続き、基準値を上回ることができたため。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	
	D	実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績、取組成果(DO)

No.	主要事業（所管課）	前年度の振返り
6	基礎的知識・技能・学習満足度の向上、学ぶ意欲の育成と小中連携教育の推進 （指導室）	○「令和の日本型学校教育※」の構築を目指した取組の推進 ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、学校のリーダーとして育成したい主任教諭（学校マネジメント講座受講者）に対して、校長が講義・演習を実施した。 ○東京方式少人数・習熟度別指導ガイドラインを踏まえた指導の実施 ・習熟度別学級における指導方法や教材の工夫について、指導室職員が訪問する等の対応により指導した。 ・算数少人数指導講師を市立小学校２０校に継続配置した。 ○幼・保・小及び小中連携の推進 ・５月１日を調布市小中連携教育の日と位置付け、中学校区の小・中学校が一堂に会して、児童生徒の実態に関しての情報交換を行った（年間２回以上の取組日を設定）。 ・幼保小連携推進協議会及び分科会等を通じて、関係幼稚園・保育園と小学校が就学する園児の情報を共有し、就学後の指導等につなげるなど、幼保小連携に取り組んだ。 ○地域学校協働本部における学習活動支援の取組 ・放課後学習教室、授業補助等により、学習課題の改善に取り組んだ。 ○科学センターの事業実施 ・市立小学校第５・６学年児童を対象とし、全１４回（延べ４２７人）の科学をテーマにした実験教室を実施した。 ○日本語指導の充実 ・海外から帰国した児童生徒及び外国籍の児童生徒等のうち、日本語による会話等に困難を有する児童生徒を対象とした日本語指導教室を週２回程度（全７９回）実施し、延べ１８３１人の児童生徒が参加した。 ・個別指導による日本語の読み書きや作文と日常の生活語等、基本的な日本語を指導する日本語指導臨時講師を学校に派遣し、３０人の児童生徒に対する指導を実施した。 ○授業改善に向けた取組 ・指導室訪問等の機会において、１人１台端末を活用した授業改善の視点で指導・助言を行い、学校の好事例を共有した。 ※令和の日本型学校教育とは、学校教育が直面している課題を解決するため、子どもたちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」の良さを受け継ぎ、さらに発展させ、新しい時代の学校教育の実現を目指していくこと（文部科学省資料要約）。
7	ＩＣＴ環境の整備・活用と情報教育の推進 （指導室）	○児童生徒用端末の更新 　令和８年３月に児童生徒用端末を全台一斉に更新した。更新に当たっては、予備機の台数を拡充することによる端末故障時対応の円滑化を図るほか、学習eポータルの導入により授業時のクラウドサービスへ円滑にアクセスすることができた。 ○ＩＣＴ機器の整備及び活用促進 ・普通教室の増加に伴い、固定式プロジェクターセット（固定式プロジェクター、無線ＡＰ、マグネットスクリーン）を追加で整備するとともに、耐用年数が超過したプロジェクターの一部を更新し、ＩＣＴ環境の充実を図った。 ・教員用端末、教室のＩＣＴ機器及び児童生徒１人１台端末のさらなる利活用促進に向け、令和８年３月から、ＩＣＴ支援員による学校訪問型の研修を月２回から月５回に拡充した。また、各種使用マニュアルの整備等、学校のニーズに応じたきめ細かな支援を実施した。 ○校務支援システムの運用 ・令和２年度から稼働を開始した校務支援システムについて、さらなる利用の定着及び活用支援として、システム研修である「新任・転任者研修会」、「年次更新研修」を実施した。 ○各小・中学校における端末の活用率実態調査 ・教員の授業時における端末活用状況調査を毎月１回実施し、活用率の向上に向けた検討を進めた。 ・児童生徒一人一台端末について、データ通信量や学習支援ソフトのログイン回数に基づいた活用状況調査を毎月１回実施し、活用率の向上に向けた検討を進めた。 ○ＩＣＴ教育推進委員会における情報共有 ・各学校における効果的なＩＣＴ機器の活用方法等について教員の理解を深め、ＩＣＴ機器を活用した授業力を高めることを目的に、全２回開催し、授業におけるＩＣＴ活用事例の共有方法について検討したほか、各校における情報モラル教育の取組等についても共有した。
8	グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組 （指導室）	○英語教育推進委員会における研究等の推進 ・各小・中学校の代表教員が小学校英語専科教員の授業を参観する研修を通じ、指導方法の共有や指導力の改善、研鑽に努めた。 ○グローバルな人材の育成 ・外国語指導助手（ＡＬＴ）を活用した授業を小・中学校全校で実施し、豊かな国際感覚やコミュニケーション能力の育成を図った。 ・中学校第２学年が体験型英語学習施設（ＴＯＫＹＯ　ＧＬＯＢＡＬ　ＧＡＴＥＷＡＹ　ＧＲＥＥＮ　ＳＰＲＩＮＧＳ）を活用し、英語を使用する楽しさや必要性を体感することで、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図る態度や力を養った。 ○学校２０２０レガシー教育の充実 ・オリンピック・パラリンピック教育で培った「障害者理解」、「豊かな国際感覚」、「ボランティアマインド」を中心に合計５つの資質を、学校２０２０レガシーとして、各校の特色ある教育活動を通じて継承する取組を引き続き実施した。 ・デフリンピックの観戦により、デフスポーツの素晴らしさに触れるとともに、児童生徒の共生社会の実現に向けた意識の向上に取り組んだ。 ・オリンピアンやパラリンピアン等を招聘し、走り方の基礎・基本及びトレーニング方法等、脚力の向上を目指したジュニア陸上体験教室を実施した。 ・日本財団パラスポーツサポートセンターによる「あすチャレ！スクール」を４校の小・中学校で実施した。車いすバスケットボール、車いす陸上をテーマに講師による体験プログラムや講演を通して、障害への理解を深め、夢や希望をもつことの大切さを学んだ。
9	学校図書館の活用推進 （指導室）	○学校図書館の活用 ・学校図書館を運営し、児童生徒が図書に触れる機会を確保した。 ・各校の学校図書館全体計画及び年間指導計画に基づき、学校司書と図書主任が連携を図りながら、学校図書館活用に向けた取組を推進した。 ○学校図書館運営連絡協議会の開催 ・学校図書館運営連絡協議会を１回開催し、学校司書と図書主任の連携促進を図った。 ・学校司書連絡会を３回開催し、必要な情報の共有や協議を行った。 ○市立図書館の活用及び連携 ・「調布市子ども読書活動推進計画」に基づく図書指導を行い、日頃から団体貸出しや市立図書館ガイダンスを利用するなど、市立図書館と連携した読書活動を推進した。 ○読書活動の推進 ・小・中学校全校の学校司書が連携し、ブックリスト「本のたからばこ」（小学校）、「ほんとのであい」（中学校）を作成するなど読書活動を推進した。

6 今後の方向性（ACTION）

No.	主要事業（所管課）	次年度以降の取組等
6	基礎的知識・技能・学習満足度の向上、学ぶ意欲の育成と小中連携教育の推進 （指導室）	○「令和の日本型学校教育※」の構築を目指した取組の推進 ・個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、学校のリーダーとして育成したい主任教諭（学校マネジメント講座受講者）に対して、校長が講義・演習を実施する。 ○長期欠席等の児童生徒に対する学習保障 ・１人１台端末を活用した授業について、指導方法及び端末等環境の両面から最適な方法の確立を目指し、引き続き各小・中学校と連携して取り組む。 ○幼・保・小及び小中連携の推進 ・小学校入学後において、教員が児童の実態に応じた指導ができるよう、幼稚園・保育園関係者と懇談会等を行い、状況把握に努める。 ・５月１日を調布市小中連携教育の日と位置付け、中学校区の小・中学校が一堂に会して、児童生徒の実態に関しての情報交換を行う。年間２回以上の取組日を設定して実施する。 ○地域学校協働本部を活用した学習活動支援の取組 ・地域人材等を活用した放課後学習教室や授業補助を行うことで、児童生徒の学習支援の充実を図る。 ○教科担任制の推進、少人数指導講師の配置、科学センターの運営等による学びの充実 ・小学校における教科担任制を推進し、教員の専門性を生かした授業改善を図るとともに、児童生徒個々の学習課題に対応できるよう少人数学習を推進する。 ・科学センター事業は、令和７年度に引き続き、運営業務を委託し、より効果的で魅力ある講座を展開する。 ○日本語指導の充実 ・日本語指導教室や日本語指導臨時講師の活用を通じて、個々の児童生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の充実を図る。
7	ＩＣＴ環境の整備・活用と情報教育の推進 （指導室）	○環境整備 ・各種システムのクラウド化 　耐用年数が超過した校務支援システム及び学校図書館システムのサーバーをクラウドへ移行する。クラウドへ移行することにより、セキュリティの向上、災害時の強靭性強化等を図る。 ・増加する教室へ固定式プロジェクターセット（固定式プロジェクター、無線ＬＡＮアクセスポイント、マグネットスクリーン）の追加整備を行うほか、耐用年数が超過したプロジェクターを更新することで、ＩＣＴ環境の充実を図る。 ○利活用促進 ・ＩＣＴ支援員の配置を拡充し、各学校のニーズに合わせた授業支援及び校内研修を行うとともに、ダッシュボードに蓄積される学習ログを授業改善に活用する方法について検討する研修会を開催するなど、教員のＩＣＴを活用した指導力の向上に資する取組を推進する。 ○情報モラル教育の推進 ・クラウドサービスを活用するに当たり、ルールやマナーなど、情報モラル教育の充実を図る。 ・１人１台端末の課題のある活用方法について把握するとともに、適時、各学校と共有し、児童生徒が課題について考える機会の充実を図る。
8	グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組 （指導室）	○外国語指導助手（ＡＬＴ）を活用した授業実践の充実 ・小・中学校全校における外国語活動・外国語の授業において、教員が作成した指導計画を基に、ＡＬＴの活用による積極的なコミュニケーションを促す等の指導の充実を図る。 ○中学校第２学年が体験型英語学習施設（ＴＯＫＹＯ　ＧＬＯＢＡＬ　ＧＡＴＥＷＡＹ　ＧＲＥＥＮ　ＳＰＲＩＮＧＳ）を活用し、英語を使用する楽しさや必要性を体感することで、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図る態度や力を養う。 ○学校２０２０レガシー（オリンピック・パラリンピック教育）の推進 ・５つの資質のうち「障害者理解」「豊かな国際感覚」「ボランティアマインド」を重視して「学校２０２０レガシー」として、各校特色ある教育活動を展開するよう指導・助言を行う。
9	学校図書館の活用推進 （指導室）	○各学校の学校図書館運営体制の整備 ・学校図書館運営連絡協議会で情報共有を図りながら、各校の学校図書館全体計画及び年間指導計画に基づき学校図書館の活用を推進する。 ○学校司書の資質・能力の向上及び図書主任との連携 ・学校司書が学校図書館を適切に運営できるよう、資質・能力向上を目的とした研修を実施するとともに、図書主任との連携による学校図書館の体制を整備する。 ・各校において学校図書館マニュアルに基づき、図書主任の主導による学校図書館の活用を推進する。 ○学校司書の配置及び図書主任との連携 ・令和７年度に引き続き、小・中学校全校に学校司書を配置し、学校司書と図書主任の連携による学校図書館の活用を推進する。 ○市立図書館の活用及び連携 ・「調布市子ども読書活動推進計画」に基づく読書活動を推進し、調べ学習や団体貸し出し、市立図書館ガイダンスを利用するなど、図書館との連携を推進する。

令和8年度　点検・評価シート（令和7年度振返り）

施策	3	健やかな体の育成	施策主管課長	指導室長 小鍛治　誠一

1　施策のねらい（PLAN）

健康の保持増進、体力の向上や食育の取組に加え、規則正しい生活習慣の定着を図る取組等を通じて、健やかな体を育成します。

2　背景（PLAN）

●「よく食べ、よく動き、よく眠る」（調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠）という健康３原則を踏まえた正しい知識と基本的な生活習慣を身に付け、子どもの心と身体と知性がバランスよく成長・発達するよう見守り、育て、働きかけていくことが必要とされています。

●子どもの時期に活発な身体活動を行うことは、成長・発達に必要な体力を高めることはもとより、運動・スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い、病気から身体を守る体力を強化し、より健康な状態を作っていくことにつながるため、学校における体育活動を通じて、スポーツの楽しさに気づくことも、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するために重要な視点となります。また、体力は、人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上で重要であることに加え、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、人間の健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送るためにも大変重要なものです。
令和３年度東京都児童生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査における調布市の結果は、各種目の合計である体力合計点が東京都平均を下回っている学年があります。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、日頃の学校教育の中でも、体力の低下や怪我が増加傾向にあるため、体育の授業改善のみならず、体を動かすことに対する興味・関心を高めるとともに、楽しさを実感し、運動習慣の定着化を図る取組を推進する必要があります。

●東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承していくこと等を見据えて、東京都教育委員会は令和４年３月に東京の子どもたちが楽しみながら運動やスポーツに参画し、体力を高めることを目的とした、「ＴＯＫＹＯ　ＡＣＴＩＶＥ　ＰＬＡＮ　ｆｏｒ　ｓｔｕｄｅｎｔｓ」を策定しました。調布市は、具体的な取組の一つであるＴｏｋｙｏスポーツライフ推進指定地区に令和４年度の指定を受けており、地域や関係機関と連携しながら、児童生徒の体力向上や教員の指導力向上に向けた取組を推進することが重要となります。

3　主要事業（PLAN）

No.	主要事業（所管課）	事業概要（目的、ねらいなど）
10	体力向上への支援 （指導室）	全小・中学校の児童生徒を対象とした東京都児童生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果を分析し、課題を明確にしたうえで、体育授業の改善を図るとともに、授業以外でも自主的に運動（体を動かす遊びを含む。）の時間を確保することで、楽しさの実感や運動習慣の定着化に繋がる取組を進めます。プロアスリートによる体験教室の実施や教員の指導力向上に向けた研修の充実、Ｔｏｋｙｏスポーツライフ推進指定地区としての取組等、体育・健康に関する取組を学校全体で展開し、児童生徒の体力・運動能力の向上を図るとともに、チームワークや連携・協力する意識の醸成を図ります。 また、地域学校協働本部の取組として、水泳指導員や運動部活動における外部指導員等、地域人材等の更なる活用を推進します。
11	食育の推進 （学務課、指導室）	児童生徒が食に関する正しい知識を習得し、生涯にわたって望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けることができるよう、食に関する指導計画を小・中学校全校で作成するとともに、地場農産物の活用、給食の時間を活用するなど、学習活動や家庭・地域・大学・企業等との連携を図りながら、学校教育活動全体を通じて食育を推進します。 また、学校だけでなく、市が取り組む食育関連事業と連携を図ることで、児童生徒の食育を推進します。

4　点検・評価（CHECK）
※令和5年度は、「新型コロナウイルス感染症による影響」を踏まえた総合評価

成果指標	目標値（R8年度）	基準値（プラン策定時）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
東京都「児童生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」における東京都（各学年・男女別）の体力合計点と調布市の体力合計点の比較 上段：小学生、下段：中学生	東京都の平均値を上回る	▲３．７ｐｔ	▲１．３ｐｔ	▲３．３ｐｔ	▲１．８ｐｔ	-
		１．８ｐｔ	５．８ｐｔ	８．２ｐｔ	８．１ｐｔ	-
体育の授業における、体力・運動能力向上の目標を立てている児童生徒の割合 ※全国体力・運動能力、運動習慣等調査 上段：小学生（上段男　下段女） 下段：中学生（上段男　下段女）	７５．０％ ７５．０％	６９．８％ ６２．５％	６７．０％ ６１．６％	７３．４％ ６４．９％	６９．６％ ６２．４％	-
	７０．０％ ７０．０％	６１．３％ ５６．９％	６２．９％ ６１．２％	６８．９％ ５７．０％	６５．４％ ６０．５％	-

評価結果			評価理由
B	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	○各学校において、一流アスリートを指導者とした出前講座やプロスポーツ選手との交流授業を通じた、体力向上に関する取組や、食育推進連絡協議会を通じて、学校間の取組を共有するなど、食育に関する取組を通じて、健やかな体の育成を推進することができたため。 ○成果指標については、体力合計点に関する東京都と調布市の比較では、中学校は、目標値である東京都の平均値を大幅に上回り、小学校においても基準値を上回ることができた。体育の授業において体力・運動能力向上の目標を立てている児童生徒の割合においては、中学校は基準値を上回ることができたが、小学校は基準値から微減となったため。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	
	D	実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績、取組成果（DO）

No.	主要事業（所管課）	前年度の振返り
10	体力向上への支援 （指導室）	○一校一取組・一学級一実践 ・各小・中学校が体力・運動能力に関する具体的な目標を定め、毎日・週１回程度等の期間を設定したうえで取組を推進した。 ○体力向上事業の実施 ・一流アスリートを指導者として、ハードル走、走り高跳びなど、各学校が希望した種目で学校への出前授業を行うとともに教員向けの指導方法の研修を行った。また、ＦＣ東京（サッカー）、読売ジャイアンツ（野球）、東芝ブレイブルーパス東京（ラグビー）などのプロスポーツチームの選手との交流を通して、体力・運動能力の向上を図るとともにスポーツの魅力を伝える取組を行った。 ・ジュニア陸上体験教室を実施し、走り方の基礎・基本及びトレーニング方法の指導を受けた。また、調布市スポーツ協会、スポーツ振興課との連携により、小学校第４学年以上を対象とした小学生タグラグビー大会を計画した（雨天により中止）。 ○体力向上検討委員会を活用した教育活動における体力向上の実現 ・年間2回の体力向上検討委員会を開催し、学校で取り組める体力向上施策について検討した。取組事例を各学校へ周知するなど、次年度の教育課程に反映させた。 ○地域学校協働本部事業 ・地域学校協働本部の事業を活用し、中学校全校の部活動で部活動外部指導員を活用した。 ・児童生徒の身体活動量の増加を図り、健康保持・増進及び体力向上につなげる取組として、「ちょこプラ１調布」を全校で実施した。
11	食育の推進 （学務課、指導室）	○学校における食育の実践 ・小・中学校全校において、食に関する指導の全体計画と年間指導計画に基づく指導を行った。 ・給食食材の観察や皮むき等の体験、食材を生産している農家の見学など、地場農産物を活用した学習活動を実施した。 ・小学校の教職員向け「調布市食物アレルギーに関する指導の充実　指導資料（平成３１年４月改訂版）」に基づき、各小学校で1、２学期に食物アレルギーに関する指導を行った。 ・調布市食育推進基本計画に基づき、「給食だより」を通じ、家庭と連携した食育に理解を深める取組とともに、食育月間（６月）及び学校給食週間には、学校給食で日本各地の郷土料理や世界の料理を提供し、食文化の継承について啓発を行った。 ・「市制７０周年イラストコロッケ」、「木島平姉妹都市盟約４０周年木島平ウィーク」の記念献立を各校で実施した。 ○食育推進事業の実施 ・１１月に開催された「農業まつり」では、「S&A」の取組の紹介及び地場農産物を使用した学校給食のレシピの配布を行った。 ・親子料理教室「木島平村産の野菜をたくさん使った給食のメニューを作ろう」（対面での実習及び動画配信）を実施した。 ・食育講演会「ギョギョッとぎょしょくを学ぼう」さかなクンから聞く食育の話（９月２１日）を実施するとともに、学校給食の取組みについて、パネル展示で紹介した。 ・食育推進連絡協議会を年間２回開催し、学校間の取組事例の共有を図った。

6 今後の方向性（ACTION）

No.	主要事業（所管課）	次年度以降の取組等
10	体力向上への支援 （指導室）	○資質・能力の育成を目指した授業改善 ・東京都児童生徒体力、運動能力、生活・運動習慣等調査の結果分析を行い、学校の体力向上に関する取組の効果検証を行った上で、体育授業の改善を含めた体力向上施策の充実を図る。 ○体力向上を目指した研究指定校の取組 ・小学校２校を研究指定校として、学校生活の中で身体活動量を上げる取組の推進、運動への意欲を高める研究等を行うとともに、その取組成果を小・中学校全校に普及させる。 ○多様な主体と連携した体力向上事業の実施 ・小・中学生ジュニア陸上体験教室をそれぞれ年１回、調布市スポーツ協会、スポーツ振興課との共催で実施する。 ・プロアスリートが所属する地域の陸上クラブ等と連携し、陸上出前授業を実施する。 ・スポーツ振興課との連携による、プロスポーツチームの学校訪問を通じて、児童生徒がスポーツの魅力に触れる機会を創出する。 ・教員の体育授業における指導力向上を目指し、実技研究の充実を図る。 ・児童生徒の身体活動量の増加を図り、健康保持・増進及び体力向上につなげる取組として、「ちょこプラ１調布」を全小・中学校で実施する。 ○地域学校協働本部事業の活用 ・水泳指導補助員や運動部活動における外部指導員等、地域人材等の更なる活用を推進し、基礎体力の向上及び専門的技能の習得を図る。
11	食育の推進 （学務課、指導室）	○学校における食育の実践 ・各小・中学校の学習活動や家庭・地域との連携を図りながら、食に関する基本的な知識や食習慣の指導を行うとともに、「Ｓ＆Ａ」を通じ地場農産物を給食で使用するなど、学校と市内農家の連携した取組を推進する。 ・令和８年度は調布市立学校において給食提供を開始して６５年目となるため、周年事業として調布市学校給食展を開催し、学校における食育の取組などを紹介する。 ○食育推進事業の実施 ・親子料理教室の実施 ・食育講演会では、主催の健康推進課と連携を図り、市民への食に関する情報提供と食育の普及啓発を図る。 ・食育推進連絡協議会を年間２回開催し、学校間の情報交換を行うとともに好事例の共有を図る。

令和8年度　点検・評価シート（令和7年度振返り）

施策	4	個に応じたきめ細かな支援	施策主管課長	指導室長 小鍜治　誠一

1　施策のねらい（PLAN）

全ての児童生徒が、自己の能力を発揮し、生き生きと学校生活を送ることができるよう、学校、関係機関が連携を図りながら、個に応じた支援を推進します。

2　背景（PLAN）

●共生社会の形成に向けては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。東京都では、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を策定し、共生社会の実現に向け、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図っており、市においても、共に学び共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進する必要があります。

●調布市では、小学生を対象とした適応指導教室「太陽の子」や、全国初となる分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」を開設・運営するなど、不登校児童生徒への支援を行ってきましたが、不登校児童生徒数は近年増加傾向で推移しています。文部科学省からは、全国的な増加傾向を踏まえ「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」が発出され、その中では、魅力ある学校づくりや効果的な支援の充実、多様な教育機会の確保、中学生を対象とした適応指導教室の整備充実などが求められています。

●被虐待児や家庭内で年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うヤングケアラーなど、家庭環境に応じた支援が必要な子どもへの対応が課題となっています。学校や子どもたちを取り巻く地域社会等においては、こうしたケースを早期発見し、必要な支援につなげることが求められています。

3　主要事業（PLAN）

No.	主要事業（所管課）	事業概要（目的、ねらいなど）
12	特別支援教育の推進 （指導室）	特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できるよう、校内通級教室の運営や、個別指導計画の作成、すべての教職員への研修実施、特別支援学級の増設や在籍学級への人的配置等に努めます。加えて、就学前から卒業後までを見据えた就学相談機能の充実を図るとともに、地域で切れ目ない支援が受けられるよう地域・関係機関との連携を進めることにより、どの子どもも十分な教育を受けることができ、共に学び共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します。
13	不登校児童生徒への支援 （指導室）	児童生徒が自らの進路を主体的に捉え社会的に自立することを目指し、魅力ある学校づくりの取組による不登校の未然防止を推進するとともに、早期支援の重要性を認識したうえで、個の状況に応じた多様で柔軟な支援の充実と教育機会の確保に努めます。
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実 （指導室）	子どもに関する様々な心配ごとについて、教育支援コーディネーターや教育相談所が連携し、悩みや不安を抱える子どもや保護者一人一人の心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かい対応に努めます。
15	様々な家庭環境にある児童生徒への支援 （指導室、学務課）	経済的に困難な家庭に対し就学援助制度等による支援を継続するとともに、ヤングケアラーなど、様々な家庭環境にある児童生徒に対し、早期発見や関係機関との連携といった適切な支援につなげられるよう、教員の資質・能力向上に努めるほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実などに努めます。

4　点検・評価（CHECK）
※令和5年度は、「新型コロナウイルス感染症による影響」を踏まえた総合評価

成果指標	目標値（R8年度）	基準値（プラン策定時）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通常の学級において、特別な支援が必要な児童生徒のうち、「スクールサポーター等の人的支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童生徒の数に対する個別指導計画の作成率 上段：小学生、下段：中学生	100%	88．9%	93．4%	96．3%	94．8%	-
	100%	69．0%	99．6%	100%	100%	-

評価結果			評価理由
A	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	○市立小・中学校の全教員を対象とした特別支援教育に関する研修の実施、中学校と一部の小学校を拠点としたスクールソーシャルワーカーの全校配置、中学生を対象とした教育支援センター（適応指導教室）の開設など、個に応じたきめ細かな支援につながる取組を推進することができたため。 ○成果指標については、小・中学校ともに前年度と同程度で、基準値を上回ることができたため。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	
	D	実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績、取組成果（DO）

No.	主要事業（所管課）	前年度の振返り
12	特別支援教育の推進 （指導室）	○第２期調布市特別支援教育推進計画の取組推進と３年次目の検証 ・調布市特別支援教育検討委員会において、これまでの取組の成果と課題を検証し、改善策を検討した。 ○小・中学校における特別支援教育の充実 ・専門性向上のため、小・中学校全校の特別支援教育コーディネーターを対象にした研修を実施した。また、校内通級教室担当全教員対象研修（全２回事例研修）や特別支援教育に係る専門性向上研修を実施した。 ・全教員を対象とした特別支援教育に関する動画研修を実施した。 ○外部機関等との連携 ・放課後等デイサービス事業所との連携に係る計画に基づき、都立調布特別支援学校、放課後等デイサービス事業所、障害福祉課との連携を実施した。 ○幼・保・小連携の支援 ・個に応じた支援の充実を図るため、就学支援シート等を活用し、配慮が必要な児童の支援に取り組んだ（就学支援シートの提出率：調布市立全小学校新入生の14.7%。（前年度比0.6ポイント増）。 ○特別な配慮を必要とする児童生徒に対する支援の充実 ・都立調布特別支援学校をはじめ関係機関と連携を図り、自閉症児のケース会議や若手教員育成研修会を開催した。 ・タブレットを利用したマルチメディアデイジー教科書の利用を促進し、発達障害の児童生徒に対する支援の充実に取り組んだ。
13	不登校児童生徒への支援 （指導室）	○調布市不登校児童生徒への支援プランの取組推進と２年次目の検証 ・調布市不登校施策に係る検討委員会において、これまでの取組の成果と課題を検証し、改善策を検討した。 ・令和８年３月に、中学生を対象とした教育支援センター「ＣＡＮＶＡＳ」を新たに開設した。 ○教育支援センター「太陽の子」における教育環境及び入退室手続きの適切な運用 ・個別課題活動やグループ活動など児童一人一人の指導計画に基づき、きめ細かな対応を行うとともに、入退室に係る手続きを適切に実施した。 ○不登校の未然防止に向けた取組推進 ・「魅力ある学校づくり調査研究事業（国立教育政策研究所）」の取組を継続し、「居場所づくり（児童生徒が落ち着ける場づくり）」・「絆づくり（児童生徒の主体的な活動による関係づくり）」の取組や各校の不登校対応担当教員で構成する、不登校に係る支援委員会における支援内容、課題等を各小・中学校と共有した。 ・不登校に係る支援委員会において、集団指導の振り返りに効果的であるＰＤＣＡシートの活用について、各小・中学校と共有した。 ・小中連携の組織的取組を推進し、集団指導の引継ぎを通して中１ギャップによる不登校の抑制を図った。 ・ステップルームなど、校内別室（校内教育支援センター）を充実させた。 （令和７年度末時点　計２３校（小学校１５校・中学校８校）） ○学校に行きづらい子どもとその保護者への支援 ・小学校第１～３学年とその保護者を対象に「表現あそび」事業を２回開催し、実技体験プログラムや保護者同士のグループトークを行い、小学生４人とその保護者が参加した。 ○不登校児童生徒支援プロジェクトＳＷＩＴＣＨの実施 ・年齢の近い大学生との交流事業を継続したことで、不登校の児童生徒に対する、相談体制や居場所機能を確保した。 ・「学校に行きづらい子どもの保護者のつどい」を４回開催し、心理の専門家や不登校経験のある大学生とその保護者による講演や情報提供、保護者同士のグループトークを行い、４７人が参加した（前年度比１４人減）。 ○教員の資質向上研修の充実 ・太陽の子・はしうち教室の教員を対象とした研修会を実施し、教育支援センターの役割等について理解を深める機会とした。 ○「はしうち教室」の教育課程について ・教育課程の適正な実施に向けて、継続的に指導・助言を行った。 ○不登校児童生徒の家庭等への訪問による支援の充実 ・訪問型支援「みらい」を実施し、小学生３６人、中学生２３人に、家庭訪問での支援を３２５回、学校・公共施設での支援を５１２回、保護者のみの個別相談を３２回行った。 ○「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」の連携 ・子ども家庭センターや子ども・若者総合支援事業「ここあ」等、市の関係部署や関係団体との連携を図り、生徒の卒業後を見据えた支援を行った。 ○長期化した不登校児童生徒への支援の充実 ・不登校児童生徒への支援の充実を図るため、令和７年９月から「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（ＶＬＰ）」やオンライン学習教材「すらら」の活用を開始した。
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実 （指導室）	○来所相談 ・相談件数主訴別相談件数３６２件（前年度比６４件減）、延べ５３２８回（前年度比３４回減）、主訴改善により５７件の相談が終結した。新規相談件数５９件（前年度比１件減）。 ○電話相談 ・相談件数８９件（前年度比８件増）、教育相談所相談員により、幅広い悩みや不安を傾聴するとともに、解決策について共に考え、相談内容に応じた関係機関等への情報提供を行うなど早期解決に向けて支援した。 ・年２回、児童生徒及びその保護者へすぐーる（調布市学校安全・安心情報配信システム）で、電話相談等の情報提供を行った。 ○就学相談 ・相談申込件数５７７件（前年度比３８件増）、面接回数８３９回（前年度比７２回増）、発達検査実施件数２２６件（前年度比４２件増）、学務課等と連携し、就学先の決定のほか、個々の状況に応じた丁寧な相談に努めた。 ○巡回相談 ・９２件（前年度比８件減）、心理・医療等の専門家が必要に応じて各学校を巡回し、専門的な見地から子どもの支援に関する助言を教員に行った。 ○教育支援コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーによる相談・支援 ・不登校や特別な支援を必要とする児童生徒、養育が困難な家庭等の相談を受け、学校や関係機関と連携を図り支援を行った。教育支援コーディネーターは、主訴別相談件数２１３件（前年度比８件増）、延べ３２４回（前年度比４１回増）、スクールソーシャルワーカーは、主訴別相談件数５２５件（前年度比１６０件増）、延べ１万６８８９回（前年度比１万３１２８回増）の対応を行った。
15	様々な家庭環境にある児童生徒への支援 （指導室、学務課）	○早期発見、早期対応における校内推進体制 ・スクールカウンセラー連絡会において小学校から中学校への引継ぎを実施することで、進学先での円滑な支援につなげた。 ・スクールカウンセラーによる小学校第５学年及び中学校第１学年の全児童生徒に対する面接を実施した。 ○子ども家庭センター等との連携 ・子ども家庭センターなどの関係機関と連携を図り、要保護児童生徒の実態に即した支援を行った。 ○スクールソーシャルワーカーによる支援 ・全ての児童生徒、保護者に十分な支援が行き届くよう、中学校を拠点として、スクールソーシャルワーカーを全小・中学校に週１日以上配置した。また、スクールソーシャルワーカーを２人増員し、小学校を拠点として支援の拡充を図った。 ○子ども・若者総合支援事業「ここあ」との連携 ・子ども・若者総合支援事業「ここあ」と支援の必要な家庭などの情報共有を行った。 ○就学援助制度の周知等 ・市報・市ホームページ・ちょうふの教育に就学援助制度に関する情報を掲載するとともに、学校や関係部署と連携し、児童生徒の保護者に対し、制度案内等を配布することで制度を広く周知した。また、実際に援助が必要な時期に合わせた支給を行うため、新入学予定の保護者に対し、新入学準備金を入学前に支給した。

6 今後の方向性（ACTION）

No.	主要事業（所管課）	次年度以降の取組等
12	特別支援教育の推進 （指導室）	○第２期調布市特別支援教育推進計画に基づく取組の推進 ・調布市特別支援教育検討委員会において取組状況を報告し、進行管理を行うとともに、当該計画に基づく取組を検討する。 ・令和８年度向けの調布市教育委員会教育課程編成重点項目に「特別支援教育における教職員の専門性及び組織対応の向上」を設定し、各学校の組織的な取組を推進する。 ・成果指標として掲げた、「通常の学級において、特別な支援が必要な児童生徒のうち、「スクールサポーター等の人的支援による対応」「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童生徒の数に対する個別指導計画の作成率」の向上を図る。 ・校内通級教室に入級している児童生徒のうち、当初設定した目標を達成し、通常の学級のみで学校生活を送れるようになった児童生徒の割合について、２０％以上を維持する。 ・人的配置の充実を進め、発達障害のある児童生徒への環境・体制整備を図る。 ・調布市特別支援教育推進計画の改定に向けて、検討委員会で協議を進め、第３期調布市特別支援教育推進計画を策定する。 ○教員等の専門性の向上 ・特別支援学級、校内通級教室、通常の学級における個別指導計画のシステム化を進め、小・中学校間で引継ぎができるようにする。 ・通常の学級、特別支援学級、校内通級教室等の教員をはじめ、スクールサポーター、特別支援学級支援員及び特別支援教育コーディネーターなど、特別支援教育に係る職員を対象とした研修の充実を図る。 ・都立調布特別支援学校と連携し、個々の児童生徒の障害に応じた指導内容の向上につなげる。 ○教育相談の充実と関係機関との連携 ・児童生徒を適切に指導するため、学校、子ども家庭センター、放課後等デイサービス事業所及び保護者等との連携及び情報共有に取り組む。 ・就学相談に関わる保護者のうち、就学時から卒業後までを見通した特別支援教育について説明を受けた割合の向上を図る。 ・就学支援シート等を活用したきめ細かな支援を継続するとともに、小・中学校相互に指導内容を共有する取組を継続する。 ○ＩＣＴ環境の充実 ・デイジー教科書の利用や特別支援教育に係るアプリケーションの充実を図り、児童生徒の教育的ニーズに応じた活用を推進する。
13	不登校児童・生徒への支援 （指導室）	○調布市不登校児童・生徒への支援プランに基づく取組の推進 ・調布市不登校施策に係る検討委員会において取組状況を報告し、進行管理を行うとともに、当該計画に基づく取組を推進する。 ・新たに開設した中学生を対象とした教育支援センター「ＣＡＮＶＡＳ」の更なる充実に向けた取組を進める。 ・調布市不登校児童生徒への支援プランの改定に向けて、検討委員会で協議を進め、第２期調布市不登校児童生徒への支援プランを策定する。 ○教育支援センター「太陽の子」「ＣＡＮＶＡＳ」の教育環境の充実 ・不登校児童生徒に対し切れ目ない支援を行うため、学校等との連携強化を図る。 ・体験活動やせんがわ劇場と連携したワークショップを実施し、社会的自立に向けた活動の充実を図る。 ○不登校の未然防止に向けた取組の推進 ・「魅力ある学校づくり調査研究事業（国立教育政策研究所）」の取組を継続し、「居場所づくり（児童生徒が落ち着ける場づくり）」・「絆づくり（児童生徒の主体的な活動による関係づくり）」の取組や不登校に係る支援委員会における支援内容、課題等を各小・中学校と共有する。 ・不登校に係る支援委員会において、集団指導の振り返りに効果的であるＰＤＣＡシートについて、各小・中学校に活用を促す。 ・小中連携の組織的取組を推進し、集団指導の引継ぎを通して中１ギャップによる不登校の抑制を図る。 ・空き教室などの状況を踏まえながら、校内別室（校内教育支援センター）の設置の拡充を図る。 ・教育委員会と学校が連携し、不登校傾向にある児童生徒を早期に把握することで、その後の支援策につなげていく。 ○不登校児童生徒支援プロジェクトＳＷＩＴＣＨの実施 ・東京学芸大学と連携し、「メンタルフレンド」「テラコヤスイッチ」を継続する。 ・東京学芸大学と連携し、心理・教育の専門的な見地から、保護者が一人で悩み、孤立することを防ぐため、「学校に行きづらい子どもの保護者の集い」を継続する。 ○訪問型支援「みらい」による支援の充実 ・学校内外の支援につながっていない不登校児童生徒への支援の充実を図る。 ○長期化した不登校児童生徒への支援の充実 ・「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（ＶＬＰ）」やオンライン学習教材「すらら」の活用を通して、不登校児童生徒への支援の充実を図る。
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実 （指導室）	○来所相談 ・引き続き相談者に寄り添うとともに、プレイセラピー等を通じて主訴を明らかにし、状況に応じて関係部署と連携を図ることで、主訴解決につなげる。初回面談のみ、土曜日相談を引き続き月１回実施する。 ○電話相談 ・悩みや不安の早期解決を図るため、心理・教育・福祉の専門家による丁寧な対応を継続する。 ○就学相談 ・就学先決定後も個に応じた相談・支援や学校訪問を継続するとともに、相談件数の増加に対応するため、土曜日相談を引き続き月１回実施する。 ○巡回相談 ・学校からのニーズに応じ、様々な状況の児童生徒を支援するため、巡回相談員を継続する。また、就学相談と連携し就学後も継続した相談を行う。 ○教育支援コーディネーターの相談 ・学校生活における、児童生徒の相談に対し、関係機関と連携を図りながら支援を行う。
15	様々な家庭環境にある児童・生徒への支援 （指導室、学務課）	○早期発見、早期対応における校内推進体制 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを対象とした研修・連絡会等を通じて、児童生徒及び保護者の悩みや不安に対する適切な対応について、各小・中学校と共有する。 ・スクールカウンセラーによる小学校第５学年の全児童と中学校第１学年の全生徒に対する面接を継続して実施する。 ○子ども家庭センター等との連携 ・要保護児童等に関する対応については、引き続き、子ども家庭センター等の関係機関と連携を図り、児童生徒の実態に即した支援を行っていく。 ○スクールソーシャルワーカーによる児童生徒、家庭への支援の充実 ・全ての学校の児童生徒、保護者に十分な支援が行き届くよう、関係機関と連携しながら、様々な家庭環境にある児童生徒への支援の充実を図る。 ○調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」との連携、情報交換、中学校卒業生への周知の継続 ○就学援助制度の適切な運用の継続 ・支援を必要とする全ての方が申請できるよう、広く制度を周知する。 ・新入学準備金の入学前の支給を継続する。 ・第１学年の学用品費の入学前支給を実施する。

令和8年度　点検・評価シート（令和7年度振返り）

施策	5	魅力ある学校づくりの推進	施策主管課長	指導室長 小鍜治　誠一

1　施策のねらい（PLAN）

児童生徒の状況に応じた教育活動や、地域の特性を生かした取組を実施するとともに、教員の資質・能力の向上、また、働き方改革に取り組むことにより、魅力ある学校づくりを推進します。

2　背景（PLAN）

●急激な社会変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題が複雑化、多様化しています。そうした状況の中で、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という学習指導要領の理念を目指し、児童生徒に未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現が必要とされています。調布市では、令和３年度に地域学校協働本部の全小・中学校への設置を完了させ、地域と学校が連携・協働の観点から地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を推進してきました。これまでの取組を発展・持続させるため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入が必要とされています。

●教育活動の直接の担い手である教員は、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、児童生徒一人一人の状況を捉え、他の教員や関係機関と連携しつつ、個に応じた指導を実践する指導力が求められています。また、豊かな人間性や人権意識を備えるとともに、学校・教職の意義や社会的役割・服務等を理解しつつ、保護者・地域住民等との協働関係を構築する資質・能力が求められているため、研修の充実等を通じた、教員の指導力、資質・能力の向上に向けた取組が重要となっています。

●近年、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校教育の更なる充実が求められている一方で、教員に求められる役割の拡大に伴う長時間労働が、教員の心身への影響や教育活動の質にも関わる問題となっています。このことを踏まえ、調布市では「調布市立学校における働き方改革プラン（平成３１年１月）」を策定し、校務支援システム、出退勤システムの導入・活用、副校長補佐の配置などの人的支援等、様々な取組を進めてきました。引き続き、教員業務の見直し、人員体制の確保等の働き方改革を進めることで、教員の心身の健康保持はもとより、誇りややりがいをもって職務に従事できる環境整備に取り組む必要があります。

3　主要事業（PLAN）

No.	主要事業（所管課）	事業概要（目的、ねらいなど）
16	コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進 （指導室）	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を計画的に導入し、地域学校協働本部と一体的な取組を推進することにより、保護者や地域住民と学校が学校教育を取り巻く現状や課題、目標やビジョンの共有を図りながら学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を目指します。地域人材の活用や学校・家庭・地域の連携と役割分担により、持続可能な仕組みを構築し、学校教育活動の充実、活性化を図ります。
17	特色ある教育活動の推進 （指導室、学務課）	農業体験、環境美化活動など、市内の教育資源や各学校の地域特性を活用した取組を推進します。また、児童が自らの個性にあった中学校を選択する中学校学校選択制を通じて、それぞれの個性や可能性を更に伸ばします。
18	教職員の指導力・人権意識の向上 （指導室）	経験年数、教科別・課題別の研修や、校内におけるＯＪＴ研修、教育経営研究室の専門研究員の巡回指導に加え、東京教師道場等の外部研修による教員の指導力、資質・能力の向上を図ります。 また、教員の人権意識のさらなる向上を図るため、いじめや体罰、不適切な指導・暴言等の根絶、経済的に困難な家庭やヤングケアラーの問題、外国にルーツを持つ子ども、ＬＧＢＴＱ等、多様性についての適切な理解に向けた研修等の充実を図ります。
19	学校における働き方改革の推進 （指導室、学務課、教育総務課）	令和５年度からの「調布市立学校における働き方改革プラン」に則り、教員が担うべき業務に専念できる環境の確保、教員の意識改革、学校を支える人員体制の確保、部活動の負担軽減、教員の健康を保持するための取組等を通じて、学校教育の質の維持向上、魅力ある学校づくりにつなげていきます。

4　点検・評価（CHECK）
※令和5年度は、「新型コロナウイルス感染症による影響」を踏まえた総合評価

成果指標	目標値（R8年度）	基準値（プラン策定時）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コミュニティ・スクールの導入校数	２８校（市立小・中学校全校）	未設置	3校	１５校	２８校	-

評価結果			評価理由
A	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	○魅力ある学校づくりの推進に向け、「コミュニティ・スクールの全校導入」、「特色ある教育活動」、「教職員の指導力・人権意識の向上」、「学校における働き方改革」を推進することができたため。 ○新たに１３校（第一小学校、八雲台小学校、富士見台小学校、深大寺小学校、若葉小学校、染地小学校、北ノ台小学校、飛田給小学校、調和小学校、第三中学校、第四中学校、第六中学校、第八中学校）において、コミュニティ・スクールを導入したため。 ○成果指標については、令和８年度の小・中学校全校にコミュニティ・スクールを導入する目標に向けて、新たに１３校にコミュニティ・スクールを導入し、目標値を前倒して小・中学校全校への導入が完了したため。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	
	D	実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績、取組成果（DO）

No.	主要事業（所管課）	前年度の振返り
16	コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進 （指導室）	○地域学校協働本部事業における統括コーディネーターの配置 ・各学校の地域コーディネーターの育成や事業運営に関するアドバイスを行うため、引き続き、指導室に統括コーディネーターを配置した。 ○地域学校協働本部の運営 ・地域学校協働本部について、学校で学習支援員をはじめとした地域人材の活用を図ることができた。 ・学校が地域学校協働本部を円滑に運営できるよう、学校の管理職、地域コーディネーターへの助言や支援等を行った。 ・学校に対し、地域学校協働本部の活動内容について、保護者や地域へ広く周知するための広報誌の作成や学校ホームページへの掲載を助言した。 ○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組 ・令和７年度は、新たに１３校（第一小学校、八雲台小学校、富士見台小学校、深大寺小学校、若葉小学校、染地小学校、北ノ台小学校、飛田給小学校、調和小学校、第三中学校、第四中学校、第六中学校、第八中学校）において、コミュニティ・スクールを導入した。 ・新任転任学校管理職・新任転任教員研修会を開催し、制度の理解促進を図った。また、実践発表会を開催し、令和７年度導入校の代表２校による発表やグループ交流を行うことで情報共有を図った。 ○東京都主催のフォーラムへの参加 ・統括コーディネーターや事業担当者が積極的に東京都主催のフォーラムや担当者会議に参加し、他自治体の担当者等と情報交換を行った。
17	特色ある教育活動の推進 （指導室、学務課）	○特色ある教育活動の充実 ・小・中学校全校に特色ある学校づくり推進交付金を交付し、各校の特色ある教育活動の充実につなげた（小学校：環境美化活動、体力向上活動、ＳＤＧｓ、校庭芝生を活用した健康保持、読書活動、外国語教育、特別支援教育、周年事業／中学校：ボランティアネットワーク（地域人材の活用）、個別最適な学びと協働的な学びの実践、地域とともにある学校づくり、周年事業など）。 ○中学校学校選択制 ・児童及び保護者が各学校の情報を把握できるよう、９月～１０月に各中学校が実施する学校説明会の日程を市ホームページ及び小学校６年生の児童保護者に「すぐーる（調布市学校安全・安心情報配信システム）」で周知した。参加できなかった保護者に対しては、各中学校が資料の配布や学校ホームページへの掲載を通じて、内容の周知に努めた。 ・令和６年度に実施した学校選択制に関する検証報告書の中で、児童や保護者が適切に学校を選択できるよう示した制度の早期周知に関する取組を２点実施した。 １点目「すぐーる」を活用した小学校全児童の保護者に制度の案内。 ２点目、児童・保護者に必要な情報を提供するため作成している、小学生向けの学校案内（全８校分）を小学校第６学年の全家庭に配布した。また、これまで小学校第５学年に制度の案内チラシを配布していたが、より早期の制度周知を推進するため、小学校第4学年から制度の案内チラシを配布した。 ・教室数など施設状況の観点などから入学希望者の多かった第六中学校のみ抽選を実施することとなったが、適切な制度運用を図りながら新入生の入学を決定したことで、個性の伸長を促進することができた。
18	教職員の指導力・人権意識の向上 （指導室）	○「授業改善推進プラン」に基づく取組 ・各学校の学校経営計画を踏まえたうえで、各教科において育成したい資質・能力を明確にすること、及び指導と評価の一体化を図るための授業改善について定期的な学校訪問時や校内研修の際に、実際に授業を観察し指導・助言した。 ○定期的な学校訪問 ・年間１４校行う指導室訪問の際に、各学校のＩＣＴ機器を活用した実践例等を把握し、小・中学校に好事例を共有できるようにした。 ・指導主事等が初任者教員をはじめとした若手教員の授業を積極的に参観し、授業力の６要素の観点（使命感、児童生徒理解等）から指導・助言した。 ・年間５回の生活指導主任会における研修、体罰防止研修等により、人権尊重を前提とした生活指導や児童生徒の多様性に係る適切な理解を図った。 ・特別支援学級及び校内通級教室を担当する教員を対象に、個別の教育支援計画等の立案に関する研修を実施した。 ・通常学級の教員に対する、特別支援教育に関する研修を企画・実施した。 ○年３回の人権教育推進委員会等の充実 ・人権教育の視点から東京都教育委員会が作成した教材を活用し、児童虐待防止や学校現場における男女平等参画に関する指導・助言を行った。８月には中堅教諭等資質向上研修として人権教育の集合研修を実施し、教員の人権教育に資する指導力向上に努めた。
19	学校における働き方改革の推進 （指導室、学務課、教育総務課）	○「調布市立学校における働き方改革プラン」の推進 ・昨年度に引き続き、電子化した出勤簿等による、教職員の在校時間の把握を行った。教員の令和６年度の時間外在校時間は、令和５年度と比較して横ばいであったが、各校長との意見交換の際に、この間の人的支援等の取組により、教員が児童生徒に向き合う時間が確保しやすくなった状況が確認できた。 ・小・中学校全校の一斉閉校日及び夏季休業期間を原則統一し、引き続き長期休業中に休暇を取得しやすい環境を整備した。 ・小学校全校に、学級担任を補佐し副担任相当の業務を担う「エデュケーション・アシスタント」を配置したことに加え、スクール・サポート・スタッフ及び副校長補佐を継続配置した。また、学校の要望に応じて部活動指導員を増員することで、学校への人的支援を行い、教員の負担軽減及び学校教育の質の維持向上を図った。 ・教員の健康保持のため、長時間労働教員及び強いストレスを感じている教員を対象に医師による面接指導を実施した。 ○調布市立中学校部活動の地域展開等に向けた取組の推進 ・生徒にとって魅力あるスポーツ・文化芸術活動を確保及び教員の負担軽減を目的とし、市の実情に即した市立中学校部活動の地域展開等を実現するため、「調布市立中学校部活動地域連携・地域移行に関する推進計画」に基づき、地域人材を活用した外部指導者の派遣など、様々なテーマを持って合同部活動や地域クラブ活動のトライアル事業を実施した。 ○校務改善の推進 ・令和２年度から稼働を開始した校務支援システムについて、さらなる利用の定着及び活用支援として、システム研修である「新任・転任者研修会」、「年次更新研修」を実施した。 ○給食費等の管理の効率化 ・学校徴収金（教材費）の管理についてアウトソーシングを活用し、帳票類の作成等に係る教職員の事務負担の軽減に努めた。

6 今後の方向性（ACTION）

No.	主要事業（所管課）	次年度以降の取組等
16	コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進 （指導室）	○コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進 ・地域学校協働本部事業における管理職連絡会、地域コーディネーター連絡会の定期的な開催。 ・管理職や地域コーディネーター同士の情報共有を図ることで、事業の更なる活性化につなげる。 ・統括コーディネーターが学校を訪問し、指導・助言することで地域学校協働本部の円滑な運営を支援していく。 ・小・中学校全校に設置した地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの一体的な推進により、教育活動の更なる充実や活性化を図る。
17	特色ある教育活動の推進 （指導室、学務課）	○特色ある教育活動の充実 ・小・中学校全校に特色ある学校づくり推進交付金を交付し、各校が特色ある教育活動を推進するための支援を行う。 ○中学校学校選択制 ・児童や保護者が適切に学校を選択できるよう制度の早期周知に関する取組として、小学校第４学年から制度の案内チラシを配布することや小学校全児童の保護者へ「すぐーる」による制度のお知らせ配信を継続し、必要な情報を分かりやすく提供する。 ・受入定員を定めるなど、学校規模の格差などが極力生じることのないよう配慮し、児童が自分の個性等にあった学校を主体的に選択することができるよう実施する。
18	教職員の指導力・人権意識の向上 （指導室）	○「授業改善推進プラン」に基づく取組 ・学校経営計画と関連させ、各教科において育成する資質・能力を明確にするとともに、地域にも公開するなど、社会に開かれた教育課程となるようにしていく。 ・各教科で授業改善をどのように取り組むか具体的な取組を示させる。 ○定期的な学校訪問 ・指導室訪問以外にも学校訪問を定期的に実施し、各学校における１人１台端末等の取組状況を把握し、効果的な使用方法について助言するとともに、好事例について小・中学校全校で共有する。 ・各学校に対して、学習評価に関する改善指導等を行うことで、指導と評価の一体化の取組を充実させる。 ・特別支援学級及び校内通級教室を担当する教員を対象に、個別の教育支援計画等の立案に関する研修を実施する。 ・通常学級の教員に対する、特別支援教育に関する研修を企画・実施する。 ○年３回の人権教育推進委員会等の充実 ・人権教育プログラムを活用し、人権教育の視点を明確にした指導に関する研修を実施する。８月には中堅教諭等資質向上研修として人権教育の集合研修を実施し、教員の人権教育に資する指導力向上に努める。
19	学校における働き方改革の推進 （指導室、学務課、教育総務課）	○「調布市立学校における働き方改革プラン」の推進 ・プランに基づき、多忙化する学校管理職や教員の業務負担の軽減を図り、持続可能な学校指導・運営体制の構築につなげていく。 ・教員の令和７年度の時間外在校等時間は、令和６年度と比較してほぼ横ばいであり、長時間勤務を行っている教員が一定数存在することから、人的支援を継続・拡充していく。 ・令和８年度は、副校長補佐を配置可能なすべての小・中学校に配置するとともに、中学校には部活動指導員を追加配置する。また、エデュケーション・アシスタントをすべての小学校に継続配置することで人的支援を充実し、教員の負担軽減を図る中で、教員が児童生徒に向き合う時間を一層確保できるよう取組を継続する。 ・校務支援システムの活用促進のため、引き続き「新任・転任者研修会」、「年次更新研修」など各研修の充実を図る。 ・長時間勤務またはストレスチェックの結果に基づき、高ストレスの教員への医師による面接指導を継続実施する。 ・会議・研修をオンラインにより実施するなど、移動時間の縮減に努める。 ・教員が作成した資料のうち、効果的・効率的な資料については、好事例として共有することで、授業づくりなど日々の業務改善に反映させる。 ・学校における法律相談のあり方について検討していく。 ○調布市立中学校部活動の地域展開等に向けた取組の推進 ・部活動指導員等の外部人材の拡充による部活動の地域連携を進めるほか、地域展開に向けては、トライアル事業を実施しながら、市の実情に即したスキームの検討・構築に取り組む。 ○教材費等の管理の効率化 ・更なる業務の効率化を図るため、学校徴収金システムの円滑な運用を図るとともに、引き続き、適切な業務のアウトソーシングを継続する。

令和8年度　点検・評価シート（令和7年度振返り）

施策	6	安全・安心な学校づくりの推進	施策主管課長	学務課長 岡本　広美

1 施策のねらい（PLAN）

児童生徒の安全確保に関わる取組を実施し、安全・安心な学校づくりを推進します。

2 背景（PLAN）

●平成２４年１２月、調布市立学校において、食物アレルギーによる児童死亡事故が発生しました。事故を二度と起こさないために「調布市教育委員会食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針（平成２５年１１月策定）」や同方針の重点的取組に掲げた「調布市立学校食物アレルギー対応マニュアル（令和４年３月改訂）」に基づく、事故防止と緊急対応を柱とする再発防止に向けた取組を継続するとともに、事故から１０年となる令和４年１２月に発行した「調布市立学校における食物アレルギー対策１０年のあゆみ」を踏まえ、事故が風化することのないよう食物アレルギー対策を推進する必要があります。

●近年、学校内外における不審者による子どもの安全を脅かす事件や、登下校中の子どもが巻き込まれる交通事故、また、地震、台風・集中豪雨等の自然災害、熱中症事故等が発生し、学校における子どもの安全の確保が喫緊の課題とされています。児童生徒が主体性をもってこれらの事件・事故、災害等から自ら身を守る危機回避能力をはじめ、自らが判断し行動できる力を身に付ける取組を進める必要があります。また、児童ポルノ事件の検挙件数やＳＮＳに起因する強制わいせつ事件等が年々増加し、子どもたちが性犯罪被害に遭う機会が増加しています。子どもを性犯罪等の当事者にしないための安全教育の推進が必要とされています。

●令和３年９月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支援することとされました。国・地方公共団体の責務として、医療的ケア児が医療的ケア児ではない他の児童生徒と共に教育を受けられるよう、関係機関と連携を図り、必要な支援を行っていくことなどが求められています。

●調布市では「調布市立学校における持続的な学校運営のための感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」を策定し、各教科の指導内容に応じた感染症対策に加え、児童生徒の心身の状況の把握、心のケア、感染者に対する偏見や差別への対応等に取り組んできました。また、各学校からの要望を踏まえ、消毒液、非接触型体温計、サーキュレーターなどの保健衛生用品の購入等を通じて、学校における感染症対策の取組を支援してきました。国の動向を注視しながら、引き続き、児童生徒の教育を受ける権利を保障するとともに、学校運営を継続していく必要があります。

3 主要事業（PLAN）

No.	主要事業（所管課）	事業概要（目的、ねらいなど）
20	食物アレルギー対策の推進 （学務課、指導室）	食物アレルギーのある児童生徒へ、医師の診断や給食施設の状況等により、対応可能な範囲で給食を提供します。また、給食室の改修工事にあわせアレルギー対応専用調理室を計画的に整備するとともに、各種研修・訓練を継続し、保護者への啓発や教職員の意識・知識・技能の向上に努めながら、事故が風化することのないよう食物アレルギー対策を推進します。
21	安全教育の推進 （教育総務課、指導室）	調布市防災教育の日における、避難訓練や引き渡し訓練、避難所開設訓練等を通じて、児童生徒の自助・共助意識を養い、自助・共助のために必要な知識と行動を習得します。 セーフティ教室の実施や「学校危機管理マニュアル」の活用等を通して、安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質や能力を育成します。また、児童生徒が性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないよう、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に合わせた方法で身に付ける「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進します。
22	児童生徒の安全確保の推進 （学務課、社会教育課、教育総務課、指導室）	通学路に設置した防犯カメラの適切な維持管理や通学路合同点検の実施、通学路標示板の更新、通学路マップの作成配布による啓発、児童通学見守り員の配置等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに、危機から逃れて助けを求めてきた子どもの緊急避難場所としている「こどもの家」の普及啓発を行うなど、保護者・地域と連携した安全対策を図ります。 また、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」に基づくシックハウス対策や、学校における感染症対策等の取組を継続するとともに、医療的ケア児が学校において、安全に教育が受けられるよう、人的支援や教員への研修等、支援体制を整備します。

4 点検・評価（CHECK）
※令和5年度は、「新型コロナウイルス感染症による影響」を踏まえた総合評価

成果指標	目標値（R8年度）	基準値（プラン策定時）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
調布市防災教育の日の参加者数	3万人	1万7811人	2万9959人	3万905人	3万1398人	-

評価結果			評価理由
A	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	○「食物アレルギー対応マニュアル（令和６年３月改訂）」による誤食事案防止のための運用改善、通学路の「合同点検」の実施、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」の理解促進を図るための研修の実施に加え、「調布市防災教育の日」での防災意識啓発のほか、新たに「朝の小１の壁」対策として、令和７年度から市立小学校児童の早朝見守り事業「みまモーニング」を実施するなど、安全・安心な学校づくりを推進することができたため。 ○成果指標については、昨今の災害などの発生による市民の関心度の高さなどを受けて参加者数が増加し、目標値を上回ることができたため。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	
	D	実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績、取組成果（DO）

No.	主要事業（所管課）	前年度の振返り
20	食物アレルギー対策の推進 （学務課、指導室）	○食物アレルギー事故防止の取組 ・食物アレルギー専門員（管理栄養士）を継続して配置し、学校給食を安全に調理・提供できる環境の整備に努めた。 ・校長会、養護教諭会、栄養士会から選出された委員で構成される「食に関する検討委員会」を開催し、小・中学校全校における食物アレルギー対応マニュアルの課題整理と運用改善に向けた検討を行った。 ・各学校を訪問し、給食室における除去対応食の調理や教室における対応を確認し、取組の改善を図った。 ○緊急時の対応力向上に向けた取組 ・年度当初に、小・中学校や、アレルギー・アナフィラキシー対応ホットライン対象施設の新規採用・異動転入職員等を対象に、御遺族の講話と東京慈恵会医科大学西部医療センター医師によるエピペン投与シミュレーション研修を行った。 ・学校管理職研修（相模原病院臨床研究センター医師による研修）を実施した。 ○多様な主体との連携 ・アレルギー・アナフィラキシー対応ホットラインの運用を継続し、東京慈恵会医科大学西部医療センター及び狛江市との定期的な運営会議を開催した。 （ホットライン対象施設は、平成２５年の覚書締結時１７７施設から令和７年度２６４施設（令和７年９月時点）に増加） ・調布市医師会と連携した「医療・教育連携会議」を通じ、現状分析と課題整理を行った。 ・調布市医師会との連携により、セカンドオピニオンとして指定医療機関の受診を進める取組を継続した。 ・他自治体、関係団体が開催するアレルギー対応に関する研修会等に講師として参加し、市の取組を広く発信した。 ○計画的な施設整備の推進 ・調布市公共施設マネジメント計画に基づき、第二小学校給食室改修工事設計、富士見台小学校及び多摩川小学校給食室改修工事、若葉小学校・第四中学校ＰＦＩ事業に向けた設計を進めた。
21	安全教育の推進 （教育総務課、指導室）	○調布市防災教育の日における取組 ・令和７年度は、令和７年４月２６日（土）に実施した。学校教育活動は、児童生徒に対する「命」の授業・防災啓発講話を実施し、令和６年度に引き続き、保護者・地域の方に対し、学校教育活動の公開を実施した。また、市統一テーマ訓練は、訓練テーマを「避難所開設訓練」と題し、避難所開設時の課題を踏まえた訓練を実施した。また、小学校４～６年生の児童・中学校全生徒及びその保護者を対象に、避難所の受付、避難スペース、備蓄品などを体験する「避難所体験」を体育館で実施した。 ・月１回の安全指導及び避難訓練を実施するとともに、調布市防災教育の日や「いのちと心の教育」月間（１２月）において、「命」の授業を実施した。 ・令和８年度の防災教育の日の実施に向け、庁内関係各課、地域、関係機関等と連携し、準備を進めた。 ○学校危機管理マニュアル ・マニュアルに基づいた避難訓練や安全指導の充実を図った。 ○セーフティ教室 ・不審者対応やＳＮＳが起因となった問題に対し、児童生徒及び家庭への注意喚起を行った。 ・調布警察署と連携を図り、安全教育・指導を推進した。 ・ＳＮＳ東京ノートを活用してＳＮＳとの関わり方について学び、加害者にならない、被害を受けないための知識及び技能の習得に努めた。
22	児童生徒の安全確保の推進 （学務課、社会教育課、教育総務課、指導室）	○通学路の安全管理 ・通学路の合同点検については、交通安全及び防犯の両面から、学校・調布警察署・道路管理者・地域とともに、令和７年１１月に通学路の「合同点検」を実施（７校・３６箇所）した。文部科学省、国土交通省及び警察庁が作成した「通学路における合同点検等実施要領」に基づき、地域の実情を踏まえた効果的な対応を行う視点で点検を実施し、可能な安全対策を行った。平成２７年度に設置した防犯カメラ２０台の更新を行った。 ・小学校通学路を中心とした地域の協力者の家・事業所等２０１４箇所が「こどもの家」として登録しており、子どもが不審者や変質者等に声をかけられたり、犯罪行為に巻き込まれそうになった際の緊急避難場所の確保に努めた。 ○「朝の小１の壁」対策として「みまモーニング（市立小学校児童への早朝見守り事業）」を実施 ・「朝の小１の壁」対策として、令和６年１１月に実施した保護者アンケートの結果、利用希望児童数の多い上位４校（第一小、石原小、北ノ台小、調和小学校）について、令和７年５月７日から事業を開始した。その後、９月の第１週からその次に利用希望児童数の多い６校（第三小、八雲台小、滝坂小、上ノ原小、若葉小、緑ヶ丘小学校）で事業を開始した。１１月には、未実施の学校の保護者に利用希望アンケートを行い、令和８年３月１日から４校（富士見台小、多摩川小、杉森小、布田小学校）で事業を開始した。 ・事業を開始した小学校の保護者向けに満足度等を問うアンケートを実施し、当初の４校では９３．８％、９月開始の６校では９７．１％の満足度を得た。 ○学校における室内化学物質対応 ・小・中学校全校で実施した学校環境衛生（室内化学物質）定期検査において、全て基準値未満であることを確認し、安全・安心な学習環境を提供した。 ・改修工事等を実施した際には、「調布市公共施設等シックハウス対策マニュアル」を遵守し、安全な教育環境の確保に努めた。 ・令和４年１１月に一部改正した「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」の理解促進を図るため、教育委員会の全職員を対象に研修を実施したことに加え、校内研修等における活用を促すため、各学校へ研修資料を提供した。 ・調布市立学校における室内化学物質対策推進協議会を開催し、学校環境衛生（室内化学物質）定期検査の結果報告等について、シックハウス症候群や化学物質過敏症と思われる児童生徒の保護者、庁内関係部署、学校教職員、ＰＴＡ代表と共有した。 ・厚生労働省において室内空気中化学物質の室内濃度指針値の改訂（令和７年１月）が行われたことから、令和７年３月「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」のうち、室内化学物質の濃度指針値等を掲載している「別紙」の一部を改正し、それに基づく対応を行った。 ○感染症予防対策 ・学校で感染症対策用消耗品を購入するための予算を確保し、各小・中学校へ配当すること等により、引き続き学校における感染症対策を支援した。

6 今後の方向性（ACTION）

No.	主要事業（所管課）	次年度以降の取組等
20	食物アレルギー対策の推進 （学務課、指導室）	○食物アレルギー事故防止の取組 ・食物アレルギー専門員（管理栄養士）を継続して配置し、学校給食を安全に調理・提供できる環境の整備に努める。 ・食に関する検討委員会において、小・中学校全校における食物アレルギー対応マニュアルの課題整理と運用改善に向けた検討を継続する。 ・食物アレルギー対応訪問を継続し、各学校の取組の改善を図る。 ○緊急時の対応力向上に向けた取組 ・エピペン投与シミュレーション研修（専門医である東京慈恵会医科大学西部医療センター小児科医及び御遺族の講話）を通じて、食物アレルギー事故を風化させることのないよう、オール調布で再発防止に向けた意識を醸成する。 ・学校管理職研修（相模原病院臨床研究センター医師による研修）を実施する。 ○多様な主体との連携 ・東京慈恵会医科大学西部医療センターとのアレルギー・アナフィラキシー対応ホットラインの運用を継続する。 ・調布市医師会と連携した「医療・教育連携会議」を通じ、現状分析と課題整理に応じた不断の見直し・運用改善に取り組む。 ・調布市医師会との連携により、セカンドオピニオンとして指定医療機関の受診を進める取組を継続する。 ・講演会や市ホームページ、市報等を通じ、広く食物アレルギーに関する知識の普及啓発を図るとともに、市長部局と連携し、市の取組を広く情報発信する。 ○計画的な施設整備の推進 ・調布市公共施設マネジメント計画に基づき、令和8年度は、調和小学校給食室改修工事に向けた設計を進める。 ・第二小学校の給食室改修工事に合わせ、食物アレルギー対応専用調理室を整備するとともに、食物アレルギー対応に必要な備品や消耗品の更新を行う。
21	安全教育の推進 (教育総務課、指導室)	○調布市防災教育の日の取組 ・令和８年度については、学校教育活動は、保護者・地域の方に公開したうえで、児童生徒に対する「命」の授業、防災啓発講話を実施する。また、全学年一斉に校庭への避難訓練を実施するとともに、保護者による引取訓練を実施する。市統一テーマ訓練を「避難所開設訓練」とし、令和元年台風第１９号における避難所開設時の課題を踏まえた訓練を小・中学校全校において実施し、避難所の受付、避難スペース、備蓄品などを体験する「避難所体験」を全児童生徒とその保護者を対象として、小・中学校全校の体育館で実施する。新たな取り組みを交えながら、学校・庁内・関係機関・地域等と連携・協働して、児童生徒に対する防災教育の充実、地域防災力の向上に取り組む。 ・学校危機管理マニュアルに基づき、月１回実施する避難訓練や安全指導（生活安全・交通安全・災害安全についての取組を明確にする等）の充実を図る。 ・生活指導主任会等で「安全教育プログラム」を指導資料として活用する。 ・学校における事故等の未然防止に向けて、月ごとに市内で起こった事故の概要を取りまとめ、校長会及び副校長連絡会等で周知し、未然防止に努めるとともに、適時・適切な注意喚起を促す通知を発出する。 ○セーフティ教室の実施 ・調布警察署や消防署等との連携の充実を図り、安全教育・指導を推進していく。 ・ＳＮＳ東京ノートを活用し、ＳＮＳとの関わり方について学び、加害者にならない、被害を受けないための知識及び技能の習得に努める。 ○生命（いのち）の安全教育の推進 ・児童生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、生命（いのち）の安全教育を推進する。
22	児童生徒の安全確保の推進 （学務課、社会教育課、教育総務課、指導室）	○通学路の安全確保 ・学校と地域等が連携して行う登下校時の見守り活動を補完するため、周辺住民のプライバシーに配慮しながら、通学路や登下校時に児童が通行する道路を撮影する防犯カメラの維持管理を行うことにより、登下校中の児童生徒の安全確保を図る。 ・学校・調布警察署・道路管理者に加え、地域と連携を図りながら通学路の合同点検を実施し、安全対策の充実を図る。 ・「こどもの家」担当者（PTA校外委員等）との連携や、市報・ホームページ等を活用した普及啓発の支援、及び、保険加入・プレート等作成の支援をする。 ○「みまモーニング」（市立小学校児童への早朝見守り事業）の実施と課題の検証 ・令和７年度に１４校で事業を実施した。見守り員に対する研修の実施等、学校・委託事業者と連携した準備を進め、令和８年度中に全２０校の実施を目指す。また、次年度に向け、人員体制や児童の過ごし方などの課題について検証していく。 ○シックハウス対策の実施 ・引き続き、「調布市公共施設等シックハウス対策マニュアル」に基づく取組を継続するとともに、学校環境衛生（室内化学物質）定期検査を実施し、児童生徒の健康被害を防ぐための適切な対策を講じる。 ・調布市立学校における室内化学物質対策推進協議会を開催し、学校環境衛生（室内化学物質）定期検査の結果報告等について、シックハウス症候群や化学物質過敏症と思われる児童生徒の保護者、庁内関係部署、学校教職員、ＰＴＡ代表と共有する。 ○感染症予防対策 ・国の衛生管理マニュアル等に基づき、児童生徒の健康管理・衛生管理や校内の消毒・換気などの感染症対策に継続して取り組む。 ○医療的ケア児への支援体制の整備 ・医療的ケア児が学校において安全に教育を受けられるよう、教員への研修等による支援体制の整備に取り組む。

令和8年度　点検・評価シート（令和7年度振返り）

施策	7	学校施設整備の推進	施策主管課長	教育総務課 施設担当課長 奥山　尚

1　施策のねらい（PLAN）

だれもが安全・安心に利用できることに加え、児童生徒が良好な環境の中で学校生活を送ることができるよう、学校施設の整備を推進します。

2　背景（PLAN）

●児童生徒にとって安全で安心な教育環境を確保するため、学校施設の老朽化対策として、「調布市公共施設マネジメント計画」及び「調布市学校施設整備方針」に基づく、施設の建替えや長寿命化といった対応に加え、学校内の施設・設備の点検・改修等を計画的に進めていくことが求められています。また、快適な教育環境を整備するため、調布市では、校舎内の教室への空調整備の完了に続き、令和３年度に小・中学校における体育館への空調整備が完了しました。引き続き空調設備の維持・管理に努める必要があります。

●令和３年３月に改正義務教育標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）が可決されたことを受け、令和７年度までに小学校（義務教育学校の前期課程を含む）の学級編制の標準が段階的に４０人から３５人に引き下げられます。調布市では、児童数が令和６年度まで増加する見込みであり、学校によってはその後も増加傾向にあることから、就学人数に応じた教室数の確保や教育環境の整備を推進していく必要があります。

●校舎・体育館等の学校施設は、児童生徒が安全に学校生活を送る場となるだけではなく、発災時において、地域住民の避難所としても必要な機能が発揮できるよう、引き続き、避難所機能としての整備を推進していく必要があります。

●令和２年１０月、政府は脱炭素化社会を目指し、２０５０年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。調布市においても令和３年４月に、国・東京都、市民や事業者と協働して地域温暖化対策の取組を推進し、ゼロカーボンシティを目指すこととしており、学校施設についても環境に配慮した計画的な整備が求められています。

3　主要事業（PLAN）

No.	主要事業（所管課）	事業概要（目的、ねらいなど）
23	学校施設の更新 （教育総務課）	構造体の耐久性調査の結果などを踏まえ、中・長期的な視点に立ち、調布市公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、学校施設と他の公共施設との施設複合化を視野に入れた、校舎建替等の検討を進めます。 また、ユニバーサル・デザインの観点や、外壁・屋上等の高断熱化のほかＬＥＤ照明導入による省エネルギー化等、脱炭素化社会の実現に向けた持続可能な教育環境を目指した学校施設の整備の検討を進めます。
24	不足教室への対応 （教育総務課）	小学校における３５人学級編制標準の引き下げや児童生徒数の増加に対応するため、学校施設の整備・改善に取り組みます。
25	安全・安心で快適な教育環境の整備 （教育総務課）	計画的な維持保全により、安全・安心で快適な施設環境を保持するとともに、感染症対策を講じたうえで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた、新しい時代の学びを実現する学校施設の整備を推進します。 緊急に修繕が必要となった場合には、速やかに応急処置を行うとともに、原因等の調査を踏まえ的確な改修に努めるほか、夏季の暑さ対策・熱中症対策に計画的に取り組み、学校施設の適切な維持管理に努めます。 また、避難所として重要性が高まっている学校施設について、だれもが安全・安心に利用することができるよう整備を行い、避難所機能の充実を図ります。

4　点検・評価（CHECK）
※令和5年度は、「新型コロナウイルス感染症による影響」を踏まえた総合評価

成果指標	目標値（R8年度）	基準値（プラン策定時）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
耐用年数を基本に、屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	-

評価結果			評価理由
A	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	○若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体型施設整備に向けたＰＦＩ事業の建設工事への着手、省エネルギー化に向けた校舎内ＬＥＤ照明の改修に加え、安全・安心で快適な教育環境の整備に向けた校舎内トイレの部分改修工事や水道の直結化改修工事など、計画的に学校施設の整備を推進することができたため。 ○成果指標については、校舎の外壁及び屋根の改修工事並びに受変電設備の更新を実施したことにより、目標値である屋上防水、校舎の外壁、受変電設備の予防保全ができている学校の割合１００％を継続することができたため。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	
	D	実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績、取組成果（DO）

No.	主要事業（所管課）	前年度の振返り
23	学校施設の更新 （教育総務課）	○学校施設の更新 ・若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体型施設整備については、ＰＦＩ事業における実施設計が完了し、１１月から建設工事に着手した。また、建設工事の着手前には、調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例に基づく開発事業の説明会及び施設整備説明会を開催した。 ・「調布市ゼロカーボンシティ宣言（令和３年４月）」を踏まえ、第五中学校の校舎内照明器具のＬＥＤ化改修工事を実施した。
24	不足教室への対応 （教育総務課）	○児童生徒数の増加に伴う施設整備 ・不足教室対策として、第一小学校における仮設校舎建設に向け、仮設校舎の設計を実施した。 ○児童生徒の教育環境を保全する取組 ・市長部局において、児童生徒の良好な教育環境を保全する街づくりに資することを目的として制定した「調布市の次代を担う児童生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱」に基づく教室確保困難通学区域を指定するに当たり、引き続き、第一小学校をはじめとする７校を、今後、教室を確保することが困難と見込まれる学校の学区域として意見を付して、回答した。
25	安全・安心で快適な教育環境の整備 （教育総務課）	○学校施設の安全・安心で快適な教育環境の整備 ・学校施設の適切な維持管理を実施し、快適な教育環境の整備に努めた。 ・「調布市公共施設マネジメント計画」及び「調布市学校施設整備方針」に基づき、飛田給小学校の給食室改修工事の設計、富士見台小学校の給食室改修工事、上ノ原小学校の外部改修工事、柏野小学校の体育館内部改修工事、第七中学校の校庭整備工事を実施した。

6 今後の方向性（ACTION）

No.	（教育総務課）	次年度以降の取組等
23	学校施設の更新 （教育総務課）	○学校施設の更新 ・若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体型施設整備については、引き続き建設工事を進めていく。 ・「調布市ゼロカーボンシティ宣言（令和３年４月）」を踏まえ、第一小学校・八雲台小学校・滝坂小学校・緑ヶ丘小学校・杉森小学校・神代中学校・第三中学校・第六中学校の校舎内照明器具のＬＥＤ化改修工事を実施する。また、令和７年度から繰越明許費の設定を行った第三小学校、上ノ原小学校、北ノ台小学校、柏野小学校、国領小学校は引き続き、ＬＥＤ化改修工事を実施する。
24	不足教室への対応 （教育総務課）	○児童生徒数の増加に伴う施設整備 ・不足教室対策として、第一小学校における仮設校舎の建設工事を実施するとともに、中学校における３５人学級編制の実施による学級数の増加に伴い、調布中学校・第七中学校・第八中学校にて、既存校舎内での普通教室整備工事を実施する。 ○児童生徒の教育環境を保全する取組 ・市長部局において「調布市次代を担う児童生徒の教育環境を保全する街づくり指導要綱」に基づく教室確保困難通学区域を指定するに当たり、教室を確保することが困難と見込まれる学区域を意見を付して回答することで、児童生徒の良好な教育環境を保全していく。
25	安全・安心で快適な教育環境の整備 （教育総務課）	○学校施設の安全・安心で快適な教育環境の整備 ・緊急修繕が必要となった場合には、速やかに応急処置を行うとともに、原因等の調査を踏まえ適切な改修に努める。 ・校舎・体育館の空調設備、トイレ等の学校施設の適切な維持管理や、夏季の暑さ対策・熱中症対策等、安全・安心で快適な教育環境の整備を進めていく。 ・「調布市公共施設マネジメント計画」及び「調布市学校施設整備方針」に基づく計画的な維持保全改修として、第二小学校の給食室改修工事、飛田給小学校の体育館内部改修工事、調布中学校の体育館外部改修工事、深大寺小学校及び第三中学校の給水管改修工事、布田小学校の校庭整備工事を実施する。また、令和７年度から繰越明許費の設定を行った多摩川小学校は、引き続き、給食室改修工事を実施する。

令和8年度　点検・評価シート（令和7年度振返り）

施策	8	青少年の育成	施策主管課長	社会教育課長 泉　健一郎

1　施策のねらい（PLAN）

地域や家庭、関係機関が連携を図り、子どもが自立・活躍できる環境づくりに取り組むとともに、青少年同士の交流等を通じて社会性を身につけることで、青少年の健全な育成を推進します。

2　背景（PLAN）

●子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、子どもたちが健全に成長していくための環境づくりが必要です。このためには、社会全体で子どもを見守り、地域や家庭、関係機関がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で青少年の健全な育成に向けた取組を進める必要があります。

●調布市ではこれまで約５０年にわたり、リーダー養成講習会を実施し、地域で活躍できる人材の養成に努めてきました。リーダー養成講習会の卒業生が市内でリーダーグループを立ち上げるなど、青少年の育成に携わる熱い思いは脈々と続いています。今後も、青少年が次世代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、健全育成の場の提供や地域で活躍ができる人材の養成について、学校、地域、行政等が一体となった取組を推進していく必要があります。

●変化する社会情勢に柔軟に対応しながら、青少年が次世代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、健全育成の場の提供や地域で活躍ができる人材の養成について、学校、地域、行政等が一体となった取組を推進していくことが求められています。また、子ども・若者が地域の課題解決に主体的に関わることは、社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく意識の養成にも資するものであり、よりよい社会を創っていく資質・能力を育む上で重要です。

3　主要事業（PLAN）

No.	主要事業（所管課）	事業概要（目的、ねらいなど）
26	家庭教育への支援 （社会教育課）	家庭教育に関する知識や意識の向上を図るため、市立小・中学校ＰＴＡが企画、実施する家庭教育セミナーに対して、助言、情報提供や助成等の支援を行います。 また、家庭教育や青少年教育に関する様々な情報を掲載した社会教育情報紙「コラボ」の発行を通じて、地域や家庭での教育力の向上を図ります。
27	地域で活躍できる人材の養成 （社会教育課）	青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図るため、小学生を対象としたジュニアサブリーダー講習会、中学生を対象としたジュニアリーダー講習会、高校生学齢を対象としたシニアリーダー講習会の実施及び支援を行います。
28	青少年交流・体験事業の推進 （社会教育課）	青少年が同世代相互及び世代を超えた交流を通し、社会性や協調性を育み、豊かな人間性の形成を図る場を提供します。 また、子どもたちに自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに、活動を通して、まちづくりへの参加意識の向上を図ります。

4　点検・評価（CHECK）
※令和5年度は、「新型コロナウイルス感染症による影響」を踏まえた総合評価

成果指標	目標値（R8年度）	基準値（プラン策定時）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
リーダー養成講習会（ジュニアリーダー講習会、シニアリーダー講習会、レクリエーション講習会）の参加者数及びジュニアサブリーダー講習会の修了証授与者数	３６０人	１４３人	２７５人	３１７人	３６１人	-

評価結果			評価理由
A	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	○二十歳のつどい、調布っ子“夢”発表会、リーダー養成講習会等の実施や家庭教育セミナーを開催するための支援を行ったことに加え、社会教育情報紙「コラボ」の発行や、青少年交流館・八ケ岳少年自然の家の適切な運営のほか、令和７年度から新たに中学生の海外体験学習事業を新規で開始するなど、青少年を育成するための取組を推進することができたため。 ○成果指標については、令和８年度の目標値を１年間前倒しで達成することができたため。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	
	D	実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績、取組成果（DO）

No.	主要事業（所管課）	前年度の振返り
26	家庭教育への支援 （社会教育課）	○家庭教育セミナーへの支援 ・企画・実施を行うＰＴＡの負担軽減のため、昨年度に引き続き、事務手続き説明会は実施せず、必要書類に「事務手続きについて」及び「よくある質問」をまとめた資料を添えて各学校を経由して送付し、質問や書類提出はメールでの提出を可とした。 ・家庭教育セミナーの開催方法については、対面とオンラインを組み合わせた開催のほか、オンラインのみでの実施も可とした。開催状況としては、令和７年度、３校で開催され、７９人が参加した。 ○社会教育情報紙「コラボ」の発行 ・年３回、市内小・中学校の児童生徒の保護者にすぐーるの配信やチラシの配布、その他関係各課及び市施設に配架した。 ・市ホームページにも紙面を掲載することにより、子どもに関わる地域の大人へ広く社会教育及び家庭教育の情報を提供することができた。
27	地域で活躍できる人材の養成 （社会教育課）	○リーダー養成講習会 ・ジュニアリーダー講習会登録者３４人（令和６年度登録者３５人）。 ・シニアリーダー講習会登録者７人（令和６年度登録者７人）。 ・レクリエーション講習会登録者４４人（令和６年度登録者２９人）。 ・ジュニアサブリーダー講習会修了証授与者２７６人（令和６年度修了証授与者２４６人）。
28	青少年交流・体験事業の推進 （社会教育課）	○青少年交流館の利用者数・運営 ・多目的室及び集会室における団体利用延べ２７４５人（３９９団体）、オープンスペース２８６３人、自習室８６人、延べ５６９４人。使用者数は前年度から２９９人増加した（令和６年度　多目的室及び集会室における団体利用２６５４人（３９５団体）、オープンスペース２６８２人、自習室５９人、延べ５３９５人）。 ○調布っ子“夢”発表会の開催　令和７年度テーマ「わたしが考える未来の調布」 ・発表者１２人（市内小学校６校）、来場者７９人。 ・実施後は記録冊子を作成し、発表した児童及び小学校へ配付した。また、発表内容に関する市の取組について、発表者へ文書でお知らせするとともに、社会教育情報紙「コラボ」に一部を掲載した。 ○二十歳のつどいの実施 ・人生の節目として将来について考える機会となる集いの場を、幅広い若者世代の参加の機会を設けながら実施した。 ・令和６年度から開始した、ＬＩＮＥを活用した入場券（画像）の交付に加え、アンケートの実施もＬＩＮＥを活用する等、参加者の利便性向上や事務の効率化を図った。 ○ハケ岳少年自然の家の維持管理・運営 ・恵まれた自然環境の中で、集団での宿泊生活を通して、少年の心身の健全な育成を図った。 ・市立小学校５年生による移動教室に加え、新たに市立中学校１年生のスキー移動教室においても安全に受入れを行うことができた。 ○中学生海外体験学習事業 ・グローバル人材育成のため、令和７年度から新たに市立中学校に在籍する中学2年生２０人がオーストラリア・パースでの体験学習に参加し、帰国後に報告会を行った。 ・次年度に向けた委託事業者選定プロポーザル及び参加生徒の選考を行った。

6 今後の方向性（ACTION）

No.	主要事業（所管課）	次年度以降の取組等
26	家庭教育への支援 （社会教育課）	○家庭教育セミナー ・次年度においても、家庭教育セミナー開催校への助言や助成を継続して実施する。また、開催校及び参加者数ともに年々減少傾向であるため、引き続き、社会教育情報紙「コラボ」等の広報紙を活用し事業を周知するとともに、問い合わせや事務手続きにメール等を活用することで、ＰＴＡの負担軽減と支援に努める。 ○社会教育情報紙「コラボ」 ・引き続き、小・中学生の家庭に役立つ情報を掲載し、地域や家庭の教育力の向上を図る。
27	地域で活躍できる人材の養成 （社会教育課）	○講習会の実施 ・ジュニアリーダー講習会、シニアリーダー講習会、レクリエーション講習会を引き続き実施していく。また、ジュニアサブリーダー講習会については、引き続き活動を支援していく。 ・これまでの広報媒体（市報、ホームページ、ＳＮＳ、チラシ、社会教育情報紙「コラボ」、調布ＦＭ等）を引き続き活用して事業の周知に努める。
28	青少年交流・体験事業の推進 （社会教育課）	○青少年交流館 ・引き続き、青少年が同世代相互及び世代を超えた交流を通し、社会性や協調性を育み、豊かな人間性の形成を図る場を提供していく。 ○調布っ子“夢”発表会 ・引き続き、子どもたちに自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに、まちづくりへの参加意識の向上を図る。 ○二十歳のつどいの実施 ・引き続き、人生の節目として将来について考える機会となる集いの場を、幅広い若者世代の参加の機会を設けながら実施する。 ○ハケ岳少年自然の家の維持管理・運営 ・引き続き、恵まれた自然環境の中で、集団での宿泊生活を通して、少年の心身の健全な育成を図る。 ・指定管理者と情報共有を図りながら、ハケ岳少年自然の家の適切な維持管理・運営を行う。 ・市立小学校第５学年による移動教室のほか、市立中学校第１学年によるスキー移動教室において適切な受け入れ体制を構築する。 ○中学生海外体験学習事業 ・昨年度の事業後に参加生徒及び保護者に実施したアンケートを踏まえ、より充実した事業内容となるよう検討したうえで、世界情勢等に留意し、生徒たちの安全を最優先とした事業運営を行う。

令和8年度　点検・評価シート（令和7年度振返り）

施策	9	生涯学習社会への対応	施策主管課長	社会教育課長 泉　健一郎

1　施策のねらい（PLAN）

学習の機会、活動の場所、学習成果の発表の場の提供など、市民の学習活動を支援することで、学習活動の活性化や地域の相互交流を促し、「学びが広がり　人がつながり　みんなの願いでつくるまち」の実現に向け、生涯学習・社会教育の振興を図ります。

2　背景（PLAN）

●市民生活や社会情勢の変化による地域課題の複雑化、生活様式や価値観の多様化により、市民の学習ニーズは多岐にわたっています。人生１００年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成することが重要です。また、Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０時代に向けて新しい技術を活用した様々な学びの在り方が可能になり、「オンラインによる学び」と「対面による学び」の組み合わせで学びが更に豊かなものになるような取り組みが求められています。

●公民館、図書館等の社会教育施設については、地域活性化・まちづくりの拠点等の役割も強く期待されるようになっており、住民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、住民の学習と活動を支援する機能を一層強化することが求められています。今後、より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人一人がより豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくりを進めるためには、行政のみならず企業や大学、団体等、様々な主体がそれぞれの立場から積極的に取り組むことが必要です。

●公民館、図書館等の社会教育施設を中心に、多様な利用者層・ニーズに応じた市民の生きがいをつくり、世代間を超えた交流等を通じて地域で共生していくための拠点としての機能を充実させるとともに、自主的な学習活動を支援し、学びの成果を地域社会に生かせる環境づくりが必要です。

3　主要事業（PLAN）

No.	主要事業（所管課）	事業概要（目的、ねらいなど）
29	市民、社会教育関係団体等の活動への支援 （社会教育課、公民館）	社会教育課では、社会教育関係登録団体や学習グループの活動に対する支援を行うとともに、学校施設を開放することにより、市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興・普及を進めながら、地域の連携や心身の健康の増進を図ります。 公民館では、良好な学習環境を構築しながら、市民の自主的な学習活動や公民館登録団体の育成支援、組織化に向けた支援を継続することにより、共同学習・相互学習の活性化を図ります。また、学習の成果等を市民に還元することで、社会教育の振興につなげます。
30	障害のある方の社会体験活動への支援 （社会教育課）	障害のある方を対象に様々な社会体験活動を実施することで、集団生活や他人との関わり方などの社会性を学ぶ機会を提供します。また、市民ボランティアの協力を得ることで、障害のある方への理解を深め、共生社会に関する意識啓発の機会を設けます。
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識、生涯を通じた学びにつながる公民館活動の推進 （公民館）	公民館において、地域の学習拠点として学習する機会や交流の場を提供するほか、市内の歴史・文化資源を活用した学習活動などを通じて、地域の魅力や課題を再認識できる事業の展開を図ります。また、生涯を通じた学びにつながる講座等の実施や市内近隣学校との連携等による地域資源の活用により、市民相互の学び合いの活性化、地域の交流促進を図ります。
32	市民の読書・調査活動への支援 （図書館）	図書館がより効果的な学習活動の拠点として機能するよう、多様な媒体の資料や情報、課題解決につながる資料、映画・地域資料の選定、収集、整理、提供、保存を行います。また、だれもが読書や調査ができるよう、音訳、点訳、対面朗読、宅配などのサービスの充実に加え、収蔵資料や書籍のデジタル化など、新たなサービスの導入検討により、市民の活動を支援します。 「調布市子ども読書活動推進計画」に基づき、市立小・中学校との連携事業の充実や、乳幼児、障害がある子どもへのサービスの充実など、発達段階に応じた子どもの読書活動の取組を推進します。

4　点検・評価（CHECK）
※令和5年度は、「新型コロナウイルス感染症による影響」を踏まえた総合評価

成果指標	目標値（R8年度）	基準値（プラン策定時）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
社会教育施設（図書館・公民館）の満足度 ※調布市民意識調査 上段：図書館、下段：公民館	８５．０％	８０．７％	８２．２％	８０．４％	８３．５％	-
	８０．０％	７４．４％	７４．０％	７４．０％	７８．５％	-

評価結果			評価理由
A	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	○社会教育関係登録団体への補助金の交付、学習グループ主催の公開講座への助成金の交付等、各種団体の活動に対する支援に加え、東部公民館の地域文化祭においては、ＡＩを活用した展示物の音声説明の実施や、図書館におけるＩＣタグシステムの円滑な運用等、新たな取組を通じて、生涯学習社会への対応を推進することができたため。 ○成果指標については、生涯学習社会へ対応するための様々な取組を実施し、公民館、図書館ともに満足度が昨年度より上昇したため。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	
	D	実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績、取組成果（DO）

No.	主要事業（所管課）	前年度の振返り
29	市民、社会教育関係団体等の活動への支援 （社会教育課、公民館）	○学校施設開放による市民の活動支援（延べ利用日数６０６７日、延べ利用者数１９万９８１９人） ・各開放運営委員会との連携を図るために行う、総合開放運営連絡会の開催を対面及びオンライン併用で2回実施した。 ○学習グループ主催の公開講座への助成（７グループ、講師謝礼延べ9人、保育者謝礼延べ０人）、広報の支援、令和6年度学習グループサポート記録の発行（６月） ○社会教育関係登録団体活動事業補助金の交付 ・社会教育関係登録団体からの申請に基づき、１１団体へ交付した。 ○公民館登録団体等の活動への支援 ・公民館登録団体の施設使用料を免除した（東部公民館２９団体、西部公民館３１団体、北部公民館２４団体）。 ・公民館登録団体や成人学級との共催による公開講座を実施。学習内容やその成果等を地域に還元した。 ・公民館だよりで、公民館登録団体の活動紹介や会員募集の告知を行い、サークル活動の活性化を支援した。 ・公民館主催事業から派生した学習グループの育成、公民館登録団体の組織化を支援した。 （公民館登録団体の認定を目指して活動していた団体：東部公民館４団体、西部公民館３団体、北部公民館３団体） ・公民館登録団体で組織した利用団体連絡会を各公民館で開催し、地域文化祭の取組内容、利用団体連絡会主催のイベント、利用団体連絡会役員の選出方法等について意見交換、情報共有を図った。 ・フリーＷｉ－Ｆｉの提供を通じて、公民館諸室利用者や公民館主催講座参加者等の学習環境の向上を図った。 ・公民館施設申請方法は、コロナ禍以降の、郵送や投函による受付方法を継続した。
30	障害のある方の社会体験活動への支援 （社会教育課）	○遊ｉｎｇ（社会教育課主催：市内小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒で、知的障害のある方を対象に２カ月に１回程度実施）（登録者数１２人、実施回数６回、延べ参加者数４３人） ○杉の木青年教室（社会教育課主催：市内在住の知的障害のある方で、中学校特別支援学級卒業生を対象に月１回程度実施）（登録者数２０人、実施回数９回、延べ参加者数１０１人） ○のびのびサークル（市民団体へ運営委託：市内在住の知的障害のある方で、特別支援学級及び特別支援学校在籍者・卒業生を対象に月２回程度実施）（登録者数１４人、実施回数１６回、延べ参加者数１０１人）
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識、生涯を通じた学びにつながる公民館活動の推進 （公民館）	○課題の再認識につながるまでの学習の発展段階（公民館の様々な事業への参加→仲間づくりの楽しさや生きがいの発見→日常生活の拠点である『地域』の認識→住民同士の共同学習や相互学習の体験を通じた身近な課題への気づき）を意識した公民館活動や、地域の魅力をテーマとした公民館活動の推進 ・東部公民館では、近隣の中・高等学校との連携により、中高生によるシニア向けスマホのお悩み相談などを実施し、地域コミュニティの醸成を図った。 ・西部公民館では、「調布再発見」と題して、地域の歴史や文化、魅力を学ぶ講座を実施した。また、地域団体などと協働して事業を実施するなど、地域との連携を進めた。子育てセミナーなど家庭教育事業で、子育て世代の不安や悩みの軽減、地域での仲間づくりの一助となるような講座を実施した。 ・北部公民館では、工芸教室やふれあい教室など親子で参加する事業を実施した。また、市制施行７０周年記念事業として、上ノ原まちづくりの会との共同企画を行った。そのほか、神代中学校の学区域中心に活動している起立性調節障害の親の会との連携事業等、地域団体との協働・連携事業を実施した。 ○各種講座、教室等公民館主催事業の一部では、会場による開催と併せてオンラインにより実施した。 ○地域文化祭の実施 ・東部公民館では、プレ文化祭を開催し、サークル活動の見学・体験を通じ、会員獲得などサークルの支援を図るとともに、地域の活動を紹介する公開講座、市立滝坂小学校、若葉小学校、第四中学校、第六中学校、第八中学校、桐朋女子中・高等学校、東京都立神代高等学校との連携による催し、ＹｏｕＴｕｂｅや館内のモニターを活用し、文化祭の宣伝、サークル活動の紹介などに取り組んだ。また、展示作品はＡＩを活用し、スマートフォンからの音声説明を実施した。さらに、開館５０周年記念事業として、記念キャラクター「ちょこぽん」を活用した階段アートや「ちょこぽポイントラリー」、また、初めての東部児童館、東部保育園とのコラボ企画「わくわく！ミニサーカス」を実施した。 ・西部公民館では、公民館で活動する登録団体の活動の成果として、展示、発表、体験を実施した。また、「地域のコーナー」として、市立調布中学校、第五中学校、明治大学付属明治高等学校・明治中学校の生徒及び近隣保育園の園児の作品を展示し、地区協議会や地域団体の活動紹介を行った。 ・北部公民館では、サークル活動の学びの成果として、発表、展示、体験等を実施した。また、地域団体との連携によりスタンプラリー、乗馬体験、マジック教室など1日イベントを実施し、多くの子どもたちが参加するとともに、地域住民同士の交流を促進することができた。
32	市民の読書・調査活動への支援 （図書館）	○第４次調布市子ども読書活動推進計画（令和５年度～令和８年度）の推進 ・子どもの発達段階に応じた読書活動を支援するための取組を実施するなど、子どもの読書活動を計画的に推進した。 ・第５次調布市子ども読書活動推進計画の策定に向けて、子どもや保護者を対象とした「子どもの読書活動についてのアンケート」調査を実施した。 ○ＩＣタグシステムの円滑な運用 ・図書館サービスの向上を図るため導入したＩＣタグシステムの円滑な運用に向けた取組を実施した。 ○多様なサービスの実施 ・子どもの育成に係る団体や施設に対し、利用案内や推薦図書リストを配付し、団体の利用を促進した。 ・読書会へテキストの貸出を行い、市民団体の読書活動を支援した。 ・障害のある児童等を対象に、絵本・布の絵本の読み聞かせを実施し、子どもの心の成長を促した。 ・中学生対象に「ぶちねこ便」を発行し、中学生の読書への関心を高めた。 ・初めての方のための読書会や毎月の読書会を行い、市民の読書活動を支援した。 ・第５３回調布樟まつりを開催し、市民の集会活動や読書活動を支援をした。 ・外出が困難な方等を対象とした、本の宅配サービスを実施した。 ・図書館公式Ｘ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）による情報提供を実施した。 ○図書館分館の整備 ・緑ケ丘分館、宮の下分館、若葉分館整備事業を実施した。

6 今後の方向性（ACTION）

No.	主要事業（所管課）	次年度以降の取組等
29	市民、社会教育関係団体等の活動への支援 （社会教育課、公民館）	○学校施設の開放 ・学校施設開放における開放業務委託料について、公費の適切な執行の観点から、執行に際しての留意点等に関する周知を継続していく。また、安全面の観点から、地域運動会などの開放運営委員会が実施する事業では、傷害保険及び賠償責任保険の加入を徹底する。 ○学習グループ、社会教育関係登録団体、公民館登録団体の活動支援 ・各学習グループが実施する公開講座において、引き続き広報活動や講師謝礼等をサポートし、グループ活動の活性化を図っていく。新規申請グループ拡大のため、周知・募集期間を十分確保し、広報活動及び情報収集に努める。 ・社会教育関係登録団体活動事業補助金の交付及び広報活動の支援等、社会教育関係登録団体への支援を引き続き行う。 ・各種教室の開催、成人学級等の募集、公民館登録団体との共催事業の実施などを通じて、公民館登録団体の新規登録・育成・拡充に向けた支援を継続する。 ○地域の学習拠点及び地域交流の場としての機能を維持 ・公民館を利用する市民の自主的な学習活動を通じて、仲間づくり、地域づくりを支援する。 ・公民館施設の使用料の免除、共催事業の実施、公民館だよりでの活動紹介や会員募集の告知などを通じて、公民館登録団体の活性化を支援する。 ・公民館主催事業から派生した学習グループの育成、公民館登録団体の組織化を支援する。 ・安全で快適な学習環境を維持するため、老朽化の進む施設の適切な維持管理を継続する。
30	障害のある方の社会体験活動への支援 （社会教育課）	○様々な社会体験活動の実施 ・障害のある方へ社会性を学ぶ機会を提供するため、事業を継続していく。参加者を増やすために、新しい活動内容を加えたり、事業の周知機会を増やしたり、気軽に体験参加できる日を企画したり、様々な取組を推進する。 ○ボランティアスタッフの充実 ・「遊ｉｎｇ」及び「杉の木青年教室」におけるボランティアスタッフの充実を図るため、市報や調布ＦＭ等でボランティアスタッフ募集の周知を行っていく。また、ボランティアスタッフの高齢化による登録削除や、継続参加可能なボランティアスタッフが増加しないこと等の課題があるため、引き続き、市報、ホームページ及び障害者スポーツボランティア情報のポータルサイト「ＴＯＫＹＯ障スポ＆サポート」等で募集の周知を図り、ボランティアスタッフの確保に努める。 ・より安全な運営体制を整えるため、支援するボランティアスタッフの拡充に取り組む。
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識、生涯を通じた学びにつながる公民館活動の推進 （公民館）	○引き続き、課題の再認識につながるまでの学習の発展段階（公民館の様々な事業への参加→仲間づくりの楽しさや生きがいの発見→日常生活の拠点である「地域」の認識→住民同士の共同学習や相互学習の体験を通じた身近な課題への気づき）を意識した公民館活動を推進する。 ○市民の学習意欲に応える事業のみならず、登録団体との共催事業、地域との連携事業、地域の魅力を再認識できる事業、地域課題や生活課題を題材にした事業のほか、利用団体への支援、各種連絡会、地域文化祭の開催などを通して、地域に根差した公民館活動を推進する。 ○主催事業においては、施設の特徴や地域性などを踏まえながら、５つの学習分野（青少年教育、高齢者教育、家庭教育、成人教育、国際理解教育）を主軸とした事業展開を図る。 ・東部公民館では、登録団体や地域との連携による事業を展開し地域交流の活性化を図る。 ・西部公民館では、地域団体との連携を図りながら、様々な事業を実施するとともに、家庭教育事業や平和事業の充実を図る。 ・北部公民館では、様々な地域団体との連携を図り、協働で事業を実施するとともに、成人教育事業の充実に取り組む。
32	市民の読書・調査活動への支援 （図書館）	○ＩＣタグシステムの円滑な運用 ・令和７年２月から導入しているＩＣタグシステムについて、図書館での資料貸出・返却において、セルフ貸出機や自動返却機、予約本受取コーナーなどにより、便利で快適な図書館サービスを円滑に運用していく。 ○第4次調布市子ども読書活動推進計画の推進 ・計画に基づき、子どもの読書環境の整備、読書活動の支援に取り組む。 ・中学・高校生世代に対し、市内公立・私立学校及び青少年施設と連携し、積極的に利用促進を働きかける。 ・現行計画に基づく取組の実施状況や課題、子どもや保護者を対象とした「子どもの読書活動についてのアンケート」調査の結果等を踏まえ、第５次調布市子ども読書活動推進計画を策定する。 ○図書館分館の整備 ・令和７年度に引き続き、宮の下分館、若葉分館の整備を行い、より多くの利用者が快適に利用できる施設を目指していく。

令和8年度　点検・評価シート（令和7年度振返り）

施策	10	地域ゆかりの文化の保存と継承	施策主管課長	郷土博物館長 早野　賢二

1　施策のねらい（PLAN）

地域ゆかりの文化資源や歴史・文化遺産を保存・活用することにより、次の世代に継承し、ふるさと調布に対する愛着を育みます。

2　背景（PLAN）

●調布市には、郷土の歴史や文化、自然、美術に関する様々な資料を収蔵・展示している郷土博物館と、明治から昭和にかけ文学や美術をはじめ幅広い分野で活躍した武者小路実篤の生涯と業績を紹介する武者小路実篤記念館の２つの博物館があります。これらの博物館には、収集、保存、調査・研究、展示・普及を軸とした基本機能を発揮し、蓄積された知見を発展的に未来に生かす役割が求められています。

●調布市には、平成２９年９月に国宝指定された深大寺銅造釈迦如来倚像（通称白鳳仏）、国史跡の下布田遺跡、深大寺城跡、国登録有形文化財（建造物）である旧武者小路実篤邸や真木家住宅などの文化財のほか、未指定の貴重な歴史・文化遺産もあり、それぞれ保存や整備、活用に向けた取組を進めています。また、下布田遺跡は、南関東では数少ない縄文時代晩期の重要な遺跡として評価され、昭和６２年５月１２日に国指定史跡に指定されました。調布市教育委員会では、平成３１年３月に「史跡下布田遺跡保存活用計画」を、令和３年３月に「史跡下布田遺跡整備基本計画」を策定し、国庫補助事業として史跡公園化を推進しています。令和４年度は、史跡整備に市民意見を反映させるため、「下布田遺跡史跡整備市民ワークショップ」を実施したほか、学識経験者、調布市文化財保護審議会委員、地域住民、布田小学校長、市職員で構成する「国史跡下布田遺跡保存活用整備検討委員会」を開催し、基本設計の策定に取り組みました。

●新型コロナウイルス感染症の影響により入館制限や臨時休館を余儀なくされる中、人が集い、実物に触れ、対話する体験の重要性が再認識されました。また、インターネットを通じた収蔵資料データの公開や普及啓発プログラムの提供等は、集積された資料や蓄積された情報の価値を多くの人々と共有し、博物館が社会的役割を果たす上で、必要かつ有効であることが確認できました。このような社会背景の中で、博物館は、令和５年４月施行の「博物館法の一部を改正する法律」の趣旨も踏まえながら、新たな役割、事業の展開をより一層推進していく必要があります。

3　主要事業（PLAN）

No.	主要事業（所管課）	事業概要（目的、ねらいなど）
33	文化財の保存及び活用 （郷土博物館）	調布市文化財保護審議会の調査審議に基づく文化財の保存・活用に努めるとともに、それらを積極的に活用・公開します。また、国指定史跡である下布田遺跡及び深大寺城跡、国登録有形文化財である旧武者小路実篤邸や真木家住宅など、調布市を特徴づける貴重な文化財については、これらを活用した市民の主体的な学びや活動が、より一層発展するよう取組を進めます。 国史跡下布田遺跡整備事業では、令和９年度中の開園を目指し、ハード面の取組を推進するほか、史跡の保全や活用の「担い手づくり（ボランティアの育成）」の取組を進めます。
34	地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開 （郷土博物館、図書館）	郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等に触れることで知的好奇心が満たされ、歴史資料や文化に出会った感動が、身近な地域を再認識するきっかけとなり、郷土に愛着と誇りを感じることへとつながっていくよう、資料の収集、保存、調査・研究、展示・普及の取組を進めていきます。また、「博物館法の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、博物館事業が、「多様な主体との連携・協力」、「文化観光」の視点からも実践され、地域の活力の向上に寄与できるよう努めます。 郷土博物館では、郷土の歴史・文化に関する資料の収集、保存、調査・研究を行うとともに、展示、講座・講演会、見学会等を実施することで、身近な歴史・文化に触れる機会を提供します。また、収蔵資料情報のデータ登録・公開等を推進します。 武者小路実篤記念館では、実篤研究の情報収集発信基地として、広く事業や収蔵品情報を提供する情報提供システムの機能を充実させるとともに、実篤を核として記念館が有する文学・美術・歴史に関する豊富な文化資源を活用した多様な事業を提供します。 図書館では、名誉市民である水木しげる氏の作品など、地域ゆかりの資料を収集・保存し、市民に提供していきます。また、市内の映画・映像関連企業と連携・協働するなど「映画のまち調布」の特色を生かした事業展開にも取り組んでいきます。

4　点検・評価（CHECK）
※令和5年度は、「新型コロナウイルス感染症による影響」を踏まえた総合評価

成果指標	目標値（R8年度）	基準値（プラン策定時）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
郷土博物館・実篤記念館の入館者数・事業参加者数（実篤公園利用者を含む）	5万5000人	4万1014人	5万1985人	5万123人	6万1334人	-

評価結果			評価理由
A	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	○郷土博物館では、令和７年が昭和１００年に当たることも踏まえ、市制施行以前の昭和時代を含めたまちの変遷を市民とともに振り返る市制施行７０周年記念展示及び移動展を開催した。また、東京都と連携した国史跡深大寺城跡解説板の新設及び付け替え、深大寺の元三大師大開帳に併せた収蔵品展の開催、矢ケ崎の二見屋系鋸鍛冶用具調査を行い、ギャラリー展を開催して紹介するなど、地域ゆかりの文化を次世代に継承し、ふるさと調布に対する愛着を醸成する取組を行った。武者小路実篤記念館では、市制施行７０周年・開館４０周年・実篤生誕１４０年の節目の年にふさわしい大型事業を展開した。図書館では、名誉市民水木しげる氏の作品など、地域ゆかりの著名人の功績を活かした魅力発信を行うとともに、「映画のまち調布」の特色を生かした事業展開を行った。 ○成果指標については、郷土博物館における市制施行７０周年記念展示・移動展の開催、常設展示の通年開催、深大寺と連携した収蔵品展のほか、武者小路実篤記念館における春・秋の特別展や企画展等の開催により、入館者数・事業参加者数が大幅に増加し、ふるさと調布に対する愛着の醸成に大きく寄与することができたため。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	
	D	実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績、取組成果（DO）

No.	主要事業（所管課）	前年度の振返り
33	文化財の保存及び活用 （郷土博物館）	〇文化財の保存・活用 ・文化財保護審議会において、宗教法人深大寺所蔵の「元三大師御神籤版木附神籤箱」の文化財指定に向けた審議を行った。また、東京都建設局西部公園緑地事務所と連携し、国史跡深大寺城跡解説板の新設及び付け替えを行った。 ・調布市郷土芸能祭ばやし保存会との共催で「調布市制施行７０周年記念　第６６回調布市郷土芸能祭ばやし保存大会」を開催した。 ・「東京文化財ウィーク２０２５」企画事業として、文化財見学会「深大寺から史跡深大寺城跡へ」、「旧佐橋家住宅現地見学会」、文化財ウォーク「次大夫堀公園民家園から武者小路実篤記念館へ」を開催した。 ・貴重な縄文遺跡を持つ多摩５市（調布市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市）で連携し、縄文の魅力・歴史的意義をＰＲし、地域振興及び広域観光の推進に努めることを目的に、スタンプラリーを実施した。 ・令和７年１０月に調布市遺跡調査会が解散したことにより、埋蔵文化財調査事務が郷土博物館に移管された。 〇国史跡下布田遺跡の整備・活用 ・史跡下布田遺跡整備事業では、ガイダンス施設整備工事や展示空間等作製業務委託事業者候補者選定プロポーザルに着手した。 ・市民説明会を開催し、史跡整備事業やガイダンス施設整備工事に関する理解促進に努めた。 ・令和２年度から継続してきた市民ワークショップを市民ボランティア準備会に改め、史跡を活用した事業などを７回開催するとともに、地区協議会等と連携し、地域の活力の向上に資する積極的な取り組みを展開した。 ・史跡下布田遺跡の周知啓発及び維持管理としてヤギによる除草を３か月間実施し、期間中に環境学習イベントを開催するなどの取組により史跡を広く周知した。日常的な管理及び運用にあたっては、市民ワークショップの参加者や市社会福祉協議会からの協力を得て継続的に実施した。 ・史跡整備ニュースレター第７号を発行し、史跡整備事業の各種取組について進捗等を広く周知した。
34	地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開 （郷土博物館、図書館）	〇郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等を生かした事業の展開 ・郷土博物館では、市制施行７０周年記念事業として、企画展「写真でたどる調布のおもいで」を開催し、市民から寄せられた館所蔵の古写真や市の広報写真などをパネルで紹介し、昭和から現代に至るまでの調布の風景や暮らしの移り変わりを振り返った。また、文化会館たづくり、西部公民館、菊野台地域福祉センター、ふじみ交流プラザで移動展を開催し、市内各地の風景を 映した写真をパネル等で紹介した。 ・「街の景観の見つけかた、楽しみかた」と題した地域文化講演会を、調布市制施行７０周年記念事業の写真展に関連した内容で実施した。調布市景観審議会委員を務める石川初氏（慶應義塾大学環境情報学部教授）を講師に迎え、文化会館たづくり８階映像シアターにて、普段は見過ごしているような当たり前の景観の面白さを見出して、日々の生活をさらに豊かに楽しむためのヒントをお話しいただいた。 ・企画展の内容を概観するパンフレットを刊行したほか、多摩川最後の渡しである「菅の渡し」の今昔写真をモチーフとしたオリジナルクリアファイルを作成、販売した。 ・令和７年１０月２６日開催の調布市制施行７０周年記念式典で使用する投影スライド作成に向けて、写真収集を行った。また、行政経営部広報課が推進する『地球の歩き方　調布市』の編集業務に協力した。 ・深大寺で行われた元三大師大開帳にあわせて、収蔵品展「描かれた深大寺」を開催し、深大寺学芸員によるスライドトークを企画した。また、生活文化スポーツ部との連携により「Ｃｈｏｆｕ　Ｐｅａｃｅ　Ｌｉｂｒａｒｙ 調布市平和デジタルアーカイブ」に戦争関連の収蔵資料１２点の掲載協力を行った。 ・小学校第３学年の郷土学習に対応した郷土学習展に関連して、館内授業（展示解説及び道具体験）を４校、７回、館外授業（学芸員による出前授業）を１７校、２９回実施した。 ・失われるおそれのある郷土の歴史・文化の記録作成として市内祭礼の記録撮影や市内旧家に伝来する資料の受入れを行った。矢ケ崎の二見屋系鋸鍛冶用具調査では、国領町にある鋸鍛冶を営んでいたお宅の鍛冶小屋解体に伴う写真記録および資料収集を実施し、ギャラリー展の開催につなげた。 ・郷土博物館公式Ｘ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）を活用し、郷土博物館の事業や活動、郷土の歴史・文化遺産に関する情報発信を行った。市公式ＹｏｕＴｕｂｅチャンネルに常設展示を紹介する動画「展示で紹介！調布の歴史」後編（近世～現代）を公開した。 ・深大寺水車館では、令和５年度に修繕した水車を使用したそば挽き実演を「深大寺そばまつり」に合わせて開催したほか、市内小中学校３校の見学を受け入れるなど教育普及活動を展開した。 ・図書館では、「地域」や「映画」にちなんだゆかりの資料を収集し、利用に供するとともに、保存のためのデジタル化を行った。また、館内では「水木しげる氏関連資料」、「つげ義春氏関連資料」を展示した。 ・「映画のまち調布　シネマフェスティバル２０２６」では、「出張！映画資料室～ロケ地でめぐる調布～」の展示を行った。分館では上映作品の関連作品を集めてコラボ展示を行った。 〇武者小路実篤を核とした事業の推進 ・春の特別展「実篤の肖像」では、文学者・芸術家・写真家・家族などの様々な視点から、実篤という人物を今一度とらえ直した。秋の特別展「細川護立と武者小路実篤」では、生涯にわたる二人の信頼の軌跡を紹介した。また、年間を通して各展示内に「実篤記念館の４０年」を特集するコーナーを設け、実篤記念館の歩みを振り返った。 ・普及事業では、開館４０周年の記念事業として、調布市ゆかりの話題の作家・原田マハ氏を講師に招き、講演会「実篤のひまわり -日本人のゴッホ愛は〈白樺〉から始まった- 」を開催した。 ・学校教育・地域との連携事業では、近隣小学校のどんぐり拾いや町たんけん、展覧会鑑賞、実篤公園の写生及び作品展示、市内中学校の調布調べ、職場体験に対応したほか、市内学童クラブとの日頃の連携を活かし、実篤のことを知らなくても「体感」できる子ども向けプログラムとして、「ラッキィ池田さんと踊って遊んで、学んじゃおう！」を実施した。 ・調布市・調布市文化コミュニティ振興財団共催の調布国際音楽祭２０２５のサテライトコンサートに実篤記念館として初めて会場を提供し、文学や美術にとどまらない、幅広い利用者層の獲得に努めた。 ・新たにインスタグラムのアカウントを開設し、広報活動のさらなる充実を図った。 ・実篤記念館事業の一層の充実を図るため、調布市美術作品等取得基金により購入した美術品２点・原稿２点を含む計３０４点の資料を収集した。 ・令和５年度から国文学研究資料館が実施する近代文学者草稿のデジタル化プロジェクトに参画し、令和８年４月現在、収蔵する実篤自筆原稿の全６００点余（原稿総枚数８３８４枚）について、同館の「国書データベース」で公開されている。 ・調布市制施行７０周年・実篤記念館開館４０周年・武者小路実篤生誕１４０年を記念して、新たなミュージアムグッズとして、実篤アクリルスタンドや旧実篤邸ポストカードなどを制作・販売した。恒例の限定チョコレートは４５００個を製作し、販売した。 ・施設・設備の経年劣化に対応して、実篤記念館設備等改修工事設計、収蔵庫空調設備修繕等に取り組んだ。

6 今後の方向性（ACTION）

No.	主要事業（所管課）	次年度以降の取組等
33	文化財の保存及び活用 （郷土博物館）	○文化財の保存・活用 ・文化財保護審議会の調査審議に基づく文化財の指定・登録 ・市指定文化財や国登録有形文化財の保存・活用、郷土芸能の保存・継承（近藤勇生家跡整備事業の推進、国登録有形文化財真木家住宅の保存と活用に向けた取組、祭ばやしや獅子舞など郷土芸能の保存・継承など）。 ○国史跡下布田遺跡の整備・活用 ・国史跡下布田遺跡の整備、普及・啓発事業の展開による地域の活力の向上の取組。 ・史跡の保存と活用の「担い手づくり（ボランティアの育成）」の推進。 ・ガイダンス施設の事業計画、郷土博物館及びガイダンス施設の運営体制及び執務環境、予算、例規等の整備。 ・プレハブ作業棟解体等に伴う遺物保管倉庫の確保。 ○その他 ・史跡及びガイダンス施設内の展示内容の検討、施工
34	地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開 （郷土博物館、図書館）	○博物館における知見の蓄積・継承・活用 ・郷土の歴史・文化の調査研究・記録保存、資料や情報の整理、収蔵資料データの公開 ・地域ゆかりの文化を次世代に継承する意識の共有（博物館を拠点としたつながりづくり、市民サポーターの育成、地域の活力の向上など）。 ・公共施設マネジメント計画に基づく博物館施設や収蔵庫等の在り方検討（郷土博物館事務室や収蔵庫の狭隘化、多摩川浸水想定区域内の立地、バリアフリー対応など）。 ○地域ゆかりの文化人等の功績を生かした事業の展開 ・水木しげる氏やつげ義春氏の作品など、地域ゆかりの文化人の資料の収集、保存、提供。 ・「映画のまち調布」の特色を生かした事業の展開。 ○武者小路実篤を核とした事業の展開 ・情報提供システムの更新（デジタル情報の公開、事業全般への活用、広報事業の充実）。 ・特色ある展示活動（特別展、企画展など）や普及事業、実篤の魅力発信。 ・博学連携事業における新たな教材の開発と場の提供、出張展示の実施。 ・武者小路実篤記念館の維持保全工事の推進。 ○その他 ・郷土博物館において博物館法に基づく博物館の登録申請を進める。武者小路実篤記念館おいて博物館法に基づく博物館の登録申請を検討する。

５　点検・評価についての有識者からの意見

５　点検・評価についての有識者からの意見

令和８年７月１３日（月）に点検・評価について、３人の有識者から次のとおり意見書の提出があった。

なお、意見書の内容は、有識者会議の時点における点検・評価の評価シート（案）に対する意見・指摘となっており、本書２２ページから５４ページにわたって記載している点検・評価の各シートは、本意見書の指摘・意見を踏まえて一部修正・追記を行ったものである。

(1)　白百合女子大学人間総合学部初等教育学科教授　神永　典郎

施策について

○総評

令和７年度教育委員会の施策について点検・評価を行うに当たり、一貫して重視した視点は、「子どもの学びと育ちを中心に教育行政を捉えること」である。

教育を取り巻く社会環境は急速に変化し、子どもたちを取り巻く課題も多様化・複雑化している。そのような時代において教育行政に求められる役割は、個々の施策を着実に実施することにとどまらず、子ども一人一人が安心して学び、自らの可能性を伸ばし、社会の中で主体的に生きていくことのできる環境を、学校・家庭・地域と協働しながら整えていくことである。

今回の点検・評価では、施策ごとの事業成果だけでなく、それらが子どもの学びや育ちにどのようにつながっているかという視点を重視した。豊かな心の育成、確かな学力の向上、健やかな体の育成は、それぞれ独立した施策ではなく、相互に関連しながら子どもの成長を支えるものである。また、インクルーシブ教育や教育相談の充実、多様な教育的ニーズへの対応、教職員の専門性の向上、安全・安心な教育環境の整備、学校・家庭・地域の連携、さらには社会教育や文化・歴史に親しむ学びは、いずれも子どもの学びを支える重要な基盤として位置付けられるものである。

特に評価したい点は、各学校がカリキュラム・マネジメントを図りながら創意工夫を重ね、教育委員会が学校現場に寄り添い、継続的な支援を行っていることである。各施策には、教職員の日々の実践や地域との協働による着実な成果が見られ、子どもたちの主体的な学びや豊かな育ちを支える教育活動が積み重ねられている。こうした学校現場の努力と教育委員会による伴走的な支援は、高く評価されるべきものである。

一方で、子どもの多様な学びや育ちを支えるためには、学校だけでなく、家庭、地域、関係機関との連携をさらに深めるとともに、幼児教育から義務教育、さらに社会教育へとつながる学びの連続性を一層意識した教育行政の推進が求められる。とりわけ、幼保小の連携・接続については、幼児期に育まれる学ぶ意欲や主

体性を学校教育へ円滑につなぎ、「好きを育み、得意を伸ばす探究する学び」の基盤として、より一層充実を図ることを期待したい。

教育行政の成果は、事業の実施件数や数値目標の達成だけでは測ることができない。その成果は、子どもたちが安心して学び、自ら考え、多様な他者と協働しながら、自分らしい生き方を切り拓いていこうとする姿となって現れるものである。そうした視点から調布市の教育行政を振返り、今後の施策のさらなる充実と発展につながることを期待したい。

○施策１　豊かな心の育成 について

施策１「豊かな心の育成」では、命を大切にする教育や人権教育、道徳教育、体験活動等をカリキュラム・マネジメントを図りながら教育課程全体に位置付け、児童生徒一人一人が自ら考え、多様な他者との関わりの中で自己の生き方を問い直し、互いを尊重しながらよりよく生きようとする姿を育む教育実践が着実に積み重ねられていることを高く評価したい。とりわけ、「いのちと心の教育月間」における学習、普通救命講習、人権教育、いじめ防止教育、自然体験や職場体験などの多様な体験活動は、知識や技能の習得にとどまらず、命の尊さや他者への思いやり、社会とのつながりを実感し、自ら判断し行動する力を育む機会として、大きな教育的意義を有している。

また、各学校が児童生徒の発達段階に応じて、対話や体験を重視した教育活動を継続的に積み重ねていることは、児童生徒が自らの存在を肯定的に受け止め、多様な価値観を尊重しながら協働してよりよい社会を築こうとする資質・能力の育成につながるものである。こうした教育実践は、児童生徒一人一人の自己肯定感やウェルビーイングの基盤を育み、安心して学び、自らの可能性に挑戦しようとする姿を支える重要な取組として評価できる。

今後は、家庭や地域、関係機関との連携を一層深めるとともに、直接体験を重視した学びや、児童生徒が主体的に考え、対話し、協働しながら課題を解決していく教育活動をさらに充実させることが期待される。学校現場が積み重ねてきた豊かな実践を教育委員会が継続的に支え、子ども一人一人が命を大切にし、自分らしくよりよく生きる力を育んでいく教育環境が、今後さらに充実・発展していくことを期待したい。

○施策２　確かな学力の育成　について

学習指導要領が目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、各学校がカリキュラム・マネジメントを図りながら授業改善を継続するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を目指した取組を着実に推進していることを高く評価したい。各学校では、校内研究や小・中連携教育を基盤として、児童生徒一人一人の学びに応じた指導の工夫や、探究的な学習、ＩＣＴを効

果的に活用した授業改善などが積み重ねられ、学ぶ意欲や学習満足度の向上に向けた教育実践が着実に展開されている。

また、ＩＣＴ環境の整備・活用、学校図書館の活用、外国語教育や学校２０２０レガシーを生かした教育活動など、多様な学びを支える教育環境の充実は、知識及び技能の習得にとどまらず、児童生徒が自ら課題を見いだし、多様な他者と対話・協働しながら考えを深め、自らの学びを調整し、主体的に学び続ける資質・能力の育成につながる取組として評価できる。全国学力・学習状況調査においても、学力や主体的に学習へ取り組む姿勢に一定の成果が見られたことは、学校現場における授業改善の積み重ねと教育委員会による継続的な支援の成果であると考えられる。

今後は、急速に変化する社会に対応し、児童生徒一人一人が自ら学ぶ意義を実感しながら、自ら問いをもち、学びを深め、新たな価値を創造していくことができるよう、教育委員会が学校の授業改善や校内研究を継続的に支援するとともに、幼保小接続や小・中連携を一層充実させ、幼児教育から義務教育への１２年間を見通した「好きを育み得意を伸ばす探究する学び」の連続性を高めていくことを期待したい。特に、幼児教育については、幼稚園をはじめ、保育所、認定こども園等との連携・協働を一層推進し、子ども一人一人の学びや育ちが円滑に接続される体制の充実を図ることにより、学ぶ意欲の原点として「確かな学力」の土台となるという観点から重点をおいた取組を期待する。また、ＩＣＴをはじめとする教育環境の整備と教員の専門性向上を一体的に推進し、多様性を包摂し、すべての児童・生徒が安心して学び、自らの可能性を伸ばすことのできる教育の実現に向け、取組がさらに発展することを期待する。

○施策３　健やかな体の育成　について

施策３「健やかな体の育成」では、健康の保持増進、体力向上、食育の推進及び望ましい生活習慣の定着を相互に関連付けながら、学校教育活動全体を通して児童生徒の健やかな成長を支える取組が着実に推進されていることを高く評価したい。各学校では、体育授業の改善や運動の日常化に向けた工夫に加え、一流アスリートによる体験活動や地域人材との連携、食育推進連絡協議会を通じた実践の共有など、多様な教育活動を通して、児童生徒が運動や食への関心を高め、自ら健康な生活を実践しようとする態度を育む取組が積み重ねられている。

また、児童生徒の体力向上を目指す取組を、単なる運動能力の向上にとどめることなく、挑戦する意欲や自己肯定感、仲間と協力する態度など、心身の調和のとれた成長につながる教育活動として展開していることは、大きな教育的意義を有している。東京都児童生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査においても、中学校では東京都平均を上回る成果が見られ、小学校においても改善傾向が認められることは、学校現場における継続的な授業改善や教育委員会による支援の成

果であると評価できる。

今後は、運動習慣や基本的生活習慣の形成を、児童生徒一人一人のウェルビーイングの実現を支える基盤として捉え、学校・家庭・地域が一層連携しながら取組を推進していくことが期待される。また、子どもたちが「体を動かす楽しさ」や「健康に生きる喜び」を実感し、生涯にわたって主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、教育委員会が学校の創意工夫を継続的に支援するとともに、体力向上と食育を一体的に推進する教育環境のさらなる充実を期待したい。

○施策４　個に応じたきめ細かな支援　について

施策４では、インクルーシブな特別支援教育の推進をはじめ、不登校児童生徒への支援、教育相談体制の充実及び多様な家庭環境にある児童生徒への支援など、一人一人の教育的ニーズや生活背景に応じたきめ細かな支援の充実に取り組み、すべての子どもが安心して学び、自分らしく成長することのできる教育環境の整備を着実に進めていることを高く評価したい。近年、子どもを取り巻く環境や教育的課題は複雑化・多様化しており、学校には個々の状況に応じた柔軟で組織的な対応が求められている。そのような中、各学校が校内支援体制の充実を図りながら、教育相談や特別支援教育、不登校支援等を教育活動の基盤として位置付け、一人一人の子どもに寄り添った実践を積み重ねていることは、大きな教育的意義を有するものである。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする専門職や関係機関との連携を進めるとともに、個別の教育的ニーズに応じた支援やＩＣＴを活用した学習支援など、多様な支援の充実を図っていることは、児童生徒一人一人の学ぶ権利を保障し、安心して学び続けることのできる教育環境づくりにつながる取組として評価できる。こうした支援は、子どもたちの自己肯定感やウェルビーイングを支えるだけでなく、多様性を尊重し、共に学び、共に育つ学校づくりを推進する上でも重要な役割を果たしている。

今後は、子どもや家庭を取り巻く状況がさらに多様化・複雑化していくことを踏まえ、教育委員会が学校への継続的な支援を一層充実させるとともに、教育・福祉・医療等の関係機関との連携をさらに深め、子ども一人一人の状況に応じた切れ目のない支援体制を構築していくことが期待される。また、教職員一人一人の専門性の向上と組織的な支援体制の充実を図りながら、多様な子どもたちが安心して学び、自らの可能性を伸ばすことのできる魅力ある学校づくりが、今後さらに推進されることを期待したい。

○施策５　魅力ある学校づくりの推進　について

施策５では、教職員一人一人の専門性の向上と学校組織の充実を一体的に推進し、多様な教育的ニーズをもつ子どもたちが安心して学び、自らの可能性を伸ばすことのできる魅力ある学校づくりを着実に進めていることを高く評価したい。

教育を取り巻く課題が複雑化・多様化する中、子どもたち一人一人に応じた質の高い教育を実現するためには、教職員個々の指導力の向上に加え、学校全体が組織として子どもの学びと育ちを支える体制を構築することがますます重要となっている。そのような中、各学校では、校内研究や研修の充実、若手教員の育成、ミドルリーダーの養成などを計画的に進めるとともに、教職員が互いに学び合い、支え合う組織づくりを推進し、教育の質の向上に努めていることは高く評価できる。

また、教職員の働き方改革を推進し、子どもと向き合う時間を確保するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする専門スタッフとの連携や、学校全体で子どもを支える体制づくりを進めていることは、多様な学びや育ちを支える教育環境の充実につながる重要な取組である。教職員が安心して力を発揮できる職場環境を整えることは、それ自体を目的とするものではなく、子ども一人一人に寄り添ったきめ細かな指導や支援を実現し、すべての子どもが安心して学び、自らの「好き」を見つけ、「得意」を伸ばしながら主体的に学ぶことのできる魅力ある学校づくりへとつながるものである。

今後は、教育委員会が教職員の専門性を高める研修の充実と働き方改革を継続的に推進するとともに、学校が組織として多様な子どもたちの学びや育ちを支えることのできる体制づくりへの支援を一層充実させることを期待したい。また、教職員一人一人の資質・能力の向上と学校組織のマネジメント力の向上を一体的に推進し、子どもたちのウェルビーイングの実現と、「好きを育み、得意を伸ばす探究する学び」を支える魅力ある学校づくりが、今後さらに発展していくことを期待したい。

○施策６　安全・安心な学校づくりの推進　について

施策６では、児童生徒の生命と安全を守ることを教育活動の根幹に据え、食物アレルギー対策、安全教育、防災教育、通学路の安全確保、感染症対策及び医療的ケア児への支援など、多面的な取組を計画的かつ継続的に推進していることを高く評価したい。子どもたちが安心して学び、自らの可能性を十分に発揮するためには、安全で安心できる教育環境が確保されていることが不可欠であり、教育委員会と学校が関係機関や地域と連携しながら、子どもの命を守る取組を着実に積み重ねていることは大きな意義を有するものである。

また、調布市防災教育の日をはじめとする実践的な防災教育や避難訓練、安全教育の充実は、災害や事故から自らの命を守る力を育むとともに、地域と協働して防災について考える機会としても重要な教育的価値を有している。さらに、食物アレルギー対策では、専門職の配置や医療機関との連携、継続的な研修の実施など、「オール調布」による再発防止への取組を推進していることは高く評価できる。加えて、医療的ケア児への支援や感染症対策など、一人一人の状況に応じた

安全確保に取り組んでいることは、すべての子どもの学ぶ権利を保障する教育環境づくりにつながるものと評価できる。

今後は、社会状況や子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、安全教育や危機管理体制を不断に見直すとともに、学校・家庭・地域・関係機関との連携をさらに深めながら、子どもたちが主体的に安全について考え、自ら判断し行動する力を育む取組を一層充実させることを期待したい。また、教育委員会においては、安全・安心を支える施設・設備の整備や専門的支援体制の充実を継続するとともに、すべての子どもが安心して学び続けることのできる教育環境の実現に向けた取組を、今後さらに発展させることを期待したい。

○施策7　学校施設整備の推進　について

施策７では、学校施設の計画的な整備・維持管理を推進するとともに、安全で快適な教育環境の充実を図り、児童生徒が安心して学び、健やかに成長することのできる学校づくりを着実に進めていることを高く評価したい。学校施設は、教育活動を支える基盤であるとともに、子どもたちが一日の多くの時間を過ごす生活の場でもあることから、安全性の確保はもとより、学びやすさや生活しやすさの視点を踏まえた教育環境の整備を継続していることは、大きな教育的意義を有するものである。

また、老朽化対策や長寿命化改修、体育館空調設備の整備、防災機能の向上など、将来を見据えた施設整備を計画的に推進していることは、児童生徒の安全・安心の確保に加え、災害時における地域の防災拠点としての学校の役割を高める取組としても評価できる。さらに、教育活動の多様化に対応した施設・設備の改善や学習環境の充実は、児童生徒一人一人の学びを支える基盤として重要な役割を果たしている。

今後は、学校施設の更新や維持管理を計画的に進めるとともに、教育環境の変化や児童生徒の多様な教育的ニーズを踏まえた施設整備を一層推進していくことが期待される。また、教育委員会においては、安全性・機能性・快適性を兼ね備えた教育環境づくりを継続的に支援するとともに、学校・家庭・地域との連携を図りながら、子どもたちが安心して学び、自らの可能性を伸ばすことのできる魅力ある学校づくりに向けた取組が、さらに充実・発展していくことを期待したい。

○施策8　青少年の育成　について

施策８では、社会教育の推進を通して、市民一人一人の主体的な学びを支えるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、地域における学びと交流の充実を図るための多様な取組を着実に推進していることを高く評価したい。少子高齢化や地域社会における人と人とのつながりの希薄化が進む中、社会教育には、市民の学習活動を支援するだけでなく、家庭や地域の教育力を高め、地域コミュニティの活性化につなげていく重要な役割が求められている。そのような中、社

会教育施設を拠点とした多様な学習機会や交流活動を継続的に展開し、市民が学びを通して地域社会とつながる環境づくりを進めていることは、大きな教育的意義を有するものである。

また、家庭教育への支援については、保護者の学びや交流、相談の機会を充実させることにより、家庭の教育力を支え、子どもの健やかな育ちを地域全体で支援する環境づくりにつながっていることを評価したい。さらに、青少年交流館等を活用した青少年交流・体験事業や地域活動は、青少年が多様な人々との交流や体験を通して、自主性や協調性、社会性を育むとともに、地域への愛着や社会参画への意識を高める貴重な機会となっている。こうした取組は、地域社会で活躍する次代の担い手を育成する社会教育の実践として高く評価できる。

今後は、多様化する市民や家庭の学習ニーズを踏まえながら、社会教育施設の機能をさらに充実させるとともに、家庭教育支援や青少年健全育成事業を一層推進し、市民が生涯にわたって学び続けることのできる環境づくりを期待したい。また、教育委員会においては、地域の多様な人材や関係機関との連携をさらに深め、学びを通して人と人、人と地域がつながり、その成果が地域社会へ還元される持続可能な社会教育の推進に、今後も積極的に取り組まれることを期待したい。

○施策９　生涯学習社会への対応　について

施策９では、市民一人一人が生涯にわたり主体的に学び続けることのできる学習環境の充実を図るとともに、多様な学習活動や地域活動を通して、人と人とのつながりを育み、活力ある地域社会の形成に寄与する取組を着実に推進していることを高く評価したい。人生１００年時代を迎え、社会や生活環境が大きく変化する中で、生涯学習は知識や技能の習得にとどまらず、一人一人が自己実現を図り、地域社会とのつながりを深めながら豊かな人生を築くための重要な基盤となっている。そのような中、多様な学習機会の提供や学習成果を地域へ還元する仕組みづくりを進めていることは、大きな教育的意義を有するものである。

また、市民の主体的な学習活動や地域における交流を支える取組は、世代を超えた学び合いや支え合いを促進し、地域コミュニティの活性化にもつながっている。さらに、学校教育との連携や地域の教育資源を生かした学習活動を通して、子どもから大人までが共に学び続ける環境づくりを推進していることは、「学びの循環」を生み出し、持続可能な地域社会を支える基盤として高く評価できる。

今後は、多様化する市民の学習ニーズや社会の変化を踏まえ、誰もが学ぶ機会にアクセスできる生涯学習環境の充実を図るとともに、学習成果を地域社会や次世代の育成へと生かすことのできる仕組みを一層充実させることが期待される。

また、教育委員会においては、学校教育と社会教育の連携をさらに深めながら、子どもから高齢者まで、すべての市民が生涯を通して学び続け、その学びを地域社会の発展へとつなげていくことのできる環境づくりを、今後も積極的に推進し

ていくことを期待したい。

○施策10　地域ゆかりの文化の保存と継承　について

施策１０では、郷土の歴史・文化・自然に関する資料の収集・保存・活用を進めるとともに、多様な展示や教育普及活動を通して、市民が地域の歴史や文化に親しみ、学びを深める機会の充実に取り組んでいることを高く評価したい。郷土博物館は、貴重な歴史資料や文化財を未来へ継承する役割を担うだけでなく、子どもから大人までが地域の魅力を再発見し、地域への愛着や誇りを育む学びの拠点として、重要な役割を果たしている。

また、学校教育との連携による体験的な学習や地域の文化資源を生かした学習活動は、児童生徒が地域の歴史や文化を自ら学び、考え、表現する機会となるとともに、郷土への理解を深め、自らが地域社会を支える一員であることを実感する貴重な学びとなっている。こうした取組は、知識の習得にとどまらず、地域の歴史や文化を未来へ継承し、新たな価値を創造していく資質・能力を育む教育活動として高く評価できる。

今後は、郷土博物館が学校教育及び社会教育との連携をさらに深めながら、多様な世代が地域の歴史や文化に触れ、学び続けることのできる機会を一層充実させることが期待される。また、教育委員会においては、地域の歴史・文化資源を積極的に教育活動へ生かすとともに、子どもたちが地域への愛着と誇りを育み、その学びを次世代へとつないでいくことのできる環境づくりを推進し、地域とともに歩む教育行政が今後さらに発展していくことを期待したい。

⑵　順天堂大学スポーツ健康科学部客員教授　赤堀　博行

施策について

○総評

各施策の報告から、学校教育、生涯学習、文化行政に至るまで幅広い分野にわたっており、市教育委員会が教育施策を計画的かつ着実に推進していることがうかがえる。各事業とも、研修、指導資料の作成、学校訪問、関係機関との連携など、多面的な取組が展開されており、教育現場への支援体制も充実している点は高く評価できる。

また、学校教育のみならず、家庭・地域・関係機関との連携を重視した施策が多く見られ、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動、社会教育、生涯学習などを通して、地域全体で子どもの成長を支える体制づくりを推進していることも大きな特徴である。加えて、ＩＣＴ活用、教育ＤＸ、特別支援教育、不登校支援、働き方改革など、今日的な教育課題に対しても積極的に対応しており、社会の変化を踏まえた教育行政が展開されていることも評価できる。

一方で、各施策の記述は、実施内容や事業実績については具体的であるため、成果や効果に関する分析を周到に行うことが求められる。今後は、児童生徒の意識や行動の変容、学力や体力の向上、学校運営の改善、教職員の資質・能力の向上など、施策の目的に応じた成果指標を設定し、ＰＤＣＡサイクルに基づく客観的な検証を一層充実させることを期待したい。また、優れた実践事例を学校間で共有し、市内全体へ横展開するとともに、学校規模や地域の実情に応じたきめ細かな支援を継続することにより、施策の実効性はさらに高まるものと考える。

さらに、生命を尊ぶ教育、安全教育、道徳教育、人権教育、食育など、教育活動全体を通して取り組むべき内容については、教育課程への位置付けや教科との関連を一層明確に示すことで、各学校が計画的かつ継続的に実践しやすい環境を整えることも重要である。

今後も、教育委員会が学校への支援機能をさらに高めるとともに、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を一層深化させながら、施策の成果を不断に検証・改善し、調布市の教育の質の向上と、全ての児童生徒が安心して学び、自らの可能性を最大限に伸ばすことのできる教育環境の実現に向けて、更なる発展を期待したい。

○施策１　豊かな心の育成 について

教育においてもっとも尊重すべき生命の尊さを重視し、命の授業の実施、防災教育の日などの取組を行っていることは重要なことである。また、自分の命は自分で守るという認識を持つことが求められている中で、児童生徒にＳＯＳの出し方教育を行っていることは意義深い。市がこれまでも取り組んできた小学６年生、中学３年生への救命講習、教員に対する上級救命講習は引き続きの充実を期待し

たいところである。一方で、児童生徒を対象とした教育活動を行う上で大前提となることは、教育課程への明確な位置付けである。これらの取組を授業として実施するためには、各教科等の特質を十分に踏まえた上で、教育委員会としてどの教科でどのような内容と関連付けて行うようにするのかを、各学校に周知したり、複数の実施案を提示して、各学校に選択を促したりするなどの手立てを講じることも有効である。

人権教育では、人権教育推進委員会や担当者会を開催するとともに、「ＴＯＫＹＯ人権施策推進指針」を活用した研修や研究発表会への参加を通して、教職員の人権意識及び指導力の向上に努めている。また、各学校における人権教育年間計画の作成や実践を支援するなど、人権尊重の理念を学校教育全体へ浸透させるための取組が着実に進められている。一方で、これまで、また今後についての、周知や指導・助言の具体的な内容や方法を明示することを期待したい。

いじめ防止対策では、学校いじめ対策委員会の機能強化や定期的なアンケート・教育相談の実施に加え、ＳＮＳに関するルールづくりや啓発資料の配布、保護者への周知、スクールカウンセラーや関係機関との連携など、多面的な支援体制が整備されている。未然防止、早期発見、早期対応の各段階を意識した事業展開となっており、児童生徒が安心して学校生活を送ることのできる教育環境づくりに寄与している。

道徳教育では、道徳授業地区公開講座の実施や教員研修、指導資料の活用を通して、考え、議論する道徳への授業改善を促進するとともに、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実に向けた取組が推進されている。児童生徒が多面的・多角的に考え、自らの生き方について主体的に考察できる授業づくりを促がしている点も評価できる。

一方で、各事業については実施状況や活動内容は十分に整理されているものの、その成果については、学校における実践の質の向上や児童生徒の意識・行動の変容といった観点から、客観的な検証をさらに進めることが望まれる。今後は、研修や指導資料が学校でどのように活用されたか、いじめの未然防止や人権意識の向上にどのような成果が見られたかなど、成果指標を活用した効果検証を充実させるとともに、優れた実践事例を積極的に共有し、市内全校へ横展開することで、各事業の実効性を一層高められることを期待したい。

○施策２　確かな学力の育成　について

「確かな学力」の育成を目指し、基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図るとともに、ＩＣＴの活用、国際理解教育、読書活動の充実など、多様な施策を計画的かつ継続的に推進していることが評価できる。

基礎的・基本的な学力の定着は、校内研究や授業改善を促進するとともに、日本語指導が必要な児童生徒への援助や、個別最適な学びの実現に向けた一人一台

端末の活用促進など、それぞれの学校や児童生徒の実態に応じた手立てが講じられている。また、教員研修や指導・助言を通して、授業改善を継続的に推進している点は評価できる。

ＩＣＴ環境の整備では、学習者用端末や校務支援システムの更新、ネットワーク環境の改善、ＩＣＴ支援員による学校支援など、各学校のニーズに対応した環境整備が着実に進められている。加えて、教職員研修や活用事例の共有を通して、ＩＣＴを効果的に活用した授業づくりを促進していることは、教育ＤＸの推進に大きく寄与する取組である。

グローバル人材の育成については、ＡＬＴを活用した外国語教育や体験型英語学習施設の活用、オリンピアン・パラリンピアンによる講話、ボランティアマインドや障害者理解教育など、多様な体験活動を通して、児童生徒の国際感覚や豊かな人間性を育むことにもつながる取組が推進されている。体験的な学びを重視した事業構成となっている点も評価できる。

学校図書館の活用については、学校司書の配置や読書週間の実施、市立図書館との連携、ブックリストの作成など、児童生徒が読書に親しむ環境づくりが計画的に進められている。読書活動を通して、読解力や情報活用能力、主体的に学ぶ態度の育成の充実を図っていることは意義深い。

一方で、各事業については、実施状況や活動内容は具体的に整理されているものの、事業の成果については、児童生徒の学力向上やＩＣＴ活用能力、外国語によるコミュニケーション能力、読書習慣の定着など、具体的な成果指標に基づく検証を一層充実させることが望まれる。また、各学校で蓄積された優れた実践を積極的に共有するとともに、学校規模や地域の実情に応じたきめ細かな援助を継続することで、事業の実効性をさらに高めていくことを期待したい。

○施策３　健やかな体の育成　について

児童生徒の健やかな成長を支えるため、体力向上及び食育の推進について、学校・家庭・地域との連携を図りながら、計画的かつ継続的な取組を展開していることが評価できる。

体力向上への支援については、「一校一取組・一学級一実践」の推進により、各学校が実態に応じた目標を設定し、日常的・継続的に運動習慣の定着を図る取組を進めている。また、一流アスリートによる実技指導や講演、ジュニア陸上体験教室の実施など、専門的な指導に直接触れる機会を設けることで、児童生徒の運動への意欲や技能の向上を図っている点は評価できる。さらに、体力向上検討委員会において取組状況を検証し、成果や課題を次年度の施策へ反映させていることは、継続的な改善につながる取組として評価できる。

食育の推進については、食育年間指導計画に基づく系統的な指導に加え、栄養教諭・学校栄養職員を中心とした食育授業、地場農産物を活用した学校給食、生

産者との交流や農業体験、農業まつりとの連携など、体験活動を重視した取組が充実している。また、食物アレルギー対応の充実や家庭との連携、学校給食を「生きた教材」として活用する実践など、児童生徒が望ましい食習慣や健康的な生活を主体的に考える機会を創出している点も評価できる。

一方で、体力向上及び食育といった健やかな体の育成については、学習指導要領の総則にもある通り、学校の教育活動全体を通じて行うものである。このことから、各学校に食育も含めた体育・健康教育の全体計画を作成することを求めたい。また、いずれの事業についても、実施状況や活動内容は具体的に整理されているものの、児童生徒の体力・運動習慣の改善や食生活・健康意識の変容など、事業成果を客観的に把握・分析する視点については、更なる充実が期待される。各学校の優れた実践を共有しながら、学校・家庭・地域が一体となった取組を継続することで、より実効性の高い施策として発展することを期待したい。

○施策４　個に応じたきめ細かな支援　について

特別支援教育では、特別支援教育推進委員会において施策の成果と課題を検証するとともに、特別支援教育コーディネーターや管理職を対象とした研修、校内通級担当教員への指導・助言、就学支援シートの活用などを通して、一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図っている。また、放課後等デイサービス事業所や障害福祉課との連携、タブレット端末やマルチメディア教材の活用など、学校内外の支援資源を効果的に活用しながら、特別支援教育の充実に取り組んでいる点は評価できる。

不登校児童生徒への支援では、不登校対策委員会による施策の検証と改善に加え、「ＣＡＮＶＡＳ」の活用や教育支援センター「太陽の子」、教育相談室、スクールソーシャルワーカー等が連携した支援体制を構築し、多様な学びや相談の場を整備している。また、校内教育支援センターの設置促進や保護者支援、さらにはバーチャル・ラーニング・プラットフォーム（ＶＬＰ）やオンライン教材の導入など、不登校児童生徒の状況に応じた多様な支援を推進していることは、今日的課題へ適切に対応としいることがうかがえる。

教育相談については、電話相談や面接相談、巡回相談、発達検査、教育支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカーによる支援など、多様な相談体制を整備し、児童生徒や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。また、学校や関係機関との情報共有やケース会議を通して、早期発見・早期対応に向けた支援を継続的に実施している点も評価できる。

さらに、喫緊の課題であるヤングケアラーをはじめとする、様々な家庭環境にある児童生徒への支援についても、スクールソーシャルワーカーや子ども家庭センター等との連携、就学援助制度の周知・活用など、福祉部局を含めた関係機関との協働による支援体制を構築し、教育の機会均等の確保に努めていることは意

義深い。

一方で、各事業とも支援内容は充実しているものの、支援を必要とする児童生徒の状況は複雑化・多様化しており、一つの機関だけでは十分な対応が困難な事例も増加している。今後は、支援の量だけでなく、支援による改善状況や学校復帰・社会的自立の状況、保護者支援の成果などを継続的に把握・分析し、支援の質の向上につなげることが期待される。また、学校、教育委員会、福祉、医療、心理など多職種が一層緊密に連携し、個々の児童生徒に応じた包括的かつ継続的な支援体制をさらに充実させることが望まれる。

○施策5　魅力ある学校づくりの推進　について

コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動については、統括コーディネーターや地域学校協働コーディネーターの配置・育成、コミュニティ・スクール委員研修会や地域学校協働本部事業の実施を通して、地域の教育資源を学校教育へ効果的に生かす体制づくりが進められている。また、東京都主催のフォーラムへの参加や他自治体との情報共有などにより、先進的な取組を積極的に取り入れようとする姿勢も評価できる。

特色ある教育活動の推進では、各学校への推進交付金の活用や学校ホームページ等を通じた情報発信、学校選択制度の適切な運用などにより、各学校が地域や児童生徒の実態を踏まえた教育活動を展開できるようにしている。各学校の創意工夫を尊重しながら、教育活動の充実を図っている点は評価できる。

教職員の指導力及び人権意識の向上については、授業研究や管理職・主幹教諭等への研修、ＩＣＴを活用した授業改善、人権教育研修などを計画的に実施し、教職員の専門性の向上に努めている。特に、授業力向上と人権尊重の視点を両輪として研修を実施していることは、児童生徒一人一人を大切にした教育の実現につながる取組として評価できる。なお、この項目と、豊かな心の育成の人権教育の推進との関連を整理することも考えたい。

学校における働き方改革については、校務支援システムの活用、部活動の地域連携・地域移行、スクール・サポート・スタッフや副校長補佐の配置、学校徴収金業務のアウトソーシングなど、多角的な施策を展開し、教職員の負担軽減と学校運営体制の充実を図っている。また、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、業務改善を継続的に推進している点も高く評価できる。

これらの施策は相互に関連して学校教育全体を支える重要な取組であることから、個々の事業の実施状況だけでなく、学校運営の改善や教職員の負担軽減、地域との協働の深化、児童生徒の学びの充実など、施策全体としての成果を総合的に把握・検証する視点を一層充実させることが望まれる。また、各学校においては、ともすると働き方改革について教育指導と教育事務を混同することが懸念されるので留意したい。学校間で取組状況に差が生じないよう、優れた実践事例の

共有や継続的な伴走支援を行い、教育委員会として学校への支援機能をさらに高めていくことを期待したい。

○施策6　安全・安心な学校づくりの推進　について

食物アレルギー対策は、栄養教諭や学校栄養職員の専門性を生かした学校給食の安全管理をはじめ、学校生活管理指導表の適切な運用、食物アレルギー対応ホットラインの活用、エピペン投与や緊急時対応に関する実践的な研修の実施など、事故の未然防止と緊急時対応の両面から支援体制の充実を図っている。また、学校施設の計画的な整備や給食調理環境の改善にも取り組み、安全・安心な学校給食の提供に努めていることは高く評価できる。

安全教育では、「命」の授業や避難訓練、防災教育、自転車安全利用講習、ＳＮＳ等を活用した情報モラル教育など、多様な危険を想定した教育活動を計画的に実施し、児童生徒の危険予測能力や主体的に安全な行動を選択する力の育成に努めている。また、関係機関との連携による実践的な訓練や研修を継続して実施していることは、学校全体の危機管理能力の向上につながる取組といえる。

児童生徒の安全確保では、通学路の合同点検や防犯対策、学校施設の安全点検、交通安全教育、防犯教育、学校環境衛生の維持管理など、多方面から安全対策を推進している。特に、通学路の危険箇所の改善や防犯カメラ・安全対策用品の整備、学校環境衛生基準に基づく点検、空気環境や化学物質への対応など、教育活動を支える安全な学習環境の整備を継続している点は高く評価できる。

さらに、各事業においては、教育委員会だけでなく、警察、消防、医療機関、保健所、地域、保護者等の関係諸機関との連携を重視し、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築していることは、複雑化・多様化する学校安全上の課題に対応する上で重要な取組となっている。

一方で、学校安全を取り巻く課題は、自然災害や気候変動への対応、食物アレルギーへの適切な対応、ＳＮＳを介したトラブル、登下校時の安全確保など、年々多様化・複雑化している。今後は、各事業の実施状況だけでなく、事故やヒヤリ・ハット事例の分析、学校における安全管理体制の改善状況、児童生徒の安全意識や危険回避能力の向上などについて継続的に検証し、より実効性の高い施策へ発展させることを期待したい。

○施策7　学校施設整備の推進　について

学校施設の更新では、若葉小学校、第四中学校及び図書館若葉分館の一体型施設整備を着実に進めるとともに、事業の進捗に応じて地域住民への説明会や情報提供を行うなど、地域との合意形成を図りながら施設整備を進めている点は評価できる。また、校舎照明のＬＥＤ化を実施するなど、脱炭素社会の実現や省エネルギー化を視野に入れた施設整備を推進していることも、持続可能な学校施設づくりの観点から意義深い。

不足教室への対応については、児童生徒数の増加を見据えた仮設校舎の整備や、教育環境を保全するための指定区域制度の運用など、将来的な児童生徒数の推移を踏まえながら教育環境の確保に努めている。学校規模の変化に柔軟に対応し、教育活動に支障を生じさせないよう計画的に施設整備を進めていることは重要なことである。

安全・安心で快適な教育環境の整備は、学校施設の適切な維持管理に加え、学校給食調理場や体育館、校庭などの改修工事を計画的に実施し、児童生徒が安全で快適に学校生活を送ることのできる教育環境の充実を図っている。施設の老朽化対策と教育環境の改善を着実に進めていることは、学校教育を支える基盤整備として評価できる。

一方で、学校施設を取り巻く課題は、施設の老朽化への対応に加え、児童生徒数の変動、バリアフリー化、防災機能の強化、脱炭素化への対応など、年々多様化している。今後は、教育活動の変化や地域の実情を踏まえた教育環境の質的向上という視点から、計画的かつ効果的な施設整備を推進していくことを期待したい。

○施策8　青少年の育成　について

家庭教育への支援では、家庭教育セミナーの開催方法を工夫し、対面とオンラインを組み合わせた実施やオンライン配信を取り入れることで、保護者が参加しやすい環境づくりを進めている。また、社会教育情報紙「コラボ」の発行や市ホームページを活用した情報発信など、家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実を図り、家庭の教育力向上を支援していることは重要なことである。

地域で活躍できる人材の育成では、リーダー養成講習会やジュニアリーダー講習会、レクリエーション講習会などを継続的に実施し、地域活動を担う人材の育成に努めている。世代を超えた交流や地域活動への参画を促進することで、地域コミュニティの活性化と次代を担う人材の育成につなげている点は意義深い。

青少年交流・体験事業では、青少年交流センターを活用した交流活動をはじめ、「調布っ子“夢”発表会」、二十歳のつどい、八ヶ岳少年自然の家での自然体験活動、中学生海外体験学習など、多様な体験活動を実施し、児童生徒が主体的に学び、他者と協働しながら成長する機会を提供している。さらに、ＬＩＮＥを活用した申込みやアンケートの導入など、利用者の利便性向上にも取り組んでいることは評価できる。

また、海外体験学習では、異文化交流や実践的なコミュニケーションを通して、国際的な視野や主体性を育成する機会を提供するとともに、帰国後の報告会を実施するなど、学びを地域へ還元する取組を進めている点も評価できる。

なお、家庭教育への支援や社会教育事業は、参加者の固定化や社会環境の変化への対応が課題となっている。今後は、参加者の学びや行動の変容、地域活動へ

の参画状況など、事業成果を継続的に把握・分析し、若い世代や子育て世代が参加しやすい事業内容や実施方法をさらに工夫することが期待される。また、学校教育との連携を一層深めることで、地域全体で子どもの成長を支える社会教育の充実につなげていくことも考えたいところである。

○施策9　生涯学習社会への対応　について

市民・社会教育関係団体への支援は、学校施設の開放や社会教育関係団体への補助金交付、公民館登録団体への活動支援、公開講座の開催支援など、多様な学習活動を支える環境整備に努めている。また、公民館利用団体や地域団体との連携を促進するとともに、Ｗｉ-Ｆｉ環境の整備など学習環境の充実を図り、市民の主体的な学びを支援している点は評価できる。

障害者の社会体験活動への支援では、「遊ｉｎｇ」や「杉の木青年教室」、「のびのびサークル」など、障害のある方の年齢や実態に応じた継続的な学習・交流機会を提供し、社会参加や自立に向けた支援を行っていることは意義深い。参加者が地域の中で豊かな人間関係を築き、生きがいを感じながら活動できる場を継続して提供している点も高く評価できる。

公民館活動は、市民の学習ニーズや地域課題に応じた講座や事業を展開するとともに、調布市制施行７０周年記念事業や地域文化を生かした事業など、地域への愛着や郷土理解を深める取組も積極的に推進されている。

図書館事業については、「調布市子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児から高齢者まで幅広い世代を対象とした読書活動の推進に取り組むとともに、多様な利用者のニーズに応じたサービスを展開している。また、ＩＣタグシステムの導入や情報発信の充実など、利便性の向上にも取り組み、市民の学習活動を支える基盤整備を着実に進めていることは評価できる。

生涯学習を取り巻く社会環境や市民ニーズは多様化しており、参加者の高齢化や固定化への対応、若年層や子育て世代の参加促進、デジタル技術を活用した学習機会の提供など、新たな課題にも対応していく必要がある。今後は、市民の学びの成果や地域活動への参画状況、地域コミュニティへの波及効果などについて継続的に把握・検証することも考えたい。

○施策10　地域ゆかりの文化の保存と継承　について

下布田遺跡や深大寺をはじめとする指定文化財の保存・活用に向けた調査・整備を着実に進めるとともに、史跡整備工事やガイダンス施設整備、文化財保存活用地域計画の推進など、中長期的な視点に立った文化財行政を展開している。また、市民や関係団体とのワークショップや説明会を開催し、文化財の保存だけでなく、その価値を市民と共有しながら活用を進めている点は高く評価できる。

郷土博物館事業では、特別展・企画展や講演会、歴史講座、体験学習、ニュースレターやＳＮＳによる情報発信など、多様な学習機会を提供するとともに、学

校教育との連携や地域団体との協働を通して、市民が郷土の歴史や文化に親しむ機会の充実を図っている。また、深大寺や近藤勇、新選組など地域資源を生かした展示・普及事業を展開し、地域への理解や愛着を深める取組を継続していることは意義深い。

地域ゆかりの歴史・文化芸術の振興については、市制施行70周年記念事業や実篤記念館における企画展、講演会、ワークショップ、ＳＮＳや動画配信など、多様な媒体を活用した情報発信を積極的に進めている。さらに、市民や学校、文化団体との連携を図りながら、文化芸術に触れる機会を幅広く提供するとともに、地域文化の継承と発展に寄与していることは意義深い。

今後は、デジタル技術を活用した情報発信や学校教育との連携をさらに充実させるとともに、子どもや若い世代が地域の歴史や文化に主体的に関わる機会を拡充することが期待される。また、文化財の保存・活用が地域振興や観光、まちづくりにもつながるよう、関係部局や地域団体との連携を一層深めながら、文化行政の更なる充実を図られたい。

⑶　東京純心大学名誉教授　吉澤　良保

施策について

○総評

　我が国は集団的社会制度面において歴史的な発想の転換期を迎えている。それは学校においても少子化に伴う国が描く構造改革モデルにも影を落としつつある。不確実な世の中に「ひと」が輝き、活力に溢れ、安心と希望の道筋を描けるような教育施策を展開していく必要がある。「調布市教育プラン」では予測不可能な変化の激しい時代を生き抜くための要諦は「持続可能な郷土の担い手の育成」と「地域社会に根差した幸福観の向上」にあることが読みとれる。今日のような変貌する社会で多くの人々が学校教育に期待するものは、例えば、人と生きとし生けるものとの調和の取れた共生社会づくりであったり、生物多様性環境の保全による地域社会の持続といった取組などが目立つ。

　私見を述べれば、欧米的価値観を滲ませる生き方の普及活動や、地域社会を対象としたコミュニティ・スクールの推進には相当に確固たるエクステンションワークが要請されるはずであり、不安と懸念が先行する。よって、自助共助公助の意識啓発を図る（施策２）、家庭教育への支援・地域で活躍できる人材の育成・青少年交流と体験事業の推進を重視する（施策３）などの、柔軟かつ横断的に事業を「主務」として担当する役割を担う「人材」の確保、短刀直入に言えば、「主任」と「主幹」の領域に位置づき「主務」として、指導助言と分掌間の連絡調整を行う人材の発掘と育成が必要、という点にある。この「主務」の機動性を支援する構造改革を可能する「研修」の具現化が喫緊の課題（魅力ある学校づくりの推進と働き方改革の柱である施策５）である。補足事項として学校教育における「主務教諭」は学校教育法改正により、令和８年４月から配置が可能になっている。

　その上で、指導の個別化等による「個別最適な学び」、多様な「協働的な学び」を充実化「ＩＣＴ機器の整備・利活用」「教員の指導力の向上」などを積極的に推進し、児童生徒が将来への希望を持ち、安心して学び続けられる仕組みを（施策４・施策８）を今後も丁寧に展開していくことが期待される。

○施策１　豊かな心の育成 について

　各小中学校における「命」の授業ではテーマとなる「命」を、自助・共助・公助の意識を醸成する授業と焦点化し、自他の生命を大切にすることや他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる授業を展開している。

　「調布市防災教育の日（４月）」や「いのちとこころの教育月間」では、他者との違いを理解し、認め合うことの重要性について考える授業として実施している。加えて、八ヶ岳移動教室（小学校５年）日光移動教室（小学校６年）スキー移動教室・職場体験（中学校２年）修学旅行（中学校３年）などの体験活動を重視し

ている。

また、市内各学校は年３回の「ふれあい月間」を６月、１１月と２月に一斉に校長会・副校長会と連携していじめの解消に向けた指導の徹底を図っている。

○施策２　確かな学力の育成　について

「令和の日本型学校教育」の構築を目指した個別最適な学びと協働的な学びの一体化に向けての取組である①学校のリーダーとして育成する主任教諭（学校マネジメント講座）受講者を対象に校長が講義・講習を実施②東京方式小人数・習熟指導の点検と指導・助言を行っている。加えて、「５月１日を調布市小中連携の教育の日」と位置づけ、中学校区の小・中学校が一堂に「集い」、情報交換を行ったり、幼稚園・保育園と小学校の関係者が「集い」、情報交換を行っている。

また、「科学センター」では市内小学校高学年児童を対象に全１４回（延べ４２７人）、科学をテーマにした実験教室を開催するなど新しい時代の学校教育の展開に取組をしており評価できる。さらに、普通教室の増加に伴い固定式プロジェクターセットを追加整備し耐用年数の超過した一部のプロジェクターを更新しＩＣＴ環境の充実を鋭意行っている。

また「調布市子ども読書活動推進計画」基づく図書指導を丁寧に実施している。

○施策３　健やかな体の育成　について

市内各学校では「一校一取組・一学級一実践」として体力運動能力の目標を設定し、毎日・週一回程度の具体的な運動を実践している。そのほか一流アスリートを講師に招聘して出前授業を実施する仕組みや教員を対象とした指導法の研修に資する仕組みも整備されており評価できる。さらに、一流アスリートによるスポーツの魅力を直接、児童生徒に伝える取組（サッカー、野球、ラグビー）や地域学校協働本部の事業として全中学校に部活動外部指導員を配置している。食育の推進では「調布市食物アレルギー指導資料」を基にした小学校教職員を対象とする「食物アレルギー」への啓発指導を徹底している。加えて推進事業である「農業まつり」「木島平村の野菜を使用する姉妹都市盟約４０周年ウィークにおける記念給食献立の考案や食育講演会におけるタレントの名を冠した学校給食の紹介の工夫は評価できる。

○施策４　個に応じたきめ細かな支援　について

全ての子ども達が自己の持てる能力を発揮できるよう教育委員会は各学校・機関と連携して個に応じて特別支援教育を推進しており、評価できる。とくに通常の学級において、特別支援が必要な子どものうち、「スクールサポーター等の人的支援による対応」「通級による指導」「知的障害学級相当の指導」が必要な子どもに対する個別指導計画の作成率は１００％となっており評価できる。加えて、不登校児童生徒への支援では新たに中学生を対象とした「ＣＡＮＶＡＳ」が開設され、「太陽の子」「はしうち教室」をバックアップできる組織づくりになっている。

また、多様な家庭環境に置かれている子どもへの支援策として、スクールソーシャルワーカーを中学校を拠点に市内学校に週１日以上常駐できるように工夫したり、子ども・若者総合事業「ここあ」との情報共有を図るなど教育委員会のきめ細かな対応は十分に評価できる。

○施策5　魅力ある学校づくりの推進　について

魅力ある学校づくりの推進のため、令和５年度からコミュニティ・スクールの市内２８校への導入を意図的戦略的に推進し、令和７年度には目標達成を成し遂げた教育委員会の尽力は高く評価できる。その反面、小中一貫型のコミュニティ・スクールには先進校に見られる特有の新たな課題も山積する。その代表的なものは、①地域教育資源の活用範囲が拡大するため小学校区と中学校区に有する人的資源と環境資源の有効な相互乗り入れ問題（学校支援ボランティアの円滑な協力態勢）、②保護者は小中合同のコミュニティ・スクール委員会を通じて、小中学校の運営に参画可能となり地域代表的かつ保護者的、校区的な言動が多くなる、③コミュニティ・スクールは単なる小中一貫型とは異なり、必然的に他の近隣小学校、中学校との連携を促す推進力となる。砕いて言えば小小、中中連携や私立校との連携も可能となるのである。今後は、中学校区を基本コミュニティと認知し、複数の小学校との連携を柔軟に、地域住民、教職員、自治体職員の方々の顔の見える「ほどよい距離感」の学校の創発を念頭に所信忘れずの気持ちで前進されることを期待する。

○施策6　安全･安心な学校づくりの推進　について

２０１２年１２月に発生した市内小学校における食物アレルギー死亡事故を教訓に策定した「アレルギー事故再発事故防止取組方針（２０１３年）」に基づく対応（各種研修・訓練、誤食事案防止のためのマニュアル改訂）を継続し、事故防止と緊急対応を柱とする再発防止に鋭意つとめている。また、調布市防災教育の日における、避難訓練や引き渡し訓練、避難所開設訓練を通じて、子ども達の自助・共助意識や防災意識を養えるよう工夫するほか、新たに「朝の小１の壁」対策として、令和７年度からは市内小学児童の早朝見守り事業「みまモーニング」を実施するなど、安全・安心な資する活動を大半の学校で展開しており評価できる。加えて、学校環境衛生（室内化学物資）定期検査を実施し、結果をシックハウス症候群や化学物資過敏症と思われる子どもの保護者、庁内関係部署、学校教職員、PTA代表と共有している。

○施策7　学校施設整備の推進　について

学校施設の整備は、誰もが安全・安心に利用でき、子ども達が良好な環境の中で学校生活を送ることができるように学校施設の整備・更新がなされることが前提にある。２０２１年４月に政府は、国・東京都、市民・事業者と協働して地域温暖化対策の取組を推進し、脱炭素化社会である「ゼロカーボンシティ」を目指

す、と唱道した。そのため、調布市公共施設等総合管理計画の基本方針を基に学校施設と他の公共施設との施設複合化を視野に入れる他、ユニバーサル・デザインの観点や、外壁・屋上等の高断熱化、ＬＥＤ照明の採用の検討及び更新を実施するに至っており評価できるものである。具体的には、若葉小学校・第四中学校・図書館若葉部分館の一体型施設整備に向けたＰＦＩ事業の建設工事の着手、省エネルギー化に向けた校舎内ＬＥＤ照明の改修（第五中学校）、校舎内トイレの部分改修工事、水道の直結化改修工事がなされ評価できる。

○施策8　青少年の育成　について

青少年の健全育成と地域で活躍できるリーダー養成講習会（中学生対象ジュニアリーダー・高校生対象シニアリーダー）を約５０年にわたり脈々と開催しており相当に評価できる。それは、講習会の修了者たちが市内で多様なリーダーグループを立ち上げるなど地域の課題解決に主体的に関わり、地域社会の課題を自ら考え・判断し・行動していく意識の醸成にも資するからであり、より住みよい社会を担っていこうとする証左の態度であるため大切にしたい生き方である。因みに令和７年度より新たに中学生の海外体験学習事業を新規に開始した他、社会教育情報紙「コラボ」の発行、青少年交流館・八ヶ岳少年自然の家の運営を継続運営している、二十歳のつどい、調布っ子”夢”発表会の実施、家庭教育セミナーを開催するなど実績ある事業が多数あることも評価に値する。

○施策9　生涯学習社会への対応　について

社会教育関係登録諸団体や多様な学習グループ活動への支援を行ったり、学校施設の開放により利活用される市民のスポーツ・レクリエーション活動に対する支援業務、また、市民の自主的な学習活動や公民館登録団体に対する支援を行うことを主務としている。とくに、公民館・図書館にあっては地域の学習拠点の一端を担う役割がコミュニティスクールの導入に伴い学務課及び指導課との連携、地域協働本部の人材交流が急務となるため従来の発想を見直して対処する必要がある。一方で、障害のある方の社会生活支援として「遊ｉｎｇ」「杉の木教室」、「のびのびサークル」ボランティアスタッフの充実を図るための市報や調布FMによる広報が継続して行われている。

○施策10　地域ゆかりの文化の保存と継承　について

郷土博物館では（まち・郷土調布）への愛着と誇りとを市民が抱けるように市制施行以前からの（まち）の変遷を、令和７年が昭和１００年に当たることに重ねた市制施行７０周年記念展示及び移動展を開催して利用者からの好評を得た。また、東京都と連携した国史跡深大寺城址跡解説板の新設と付け替え、深大寺の元三大師大開帳に併せた収蔵品展を開催するなど、地域ゆかりの文化を継承し、まちへの愛着と誇り醸成する取組（映画のまち調布）を行っており評価できる。一方、武者小路実篤記念館における春「実篤の実像」・秋「細川護立と武者小路実

篤の４０年」などの特別展の開催や他の所管である「調布国際音楽祭２０２５」のサテライトコンサートに実篤記念館の会場を提供するなどの工夫により、当館においても「実篤効果」現象が影響してか、全体として入館者数・事業参加者数が増えており評価できる。

６　資料編

（１）教育プラン（令和５年度～令和８年度）施策体系（施策、主要事業、主管課）

（※1）全国学力・学習状況調査 （※2）全国学力・学習状況調査の「課題解決に向けて，自分で考え，自分から取り組んでいたと思いますか」，「自分の考えを発表する機会では，自分の考えがうまく伝わるよう，資料や文章，話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか」を合わせた平均値

プラン

	成果指標・目標値	
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】	「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合（※1）	小学校 100% 中学校 100%
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】	全国学力・学習状況調査（国語・算数（数学））における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数 「主体的・対話的に学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合（※2）	小学校 7pt 中学校 7pt 小学校 90.0% 中学校 90.0%
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【学務課，指導室】	東京都「児童・生徒体力・運動能力，生活・運動習慣等調査」における東京都（各学年・男女別）の体力合計点と調布市の体力合計点の比較 体育の授業における，体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合（※3）	東京都の平均値を上回る（小学校・中学校） 小学校（男・女） 75.0% 中学校（男・女） 70.0%
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室，学務課】 【指導室】	通常の学級において，特別な支援が必要な児童・生徒のうち，「スクールサポーター等の人的支援による対応」，「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率	小学校 100% 中学校 100%
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室，学務課】 【指導室】 【指導室】 【指導室，学務課】 【指導室，学務課，教育総務課】	コミュニティ・スクールの導入校数	28 校 （市立小・中学校全校）
【学務課，指導室】 【教育総務課，指導室】 【学務課，社会教育課，教育総務課，指導室】	調布市防災教育の日の参加者数	30,000 人
【教育総務課】 【教育総務課】 【教育総務課】	耐用年数を基本に，屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合	屋上防水 100%（102/102 棟） 外壁 100%（102/102 棟） 受変電設備 100%（28/28 棟）
【社会教育課】 【社会教育課】 【社会教育課】	リーダー養成講習会（ジュニアリーダー講習会，シニアリーダー講習会，レクリエーション講習会）の参加者数及びジュニアサブリーダー講習会の修了証授与者数	360 人
【社会教育課，公民館】 【社会教育課】 【公民館】 【図書館】	社会教育施設（図書館・公民館）の満足度（※4）	図書館 85.0% 公民館 80.0%
【郷土博物館】 【郷土博物館，図書館】	郷土博物館・実篤記念館の入館者数・事業参加者数（実篤公園利用者を含む）	55,000 人

（※3）全国体力・運動能力，運動習慣等調査（※4）調布市民意識調査

（２）教育委員会会議開催状況（令和７年度）

開催月日	会議名	議　　事	結　果
令和7年 4月1日	第3回 臨時会	・教育委員会教育長の任命について ・令和7年調布市教育委員会第3回臨時会会議録署名委員の指名について ・教育委員会委員の議席について	— — —
令和7年 4月25日	第4回 定例会	・令和7年調布市教育委員会第4回定例会会議録署名委員の指名について （報告事項） ・令和7年第1回調布市議会定例会について ・令和7年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・令和7年度の市立小・中学校の児童・生徒数、学級数について ・令和7年3月における市内小・中学校の事故等の報告について ・令和7年度調布市立学校における教育課程の特色について ・令和6年度教育相談所事業報告について ・令和6年度学校に行きづらい子どもの保護者の集い報告について ・令和6年度調布市公民館事業報告について ・令和6年度調布市立図書館事業報告について ・令和6年度調布市郷土博物館事業報告について （諸報告） ・令和6年度スクールカウンセラーの活動状況報告について ・令和6年度教育支援コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーの活動状況報告について ・令和6年度調布市社会教育委員の会議(1月～3月分)について ・令和6年度調布市八ケ岳少年自然の家使用状況報告について ・令和6年度調布市青少年交流館使用状況報告について ・令和6年度調布市公民館運営審議会(1月～3月分)について ・令和6年度調布市立図書館協議会(1月～3月分)について ・令和6年度調布市文化財保護審議会(1月～3月分)について	— — — — — — — — — — — — — — — — — — — —
令和7年 5月14日	第5回 定例会	・令和7年調布市教育委員会第5回定例会会議録署名委員の指名について （議案） ・令和7年第2回調布市議会定例会提出案件について （協議題） ・調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱に係る「教室確保困難通学区域」の指定(案)について （報告事項） ・令和7年度「調布市防災教育の日」の実施結果(概要)について ・令和7年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・令和7年春の叙勲について	— 可　決 — — — —

		・令和7年4月における市内小・中学校の事故等の報告について ・令和6年度「調布市八ヶ岳少年自然の家」の指定管理者事業報告について ・調布市武者小路実篤記念館の臨時休館について	― ― ―
令和7年 6月27日	第6回 定例会	・令和7年調布市教育委員会第6回臨時会会議録署名委員の指名について （議案） ・調布市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則 ・調布市社会教育委員の委嘱について ・調布市公民館運営審議会委員の委嘱について （報告事項） ・令和7年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・令和7年5月における市内小・中学校の事故等の報告について ・一般財団法人調布市武者小路実篤記念館役員人事について	― 可　決 可　決 可　決 ― ― ―
令和7年 7月25日	第7回 定例会	・令和7年調布市教育委員会第7回定例会会議録署名委員の指名について （議案） ・令和8年度使用　調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について （報告事項） ・令和7年第2回調布市議会定例会について ・令和7年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・令和7年6月における市内小・中学校の事故等の報告について ・令和7年度調布市立図書館の臨時休館について （諸報告） ・令和7年度調布市社会教育委員の会議（4月～6月分）について ・令和7年度調布市公民館運営審議会（4月～6月分）について ・令和7年度調布市立図書館協議会（4月～6月分）について ・令和7年度調布市文化財保護審議会（4月～6月分）について	― 可　決 ― ― ― ― ― ― ― ― ―
令和7年 8月8日	第4回 臨時会	・令和7年調布市教育委員会第4回臨時会会議録署名委員の指名について （報告事項） ・令和7年度　調布市防災教育の日　実施結果報告書について （議案） ・令和7年度調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（令和6年度振返り）（案）について ・令和7年第3回調布市市議会定例会提出案件について	― ― 可　決 可　決
令和7年 8月22日	第8回 定例会	・令和7年調布市教育委員会第8回定例会議録署名委員の指名について （議案） ・臨時代理の承認について（調布市立学校学校薬剤師の解職）	― 可　決

		・臨時代理の承認について（調布市立学校学校薬剤師の委嘱） ・調布市立図書館協議会委員の委嘱について （報告事項） ・令和7年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・令和7年7月における市内小・中学校の事故等の報告について ・調布市郷土博物館の臨時休館について	可　決 可　決 — — —
令和7年 9月26日	第9回 定例会	・令和7年調布市教育委員会第9回定例会会議録署名委員の指名について （議案） ・調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則 ・臨時代理の承認について（調布市立図書館協議会委員の委嘱） ・臨時代理の承認について（調布市教育委員会職員の人事異動について） （報告事項） ・令和7年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・調布市立図書館深大寺分館の臨時休館について	— 可　決 可　決 可　決 — —
令和7年 10月29日	第10回 定例会	・令和7年調布市教育委員会第10回定例会会議録署名委員の指名について （議案） ・臨時代理の承認について（調布市立学校事案決裁規程の一部を改正する訓令） （報告事項） ・令和7年第3回調布市議会定例会について ・令和7年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・令和7年9月における市内小・中学校の事故等の報告について （諸報告） ・令和7年度調布市社会教育委員の会議（7月～9月分）について ・令和7年度調布市公民館運営審議会（7月～9月分）について ・令和7年度調布市立図書館協議会（7月～9月分）について ・令和7年度調布市文化財保護審議会（7月～9月分）について	— 可　決 — — — — — — —
令和7年 11月5日	第5回 臨時会	・令和7年調布市教育委員会第5回臨時会会議録署名委員の指名について （議案） ・令和7年第4回調布市議会定例会提出案件について	— 可　決
令和7年 11月27日	第11回 定例会	・令和7年調布市教育委員会第11回定例会会議録署名委員の指名について （議案） ・臨時代理の承認について（令和7年第4回調布市議会定例会提出案件について） （報告事項） ・令和7年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について	— 可　決 —

		・令和7年度10月における市内小・中学校の事故等の報告について	―
		・令和6年度調布市立学校における児童・生徒のいじめ・不登校等の調査報告について	―
		（諸報告）	―
		・令和7年度調布市「いのちと心の教育」月間の取組について	
令和7年12月18日	第12回定例会	・令和7年調布市教育委員会第12回定例会会議録署名委員の指名について	―
		（報告事項）	
		・令和7年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について	―
		・令和7年度市立小・中学校児童・生徒数及び学級数の推計について	―
		・令和7年度11月における市内小・中学校の事故等の報告について	―
		（諸報告）	
		・令和7年度地域運動会実施報告について	―
令和8年1月23日	第1回定例会	・令和8年調布市教育委員会第1回定例会会議録署名委員の指名について	―
		（議案）	
		・調布市教育委員会表彰について	可　決
		・臨時代理の承認について（調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則）	可　決
		・調布市学校施設永年計画基準内規を廃止する訓令	可　決
		・調布市立学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則	可　決
		・調布市適応指導教室設置条例施行規則の一部を改正する規則	可　決
		（報告事項）	
		・令和7年第4回調布市議会定例会について	―
		・令和7年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について	―
		・調布市立小・中学校における医療的ケアガイドラインについて	―
		・令和7年度東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）被表彰者の決定について	―
		・令和7年12月における市内小・中学校の事故等の報告について	―
		・令和7年度社会教育功労者表彰被表彰者について	―
		・調布市郷土博物館の臨時休館について	―
		（諸報告）	
		・令和7年度調布市社会教育委員の会議（10月～12月分）について	―
		・令和7年度調布っ子“夢”発表会実施報告について	―
		・令和8年調布市二十歳のつどい実施結果について	―
		・令和7年度調布市公民館運営審議会（10月～12月分）について	―
		・令和7年度調布市立図書館協議会（10月～12月分）について	―
		・令和7年度調布市文化財保護審議会（10月～12月分）について	―

令和8年 2月3日	第1回 臨時会	・令和8年調布市教育委員会第1回臨時会会議録署名委員の指名について （議案） ・令和8年第1回調布市議会定例会提出案件について	— 可　決
令和8年 2月20日	第2回 定例会	・令和8年調布市教育委員会第2回定例会会議録署名委員の指名について （議案） ・調布市教育委員会表彰について ・臨時代理の承認について（調布市立学校学校歯科医の解職） ・臨時代理の承認について（調布市立学校学校歯科医の委嘱） ・臨時代理の承認について（東京都公立学校校長・副校長の人事について） ・臨時代理の承認について（東京都公立学校教員の人事について） ・調布市郷土博物館処務規程の一部を改正する訓令 （報告事項） ・令和7年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・令和8年1月における市内小・中学校の事故等の報告について ・令和7年度全国学力・学習状況調査における調布市の結果について ・令和8年度調布市立図書館の休館について	— 可　決 可　決 可　決 可　決 可　決 可　決 — — — —
令和8年 3月27日	第3回 定例会	・令和8年調布市教育委員会第3回定例会会議録署名委員の指名について （議案） ・臨時代理の承認について（調布市教育委員会表彰について） ・調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則 ・調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則 ・調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令 ・調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 ・調布市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令 ・調布市就学支援委員会規程の一部を改正する訓令 ・令和8年度調布市教育相談所事業計画（案）について ・令和8年度調布市公民館事業計画（案）について ・令和8年度調布市立図書館事業計画（案）について ・令和8年度調布市郷土博物館事業計画（案）について ・調布市立学校学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について （報告事項） ・令和7年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・給特法等改正に伴う「調布市立学校における働き方改革プラン」の取扱いについて	— 可　決 可　決 可　決 可　決 可　決 可　決 可　決 可　決 可　決 可　決 可　決 可　決 — —

		・令和8年2月における市内小・中学校の事故等の報告について ・令和7年度における調布市の体力・運動能力・運動習慣等の調査(東京都)について ・令和9年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について ・令和8年度調布市武者小路実篤記念館事業計画(案)について (協議題) ・次期調布市教育プランの策定方針(案)について	— — — — —

（３）教育委員会事務局の概要（令和７年度）

令和７年度当初の職員数、当初予算額、組織体系図は以下のとおり

◆職員数

・正規職員　２１２人（うち管理職２４人）

◆当初予算額（一般会計のうち教育部所管分）

・歳入　　１１億５１６８万３千円
・歳出　　９２億８３０９万６千円（職員人件費を除く）

◆組織体系図

教育委員会

教育部

教育総務課（所在地：小島町２丁目３６番地１　教育会館４階）
教育委員会会議及び教育部の庶務、教育プランの進行管理、教育会館の管理及び会議室の貸出、学校予算の配分・執行・調整、学校施設の整備等

学務課（所在地：小島町２丁目３６番地１　教育会館１階）
児童生徒の転入・転校、学級編制、中学校学校選択制、教育人口統計、通学路管理、就学援助、学校保健、学校給食、食育の推進等

指導室（所在地：小島町２丁目３６番地１　教育会館５階）
学校教育担当　学校の教育課程、学習指導・生活指導等の指導事務、ICT 環境整備、教科用図書の採択、教職員の研修事務、教職員の人事・給与・福利厚生等
教育支援担当　教育支援相談、特別支援教育、不登校児童・生徒への支援等

教育相談所（所在地：小島町２丁目３６番地１　教育会館６階）
来所相談、電話相談、就学相談

社会教育課（所在地：小島町２丁目３６番地１　教育会館１階）
社会教育委員の会議、社会教育計画の進行管理、二十歳のつどい、青少年のリーダー養成、学校施設開放、八ケ岳少年自然の家及び青少年交流館の管理運営、障害者社会活動支援等

公民館（所在地：東部公民館　若葉町１丁目２９番地２１・西部公民館　上石原３丁目２１番地６・北部公民館　柴崎２丁目５番地１８）
講演会・市民講座・文化教室等の開催、成人学級・団体・サークル・地域文化祭等活動支援

図書館（所在地：小島町２丁目３３番地１　文化会館たづくり４～６階）
分館１０館（国領・調和・深大寺・神代・宮の下・緑ケ丘・富士見・若葉・染地・佐須）
図書館資料の収集・整理・提供・保存、子ども読書活動の推進、調査・研究の支援、利用支援、図書館ボランティアの育成・支援等

郷土博物館（所在地：小島町３丁目２６番地２）
郷土の歴史や文化・自然・美術に関する資料の収集・保管・調査研究・普及展示、文化財の指定・登録・保存・活用、文化財見学会・講演会・体験学習会等の普及啓発事業や学校連携事業の実施、武者小路実篤記念館の管理等

小・中学校（２８校）　教育課程、学校給食、学校事務・用務

（4）令和７年度一般会計当初予算（教育部所管分）課別予算の状況

◆課別 歳出予算の状況

（単位　千円）

課名	令和７年度予算額（a）	前年度予算額（b）	差引増減額（a-b）	主な増減理由
教育総務課	3,666,893	3,147,834	519,059	みまモーニング（調布市立小学校児童への早朝見守り事業）実施の増
学務課	2,015,889	1,931,447	84,442	物価高騰を踏まえた市立学校給食費１食当たりの単価上昇の増
指導室	2,005,640	1,814,729	190,911	教育情報システム更新経費の通年化の増
社会教育課	115,502	89,961	25,541	中学生海外体験学習事業実施の増
東部公民館	26,567	47,308	▲ 20,741	空調改修工事完了による工事費の減
西部公民館	23,503	23,055	448	
北部公民館	28,867	26,319	2,548	
図書館	969,132	895,554	73,578	深大寺分館空調改修工事、緑ケ丘分館建替による委託料の増
郷土博物館	284,347	254,608	29,739	国史跡下布田遺跡整備工事に伴う工事費及び管理委託料の増
郷土博物館（実篤記念館分）	146,756	127,660	19,096	記念館の受変電、空調、衛生、給水排、展示設備等の工事に向けた設計と２階収蔵庫等の空調更新工事との費用差額の増
教育部　合計	9,283,096	8,358,475	924,621	

◆課別 歳入予算の状況

（単位　千円）

課名	令和７年度予算額（a）	前年度予算額（b）	差引増減額（a-b）	主な増減理由
教育総務課	41,995	124,655	▲ 82,660	対象事業の減
学務課	469,899	479,795	▲ 9,896	給食費無償化に対する小・中学校における公立学校給食費負担軽減事業補助金（東京都補助金創設）の減
指導室	400,818	349,828	50,990	歳出額の増額に伴うエデュケーション・アシスタント配置支援事業補助金の増
社会教育課	153	147	6	
東部公民館	494	494	0	
西部公民館	374	374	0	
北部公民館	628	802	▲ 174	
図書館	1,055	1,225	▲ 170	
郷土博物館	236,267	83,555	152,712	下布田遺跡整備工事に伴う国史跡整備費補助金（国・東京都）の増
教育部　合計	1,151,683	1,040,875	110,808	

（５）調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

平成 21 年１月 30 日
教育委員会要綱第２号

第１　目的

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

第２　定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

（1）　点検　個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。

（2）　評価　個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

第３　点検及び評価の対象

点検及び評価の対象は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第２項の規定に基づき調布市教育委員会が策定した教育振興基本計画に掲げる施策及び主要事業とする。

第４　点検及び評価の実施

点検及び評価は、前年度における第３に掲げる事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年１回実施する。

２　点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

３　施策及び事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。

４　委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、市議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

第５　学識経験者等の知見の活用

教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検及び評価に関する有識者を置く。

第６　委任

この要綱に規定するもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成 21 年２月１日から施行する。

附　則（平成 22 年 12 月 22 日教委要綱第 16 号）

１　この要綱は、平成 22 年 12 月 22 日から施行する。

２　この要綱による改正後の調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第３の規定は、平成 22 年度以降に係るものについて適用する。

附　則（平成 27 年３月 30 日教委要綱第７号）

この要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。

刊　行　物　番　号
2026－091

令和８年度調布市教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
報告書
（令和７年度振返り）

発行日　令和８年８月
発　　行　調布市教育委員会
編　　集　調布市教育委員会教育総務課
〒182-0026 調布市小島町２-３６-１
Tel　０４２－４８１－７４６５
印　　刷　庁内印刷